

トラック運送事業の 運行・車両・労務管理の手引き

—— 法令実践ガイド ——

第I編 事業の管理	2
1 貨物自動車運送事業とは	3
2 新規事業許可から事業の開始まで	4
3 事業を開始するまでの確認と整備	5
第II編 運行管理・整備管理関係の帳票類と届出書	6
1 運転者台帳	7
2 点呼記録	14
3 運行指示書	24
4 乗務記録(運転日報)	29
5 乗務員の指導及び監督	39
6 運行管理者・整備管理者の選任及び職務等	43
7 車両管理台帳	75
8 日常点検表	80
9 点検整備記録簿	89
10 事故報告書／事故速報／事故の記録	94
11 運輸安全マネジメントについて	110
第III編 労務関係の帳票類と届出書	114
1 労働基準法関係のポイント	115
2 改善基準の概要	121
3 就業規則の届出	129
4 時間外労働／休日労働に関する協定書	130
第IV編 事業報告書、事業実績報告書	134
1 事業報告書、事業実績報告書について	135
2 事業報告書	136
3 事業実績報告書	154
参考	157
1 運行管理規程	158
資料1	171
資料2	178
2 整備管理規程	184
資料	189
3 自動車点検基準	192
資料	197

貨物自動車運送事業は、国民生活や産業活動に欠かすことのできない貨物の輸送サービスを提供する事業であり、国民生活の向上に大きな役割を果たしています。

この事業を安全かつ適正に遂行するためには、貨物自動車運送事業法等の関係法令の遵守が不可欠であり、各事業所において運行管理、車両管理、労務管理等を確実に行うことが求められますが、そのためには作成、記録、保存、届出等が義務づけられている帳票類等をきちんと整備しておくことが必要となります。

本書は、それら帳票類の様式と記入例をわかりやすく解説することに努め、必要な帳票類は参考として掲載した運行管理規程等とともに、本書をコピーすることにより、そのまま各事業所で活用できる構成となっています。本書が各事業所で適正な事業管理の一助として効果的にご活用いただければ幸いです。

平成31年4月

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

—第I編—

事業の管理

1

貨物自動車運送事業とは

性格

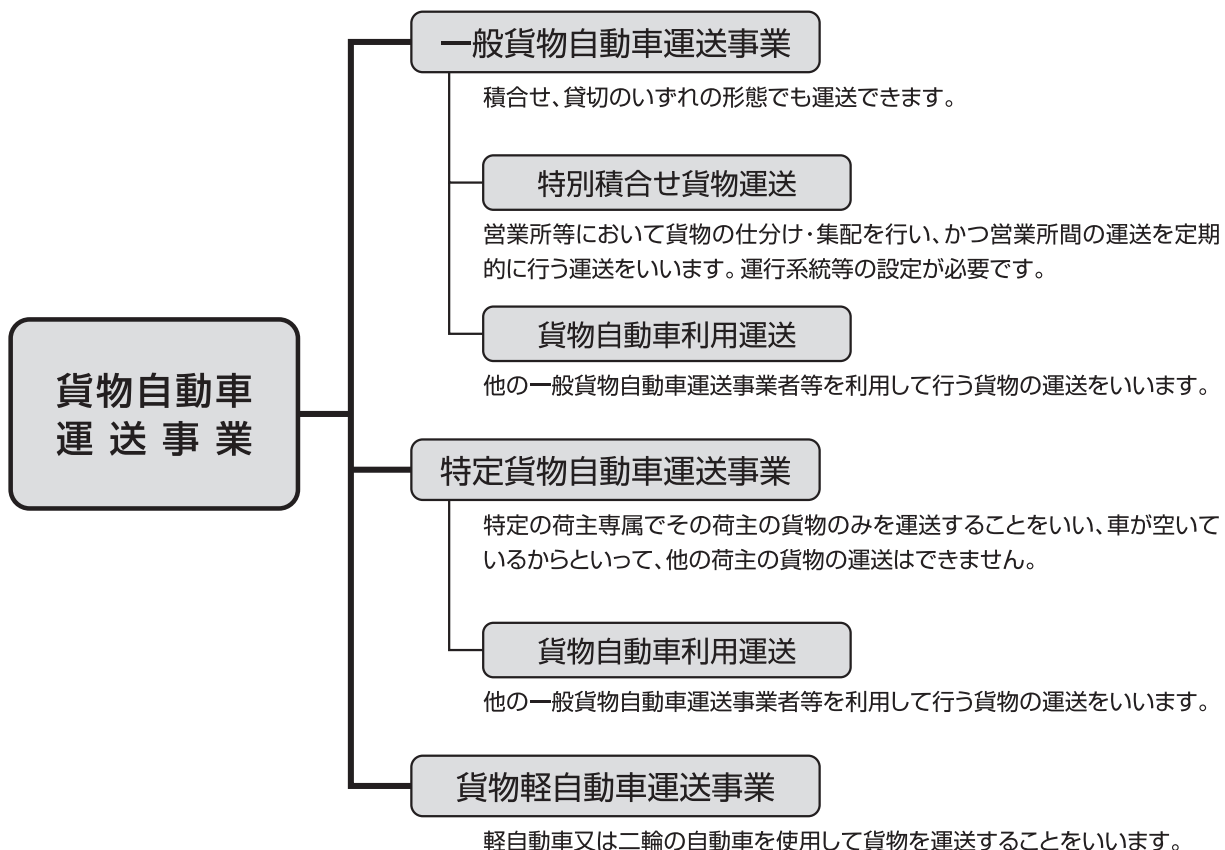
国民生活や産業活動に欠かすことのできない貨物の輸送サービスを提供する事業であり、国民生活の向上、社会経済の維持発展に欠かすことができない公共的な事業として重要な役割を担っています。

義務

貨物自動車運送事業を行うには、貨物自動車運送事業法により国土交通大臣の許可を受ける必要があります。また、事業の実施にあたっては、本法律を遵守し、事業計画に沿って事業を行うことや、運送の安全を確保することなどの義務が生じます。

事業の種類

貨物自動車運送事業は、次の種類に分かれます。

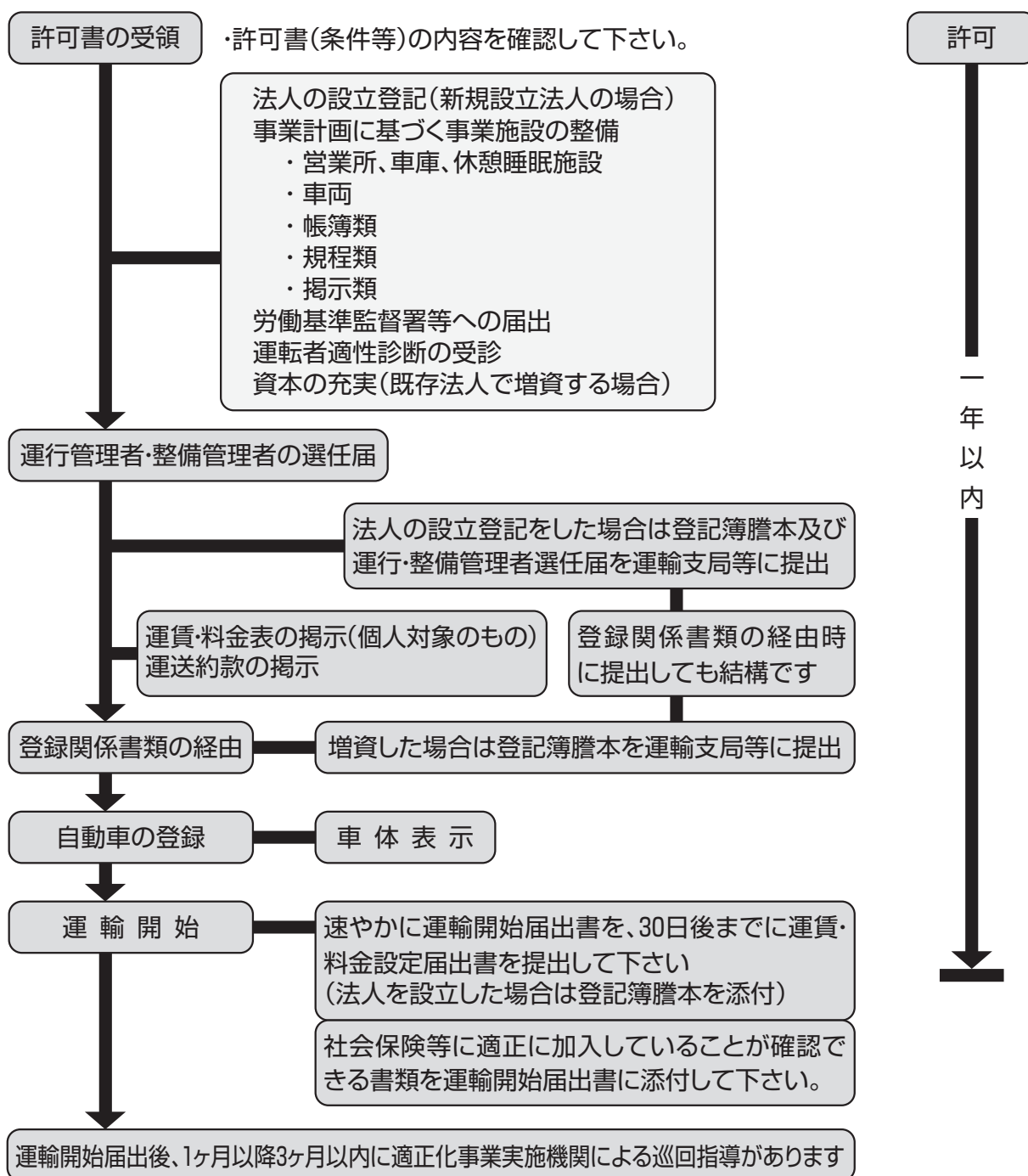


2

新規事業許可から 事業の開始まで

新規に事業の許可を受けてから事業の開始までには、以下の手順が必要となります。

許可書の受領から運輸開始までの手続きの流れ



事業を開始するまでの 確認と整備

手続き等の済んだものをご確認ください。

以下の帳簿類は、監査の際に必ず提示を求められるとともに、適正化事業指導員への相談時にも大切な資料となります。

[illegible]

—第Ⅱ編—

運行管理・整備管理
関係の
帳票類と届出書

運転者台帳

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者を常時選任しておかなければならないことになっています。

そして、これら常時選任の運転者については、その者が日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならないと定められております。

また、常時選任の運転者についてはもちろん、それ以外の運転者についても、それぞれ運転者台帳を作成し管理するよう義務付けられております。

さらに、労働基準法により、使用者は各事業場ごとに労働者名簿を備え付け、事務職をはじめすべての労働者（日々雇い入れられる者を除く。）についてそれぞれ、これに所定の事項を記載しておかなければならないとされております。

(1) 運転者台帳に記載すべき内容

- ① 作成番号及び作成年月日
 - ② 事業者の氏名又は名称
 - ③ 運転者の氏名、生年月日及び住所
 - ④ 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
 - ⑤ 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
 - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
 - ⑥ 事故を引き起こした場合又は道路交通法第 108 条の 34 の規定による通知を受けた場合は、その概要（注）
 - ⑦ 運転者の健康状態
 - ⑧ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況
 - ⑨ 運転者台帳の作成前 6 か月以内に撮影した単独、上 3 分身、無帽、正面、無背景の写真
- なお、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、その運転者の台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを 3 年間保存しなければなりません。

(2)労働者名簿に記載すべき内容

- ① 氏名、生年月日及び住所
- ② 履歴
- ③ 性別
- ④ 従事する業務の種類
- ⑤ 雇入の年月日
- ⑥ 退職の年月日及びその事由（退職の事由が解雇の場合は、その理由を含む。）
- ⑦ 死亡の年月日及びその原因

ただし、常時30人未満の労働者を使用する事業においては④の事項は記入を要しません。

(注) (1)の⑥でいう「事故」及び 「道路交通法第108条の34の規定」の内容は、 次のとおりです。

- ① 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故
 - 車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。)があったとき。
- ② 自動車事故報告規則第2条に規定する事故
 - 自動車が転覆し(道路上において路面と35度以上傾斜したとき。)、転落し(道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。)、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
 - 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
 - 死者又は重傷者(14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは14日以上病院に入院することを要する傷害等)を生じたもの
 - 10人以上の負傷者を生じたもの
 - 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
 - イ 消防法第2条第7項に規定する危険物(塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物亜塩素酸塩類等)
 - ロ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - ハ 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス(常用の温度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス、又は温度35度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く)等)
 - ニ 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第4項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - ト 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
 - 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
 - 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
 - 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
 - 救護義務違反があったもの

1.運転者台帳

- 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
- 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)
- 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

③ 道路交通法第108条の34の規定による通知

- 車両等の運転者が道路交通法関係法令等に違反した場合、その違反が使用者の業務に関してなされたと認めるとき、公安委員会が、その違反の内容を使用者等に通知するものです。

[第108条の34](使用者に対する通知)

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営む者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

(3)保存期間

運転者台帳は、運転者でなくなった年月日から3年間です。

労働者名簿は、労働者の死亡、退職又は解雇の年月日から3年間です。

(4)電磁的記録の作成・保存

運転者台帳の作成・保存は、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成17年国土交通省令第26号)第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運転者台帳に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができます。

労働者名簿は、厚生労働省の所管する法令に係る労働基準法第109条に規定する書類の光磁気ディスク等による保存についての規定により、電磁的記録の作成・保存を行うことができます。



貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5(運転者台帳)

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について第9条の5(運転者台帳)

労働基準法第107条(労働者名簿)、

同法施行規則第53条(労働者名簿の記入事項)

労働基準法第109条(記録の保存)

1.運転者台帳

運転者台帳

●記入例(表)

① 運転者		② 事務職員		③ 整備要員		④ その他()	
事業者名 ○○運輸(株) 営業所名 千代田(営) 運転者台帳 (労働者名簿)							
(注) 該当職種番号に丸をつけ分類保存すること。							
作成年月日	○○年 ○月 ○日	作成番号	○-○○				
ふりがな	しん じゅく た 3う		性別	男・女			
氏名	新宿太郎		生年月日	S○○年 ○月 ○日			
現住所	東京都○○区○○-○○○		雇入年月日	H○○年 ○月 ○日			
	TEL ○○-○○○○-○○○		職種	運転士			
事業用自動車運転者としての選任年月日			○○年 ○月 ○日				
変更に	職種・営業所		年月日	○○年 ○月 撮影			
	理由		血液型	A 型			
運転免許	免許証番号	○○○○○○○○○○		取得年月日	平成○○年 ○月 ○日		
種類	①中・普・大特・けん引・大2・中2・普2・大特2・けん引2		条件	なし			
有効期限	年 月 日まで	番号	年 月 日まで	番号			
関係	年 月 日まで	番号	年 月 日まで	番号			
履歴・運転経験	年 月 日	最終学歴・前・前々勤務先		備考			
自動車の種類	定員又は積載量	経験年月	経験した事業所の名称				
乗用・バス・貨物	人 4 t	年 ヶ月	○○運輸(有)本社営				
乗用・バス・貨物	人 t	年 ヶ月					
資格	S○○年 ○月 ○日	名称等	3級整備士		年 月 日	名称等	
賞罰関係	H○○・○○○	優良運転者					
健康診断状況	報告書から手書で転記するか労働安全衛生規則の第51条に基づく健康診断個人票が51条4に基づく健康診断結果の写しを添付することで足りる。						

●作成年月日、作成番号

●氏名、生年月日、雇入年月日

●運転免許証から記入する
(番号、取得年月日、種類、有効期限、条件)

●事業用自動車の運転者として選任された年月日を記入する

(トラック) © 禁複製 (株) 輸送文研社 ○三(三八六二)○一九一

●事業者ごと(2以上の営業所の場合は営業所ごと)に重複することなく一連の番号ごと、転任・退職等により運転者でなくなった者の番号は永久欠番とし、この台帳は3年間保存すること。

商品コード: 101

温度の場合
きりとり

1.運転者台帳

運転者台帳

(表)

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1</td><td>運転者</td></tr> <tr><td>2</td><td>事務職員</td></tr> <tr><td>3</td><td>整備要員</td></tr> <tr><td>4</td><td>その他()</td></tr> </table> (注) 該当職種の番号に丸をつけ 分類保存すること。 運 転 者 台 帳 (労 働 者 名 簿) 事業者名 _____ 営業所名 _____										1	運転者	2	事務職員	3	整備要員	4	その他()
1	運転者																
2	事務職員																
3	整備要員																
4	その他()																
作成年月日	年	月	日	作成番号													
ふりがな				性 別	生年月日												
氏 名				男・女	年 月 日			写 真 単独,上三分身, 無 帽,正 面, 無 背 景 で 台 帳 作成前6月以内 に撮影のもの (バスにあては、縦36mm 横24mm以上の規定あり)									
現住所				雇入年月日	年 月 日												
	TEL			職 種													
事業用自動車運転者としての選任年月日					年 月 日												
変 更	職種・営業所																
	年 月 日				年 月 撮影												
	理 由				血液型 型												
運 転 免 許 証 関 係	免許証番号				取 得 年月日												
	種類	大・中・普・大特・けん引・大2・中2・普2・大特2・けん引2			条 件												
	有 効 期 限	年 月 日まで	番号		年 月 日まで	番号											
		・	・		・	・											
		・	・		・	・											
・		・		・	・												
履 歴 ・ 運 転 経 験	年 月 日	最終学歴・ 前・前々勤務先			備考												
	・	・															
	・	・															
	・	・															
	・	・															
資 格	自動車の種類	定員又は積載量		経験年月	経験した事業所の名称												
	乗用・バス・貨物	人 t		年 ヶ月													
	乗用・バス・貨物	人 t		年 ヶ月													
賞 罰 関 係	年 月 日	名称等			年 月 日	名称等											
	・	・			・	・											
	・	・			・	・											
受 診 状 況	健康診断の結果を報告書から手書で転記するか労働安全衛生規則の第51条に基づく健康診断個人票か51条4に基づく健康診断結果の写しを添付することで足りる。																

● 事業者ごと(2以上の営業所の場合は営業所ごと)に重複することなく一連の番号ごと、転任・退職等により
運転者でなくなった者の番号は永久欠番とし、この台帳は3年間保存すること。 商品コード: 101

(トラック) © 禁複製 (株)輸送文研社 〇三(三六六)〇二九

退費の場合
返金あり

1.運転者台帳

運転者台帳

●記入例(裏)

●運転者に対する指導の実施状況を記入する

適性診断	受診対象の種類	実施年月日	実施機関名	診断結果の所見摘要		
	初任	〇〇年〇月〇日	事故対東京	別添診断書のとおり		
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
(注) 受診対象の種類は、初任診断、適齢診断(65歳以上)、特定診断。						
自動車事故歴 (事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要。第1・第2当事者の判断が出来ない時は保留と記載し、後ではっきりした時点で結果とその根拠の書類を添付する。)						
	発生日年月日	登録番号	事故の種類	有責・無責の別	事故記録簿No	概要・処置等
	〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇	衝突	有・ ☒ ・無	〇〇	R〇号××交差点乗用車と衝突
	年 月 日			有・双・無		
	年 月 日			有・双・無		
	年 月 日			有・双・無		
	年 月 日			有・双・無		
違反歴	〇〇年〇月〇日	違反内容等	一旦停止不履行	年 月 日	違反内容等	
	年 月 日	違反内容等		年 月 日	違反内容等	
	年 月 日	違反内容等		年 月 日	違反内容等	
	年 月 日	違反内容等		年 月 日	違反内容等	
	年 月 日	違反内容等		年 月 日	違反内容等	
特別教育の実施状況 (初任、高齢、事故惹起) いずれかに○を付ける。						
	〇〇年〇月〇日	教育内容等	別添教育記録のとおり	初任	高齢	事故惹起
	年 月 日	教育内容等		初任、高齢、事故惹起		
	年 月 日	教育内容等		初任、高齢、事故惹起		
	年 月 日	教育内容等		初任、高齢、事故惹起		
	年 月 日	教育内容等		初任、高齢、事故惹起		
保険関係	種類	加入年月日	保険の記号・番号			
	健康保険	〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇			
	厚生年金保険	〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇			
	雇用保険	〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇			
	労災保険	〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇			
家族状況	氏 名	生年月日	続柄	氏 名	生年月日	続柄
	新宿健一	T.〇〇.〇.〇	父	〃 陽子	H.〇〇.〇.〇	長女
	〃 一子	S.〇〇.〇.〇	妻			
	〃 一郎	H.〇〇.〇.〇	長男			
住居状況	通勤所要時間	/ 時間 15 分	住居の種類	自宅・借家・間借・下宿 アパート・マンション・寮		
	家族などへの連絡方法	TEL 〇〇〇 - 〇〇〇〇				
退職・死亡	事業用自動車の運転者でなくなった 年 月 日 理由(朱書で記入する) 事由(解雇の場合はその理由) 年 月 日					

●適性診断実施の都度記入する

●事故があったときは必ず記入する

1.運転者台帳

運転者台帳

(裏)

適 性 診 断	受診対象の種類	実施年月日	実施機関名	診断結果の所見摘要		
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
(注) 受診対象の種類は、初任診断、適齢診断(65歳以上)、特定診断。						
自動車事故歴 (事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要。 第1・第2当事者の判断が出来ない時は保留と記載し、後ではっきりした時点で結果とその根拠の書類を添付する。)						
発生年月日	登録番号	事故の種類	有責・無責の別	事故記録簿№	概要・処置等	
年 月 日			有・双・無			
年 月 日			有・双・無			
年 月 日			有・双・無			
年 月 日			有・双・無			
年 月 日			有・双・無			
違 反 歴	年 月 日	違反内容等		年 月 日	違反内容等	
	年 月 日	違反内容等		年 月 日	違反内容等	
	年 月 日	違反内容等		年 月 日	違反内容等	
	年 月 日	違反内容等		年 月 日	違反内容等	
	年 月 日	違反内容等		年 月 日	違反内容等	
特別教育の実施状況 (初任、高齢、事故惹起) いずれかに○を付ける。						
年 月 日	教育内容等				初任、高齢、事故惹起	
年 月 日	教育内容等				初任、高齢、事故惹起	
年 月 日	教育内容等				初任、高齢、事故惹起	
年 月 日	教育内容等				初任、高齢、事故惹起	
年 月 日	教育内容等				初任、高齢、事故惹起	
保 険 関 係	種 類	加 入 年 月 日		保 険 の 記 号 ・ 番 号		
	健 康 保 険					
	厚生年金保険					
	雇 用 保 険					
	労 災 保 険					
家 族 状 況	氏 名	生 年 月 日	続柄	氏 名	生 年 月 日	続柄
住 居 状 況	通勤所要時間	時間	分	住居の種類	自宅・借家・間借・下宿 アパート・マンション・寮	
	家族などへの連絡方法	TEL.				
退 職 ・ 死 亡	事業用自動車の運転者でなくなった 年 月 日 理由 (朱書で記入する) 事由 (解雇の場合はその理由) 年 月 日					

2

点呼記録

運転者が日々の業務を行うため事業用自動車にその日はじめて乗務しようとするとき、また1日の乗務を終了したときは、運行管理者はその都度必ず対面により点呼を行わなければなりません。

そして、点呼内容は種々細目が定められていますので、運行管理者はこれを正しく行い、点呼後はその状況を点呼記録簿に記載し1年間保存しておく義務があります。

点呼とは

貨物自動車運送事業輸送安全規則により、次の通り定められています。

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

(一)酒気帯びの有無

(二)疾病、疲労、睡眠不足等その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

(三)道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認

2. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては第17条第4号の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

3. 貨物自動車運送事業者は、前2項に規定する点呼のいずれも対面（輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。）で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほか、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、第1項第1号及び第2号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4. 貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前3項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

5. 貨物自動車運送事業者は、第1項から第3項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(一)点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名

(二)点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

(三)点呼の日時

(四)点呼の方法

(五)その他必要な事項

(1)点呼の実施要領

①点呼の実施時

乗務前の対面点呼は、運転者が乗務前の日常点検を実施した後の出発前に、乗務後の対面点呼は運転者が運行終了後、所定の位置に車両を格納した後速やかに行います。また、乗務前後の点呼がいずれも対面で行えない乗務の場合は、中間点呼を実施しなければなりません。

なお、酒気帯びの有無の確認は、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければなりません。

②点呼を実施する場所

営業所 での点呼

次例のような勤務の場合は、乗務前点呼並びに乗務後点呼は営業所の定められた場所で行います。

- ① 日勤で所属営業所において出勤及び退出を行う場合
- ② 業務が継続して翌日にまたがっても宿泊せずに所属営業所に戻る場合

電話に よる点呼 (やむを得ない場合)

次例のように、業務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前又は乗務後いずれも対面で行えない点呼の場合は電話その他の方法により行います。

- ① 行先地から所属営業所に戻る場合
- ② 所属営業所から出発し行先地に宿泊する場合
- ③ 行先地からそのまま再び他の行先地へ移動する場合(中間点呼を含む。)
- ④ 乗務前点呼と乗務後点呼の移動の間に該当する場合
- ⑤ 乗務の終了地又は開始地が、所属営業所以外の営業所である場合

③点呼の主な内容

乗務前の 対面点呼

- ① 酒気帯びの有無
- ② 疾病、疲労、睡眠不足等その他の理由により安全な運転ができないおそれの有無の確認
- ③ 日常点検の実施とその確認
- ④ 運行指示書の必要な運行の場合は、運行指示書による指示
- ⑤ 安全を確保するため必要な指示
(運行記録計を備えた車両については、記録紙などの装着を運転者に行わせます。)

乗務後の 対面点呼

- ① 自動車の状態
- ② 道路及び運行の状況
- ③ 他の運転者と交替した場合は、交替した運転者に対し通告した内容(自動車、道路及び運行状況など)の報告及び酒気帯びの有無についての確認

乗務途中 点呼 (中間点呼)

- ① 酒気帯びの有無
- ② 疾病、疲労、睡眠不足等その他の理由により安全な運転ができないおそれの有無の確認
- ③ 安全を確保するために必要な指示

(2)点呼記録の内容

乗務前 点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ.アルコール検知器の使用の有無
 - ロ.対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ⑧ 日常点検の状況
- ⑨ 指示事項
- ⑩ その他必要な事項

中間 点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ.アルコール検知器の使用の有無
 - ロ.具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

乗務後 点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ.アルコール検知器の使用の有無
 - ロ.対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 自動車、道路及び運行の状況
- ⑦ 交替運転者に対する通告
- ⑧ 酒気帯びの有無
- ⑨ その他必要な事項

(3)保存期間

1年間です。

(4)電磁的記録の作成・保存

点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができます。



貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条(点呼等)
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
(国自安第11号、国自貨第8号、国自整第25号／平成30年4月20日)

点呼記録簿

●記入例

●前任運転者から
交替運転者への引継ぎ事項

●三日以上連続運行の場合で乗務前・
乗務後の点呼が共に対面で出来ない
運行日には必ず電話等で行う。

00 年 0 月 2 日 () 天候 晴

会社名 〇〇運送(株) 営業所 △△支店

運転者名 (車両番号)	乗務前点呼				乗務途中点呼				乗務後点呼				点呼執行者
	点呼日時	点呼方法	有知ア 有知アル の二 使用 無の使 用	有酒 有酒 無の 無の	状態 状態 不 不 足 足 等 等 の の 状 状 況 況	点呼執行者	点呼日時	点呼方法	有知ア 有知アル の二 使用 無の使 用	有酒 有酒 無の 無の	状態 状態 不 不 足 足 等 等 の の 状 状 況 況	点呼執行者	
〇〇〇〇 No. 1	8:00	対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	佐藤	17:40	対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	田中	
△△△△ No. 2	7:30	対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	佐藤	18:00	対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	田中	
□□□□ No. 3	8:10	対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	佐藤	19:00	対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	田中	
		対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否			対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否		
		対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否			対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否		
		対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否			対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否		
		対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否			対面 対面 対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否		

1年間保存

●営業所から出発する時は
必ず対面で行う。泊仕業の
場合のみ電話等で行う。

●事故防止、安全運転のための全体的及び
個人的な指導伝達事項と行先別にかかわる
指導事項を伝達し、記入する。

●アルコール検知器の使用の
有無、酒気帯びの有無、疾病・
疲労・睡眠不足等の状況に
ついて必ず報告させ、異常が
ある場合は乗務させない。

●日常点検の結果の報告を
受け異常のある時は整備
管理者へ報告させる。

点呼記録簿

年 月 日()天候

点呼記録簿

統括運行管理者	運行管理者	補助者

会社名	営業所
-----	-----

運転者名 (車両番号)		乗務前点呼						乗務途中点呼						乗務後点呼																		
		点呼日時	点呼方法	有知アルコールの使用の有無	有酒気帯びの有無	状態 健康・ 睡眠・ 不足・ 疲労・ 等の 状況	日常点検の状況	指し示事項	点呼執行者	点呼日時	点呼方法	有知アルコールの使用の有無	有酒気帯びの有無	状態 健康・ 睡眠・ 不足・ 疲労・ 等の 状況	指し示事項	点呼執行者	点呼日時	点呼方法	有知アルコールの使用の有無	有酒気帯びの有無	の路 状 況	交代 する 運転 者	指し示事項	点呼執行者								
		時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無					時分	対面 対面 対面	有・無	有・無				
		時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無					時分	対面 対面 対面	有・無	有・無				
		時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無					時分	対面 対面 対面	有・無	有・無				
		時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無					時分	対面 対面 対面	有・無	有・無				
		時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無					時分	対面 対面 対面	有・無	有・無				
		時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無					時分	対面 対面 対面	有・無	有・無				
		時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無					時分	対面 対面 対面	有・無	有・無				
		時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無	良・否			時分	対面 対面 対面	有・無	有・無					時分	対面 対面 対面	有・無	有・無				

1年間保存

(5) IT点呼について

国土交通省では、事業用自動車における事故削減を図るために、「事業用自動車総合安全プラン2009」（平成21年3月）に基づき、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」と題する通達の一部を改正し、Gマーク認定事業所に対するインセンティブとして、IT点呼に係る要件を以下のとおり拡大しましたが、平成26年11月の同プランの中間見直しを踏まえて、IT機器の使用等による「IT点呼実施の対象事業者の拡大」を図るため、同通達の一部を改正しました。

■具体的改正内容

(1) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除きます。以下「Gマーク営業所」）をいいます。

なお、次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあつては、(3)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として扱われます。

- ① 開設されてから3年を経過していること。
 - ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を生させていないこと。
 - ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。
 - ④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。
- (2) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であつて、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいいます。
- (3) 同一事業者内のGマーク営業所において、(2)の機器を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及び(1)なお書きの営業所において(2)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（IT点呼）は以下に定めるところにより行うことができます。

① IT点呼の実施方法

ア. 運行管理者等は、IT点呼を行う営業所（IT点呼実施営業所）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(2)の機器を使用しIT点呼を行わなければなりません。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼実施場所を確認します。

イ. 運転者は、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（被IT点呼実施営業所）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(2)の機器を使用しIT点呼を受けます。

ウ. 点呼は対面により行うことが原則であることから、IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とします。

ただし、営業所と当該営業所の車庫の間及び営業所の車庫と当該営業所の他の車庫の間でIT点呼を実施する場合にあつてはこの限りではありません。

② 運行管理及び整備管理関係

- ア. 営業所間(営業所と他の営業所の車庫の間及び営業所の車庫と他の営業所の車庫間を含む)においてIT点呼を実施した場合、輸送安全規則第7条第5項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等(点呼簿)に記録する内容を、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所の双方で記録し、保存しなければなりません。
- イ. 営業所間においてIT点呼を実施した場合、IT点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内)、その記録した内容を被IT点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、IT点呼実施営業所の名称、IT点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存しなければなりません。
- ウ. 営業所間においてIT点呼を実施する場合、被IT点呼実施営業所の運行管理者等は、IT点呼実施営業所において適切なIT点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をIT点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しなければなりません。
- エ. 上記事項その他IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知しなければなりません。
- オ. 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行わなければならない。

③ 運輸支局長等への報告関係

- ア. IT点呼を実施しようとする事業者には、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長(運輸支局長等)に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに定められた報告書を提出しなければなりません。また、(1)なお書きの事業者にあつては、事前に地方貨物自動車運送適正化事業実施機関へ(1)④の要件を確認し、定められた報告書の宣誓事項欄に記載しなければなりません。
 - イ. 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者は、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。
なお、報告書を受理した運輸支局長等は、関係する運輸支局長等に当該報告書の内容を通知します。
 - ウ. IT点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。
- (4) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、運行上やむを得ない場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により(2)の機器による点呼(遠隔地IT点呼)を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができます。

① 遠隔地IT点呼の実施方法

- ア. 運行管理者等は、遠隔地IT点呼を行う営業所(遠隔地IT点呼実施営業所)又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(2)の機器を使用し遠隔地IT点呼を行うものとします。なお、遠隔地IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地IT点呼実施場所を確認するものとします。
- イ. 運転者は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は中間点呼を受けようとする地点において、遠隔地IT点呼を受ける運転者が所属する営業所(被遠隔地IT点呼実施営業所)で管理する(2)の機器を携行・使用し遠隔地IT点呼を受けるものとします。ただし、同一事業者の他のGマーク営業所又は当該営業所の車庫において、乗務を開始若しくは終了する場合又は中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられた(2)の機器を用いて遠隔地IT点呼を受ける場合はこの限りではありません。

2.点呼記録

ウ. 点呼は運転者の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とします。ただし、IT点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるIT点呼の実施とあわせて1営業日のうち連続する16時間以内とします。

② 運行管理及び整備管理関係

ア. 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存しなければなりません。

イ. 遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内)、その記録した内容を被遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、遠隔地IT点呼実施営業所の名称、遠隔地IT点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存しなければなりません。

ウ. 被遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等は、遠隔地IT点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しなければなりません。

エ. 上記事項その他遠隔地IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知しなければなりません。

オ. 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行わなければなりません。

③ 運輸支局長等への報告関係

ア. 遠隔地IT点呼を実施しようとする事業者には、遠隔地IT点呼実施営業所及び被遠隔地IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、遠隔地IT点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出しなければなりません。

イ. 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。

なお、報告書を受理した運輸支局長等は、関係する運輸支局長等に当該報告書の内容を通知します。

ウ. 遠隔地IT点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。

(5) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼(他営業所点呼)を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとします。

① 運行管理及び整備管理関係

ア. 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存しなければなりません。

イ. 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所(他営業所点呼実施営業所)の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内)、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存しなければなりません。

ウ. 他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しなければなりません。

エ. アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知しなければなりません。

オ. 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行わなければならない。

- (6) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業(資本関係があるグループ企業)が、当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯(連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝)に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとします。

① 運行管理及び整備管理関係

ア. 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存しなければならない。

イ. グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所(他グループ営業所点呼実施営業所)の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内)、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存しなければならない。

ウ. 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しなければならない。

エ. アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知しなければならない。

オ. 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行わなければならない。

② 運輸支局長等への報告関係

ア. 他グループ営業所点呼を実施しようとする事業者及び他グループ営業所点呼を受けようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼の実施予定日の原則10日前までに定められた報告書を提出しなければならない。なお、報告書には、他グループ営業所点呼実施営業所と他グループ営業所点呼を受ける営業所は、資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方の営業所の位置を示す図面を添付しなければならない。

イ. 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければならない。

ウ. 当該点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければならない。

3

運行指示書

貨物自動車運送事業輸送安全規則 第9条の3（運行指示書による指示等）

一般貨物自動車運送事業者等は、輸送安全規則第7条第3項に規定する乗務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければなりません。

- ① 運行の開始及び終了の地点及び日時
 - ② 乗務員の氏名
 - ③ 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
 - ④ 運行に際して注意を要する箇所の位置
 - ⑤ 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
 - ⑥ 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
 - ⑦ その他運行の安全を確保するために必要な事項
- 2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第1号又は第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第4号から第7号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。
- 3 一般貨物自動車運送事業者等は、第1項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者に第7条第3項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第1項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。
- 4 一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存しなければならない。

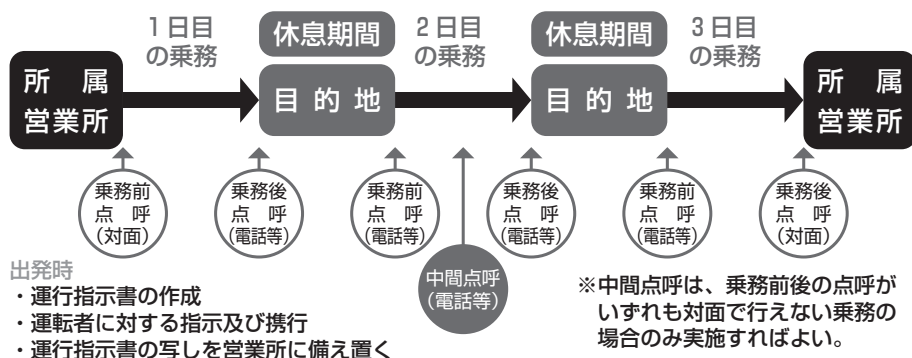
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について 第9条の3（運行指示書による指示等）

本条の趣旨は、長期間の運行をする場合及び長期間の運行をする中で、求車求貨システム等を活用して行き先地で随時帰り荷を獲得する等により当初の運行計画が変更される場合には、運転者に対する運行指示書による指示という形態をとるとともに、その内容が変更される場合には事業者と運転者の双方が変更内容を記載することにより運行経路や運行の安全確保上必要な事項について運転者への確実な伝達を期そうとするものです。

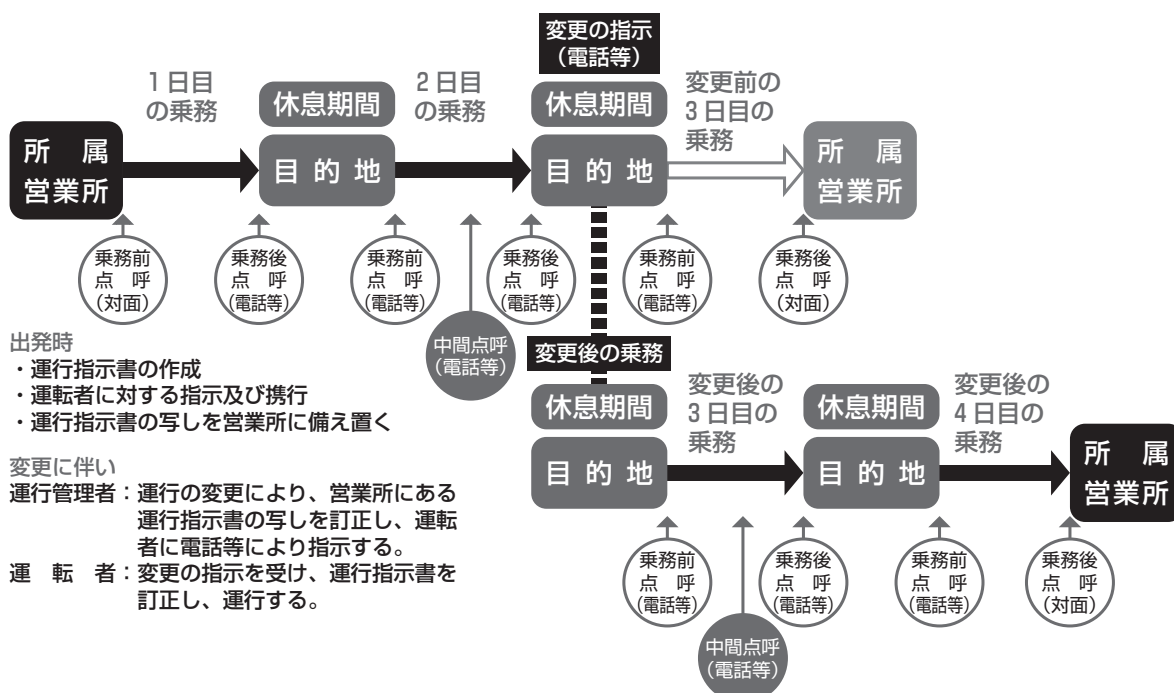
3.運行指示書

- 第1項及び第2項の場合には、運行中は運転者が運行指示書を携行するとともに、営業所にその写しを備え置き、運行終了後は運行指示書及びその写しを営業所において保存しなければならない。また、第3項の運行の場合には、運転者が乗務等の記録に指示の内容を記録するとともに営業所に作成した運行指示書を備え置き、運行終了後は乗務等の記録及び運行指示書を営業所において保存しなければならない。
- 第2項の運行の場合には運転者に対して指示を行った日時及び運行管理者の氏名についても運行指示書及びその写しに記載させること。
また、第3項の運行の場合には、運行指示書及び乗務等の記録に同様に記載させること。
- 運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として、第2項の規定に基づき運行管理者の指示によって行わせること。
- 第2項及び第3項の「その他の方法」の解釈については、輸送安全規則第7条第1項、第2項及び第3項の「その他の方法」の解釈を準用する。
 （「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は、該当しない。）
- 運行指示書の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運行指示書に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。

A 中間点呼及び運行指示書の必要な運行

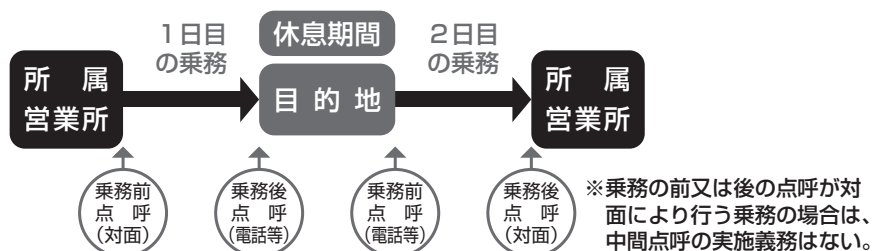


B 出発時Aの運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



3.運行指示書

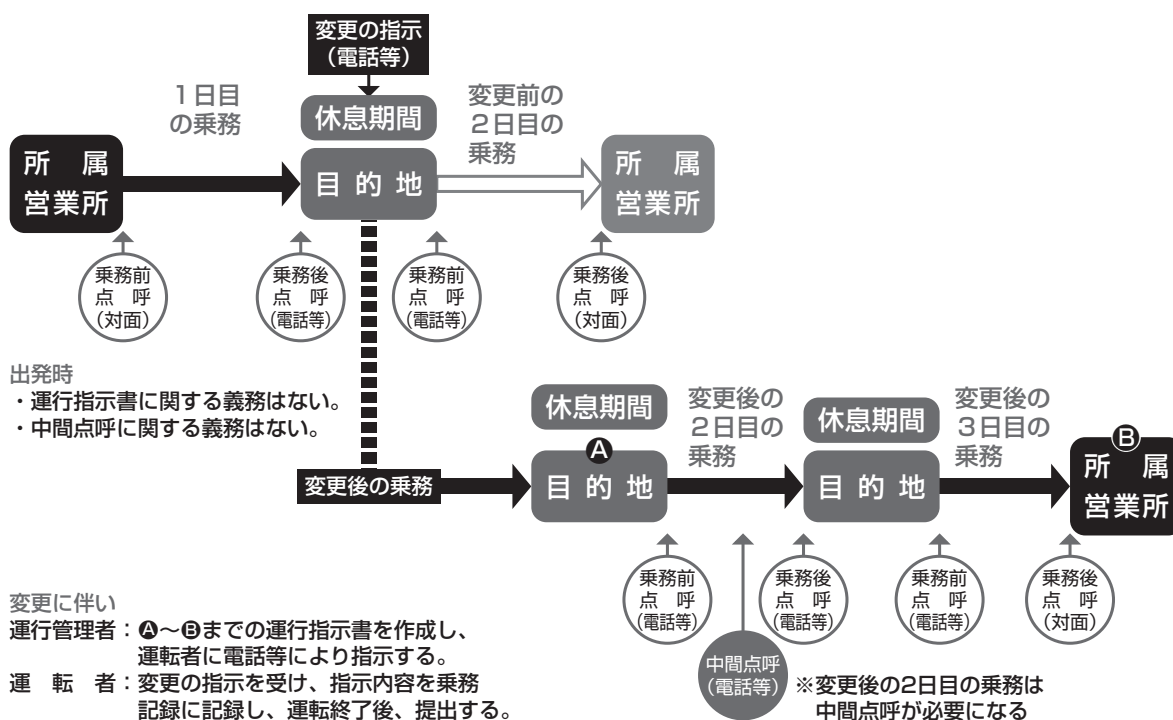
C 中間点呼及び運行指示書の必要のない運行



出発時

- ・運行指示書に関する義務はない。
- ・中間点呼に関する義務はない。

D 出発時上記Cの運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



出発時

- ・運行指示書に関する義務はない。
- ・中間点呼に関する義務はない。

変更に伴い

運行管理者：A～Bまでの運行指示書を作成し、運転者に電話等により指示する。

運 転 者：変更の指示を受け、指示内容を乗務記録に記録し、運転終了後、提出する。



貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3(運行指示書による指示等)
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
(国自安第11号、国自貨第8号、国自整第25号／平成30年4月20日)

(正) 指示進行

平成 年 月 日 ()

開始	走行メータ	走行	走行
	終了		

運行開始: S、運行終了: F、運転: D、積み込み: L、取卸: U、休憩: R、点検: Cとする

4

乗務記録(運転日報)

運行管理者は、運転者の乗務実態を正しく把握して過労防止をはじめ安全運行を確保するため、また、運行管理上の資料として活用するため、運転者に乗務記録（いわゆる運転日報）を記載させ、これを1年間保存しなければなりません。

なお、運行管理者は、乗務員の過労を防止するため、国土交通省が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準として告示した「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（121頁参照）に基づき、乗務割当及び乗務調整を行う必要があります。

(1) 乗務記録の記載事項

- ① 運転者の氏名
- ② 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ③ 乗務開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務距離
- ④ 運転者の交替があった場合は、その地点及び日時
- ⑤ 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
- ⑥ 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ. 貨物の積載状況
 - ロ. 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（集貨地点等）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項
 - (1) 集貨地点等
 - (2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
 - (3) 集貨地点等に到着した日時
 - (4) 集貨地点等における積み込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時
 - (5) 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
 - (6) 集貨地点等から出発した日時
 - ハ. 集貨地点等で荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項
 - (1) 集貨地点等
 - (2) 荷役作業等の開始及び終了の日時
 - (3) 荷役作業等の内容
 - (4) (1) から (3) までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨

- ⑦ 道路交通法第 67 条第 2 項の交通事故、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合は、その概要及び原因(注)
- ⑧ 輸送安全規則第 9 条の 3 第 3 項の指示があった場合にあっては、その内容((2) 4. 参照)

(2)乗務記録の記載要領

1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであるから、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用すること。

- ① 10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。
- ② 輸送安全規則第 3 条第 8 項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。
- ③ 輸送安全規則第 8 条第 1 項第 6 号イについては、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。

また輸送安全規則第 8 条第 1 項第 6 号ロについては、集貨地点等における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務(積込み、取卸し、附帯業務等)及び休憩に係る時間を控除した時間(待機時間)が 30 分未満の場合は、記録を省略して差しつかえない。なお荷主の都合とは、事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、これに含まない。

輸送安全規則第 8 条第 1 項第 6 号ハの荷役作業等の記録は、荷主との契約書に、実施した荷役作業等の全てが明記されている場合で、荷役作業等に要した時間が 1 時間未満の場合は、記録を省略して差しつかえない。

- 2. 輸送安全規則第 8 条第 1 項第 2 号の「その他の当該事業用自動車を識別できる表示」とは、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号等をいう。
- 3. 輸送安全規則第 8 条第 1 項第 5 号の「日時」とは、休憩又は睡眠若しくは仮眠を開始した日時及び終了した日時をいう。
- 4. 輸送安全規則第 8 条第 1 項第 8 号の趣旨は、輸送安全規則第 9 条の 3 第 3 項の場合には、当該運転者は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を乗務等の記録において当該運転者に記録させるものである。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について)

(3)保存期間

1年間です。

(4)電磁的記録の作成・保存

乗務記録の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」(平成10年3月31日付け自環第72号)により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができます。



貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条(乗務等の記録)
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
(国自安第11号、国自貨第8号、国自整第25号／平成30年4月20日)

(注)道路交通法第67条第2項による交通事故及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故は、8頁参照。

4.乗務記録(運転日報)

乗務記録
標準帳票基本タイプ

平成	年		月		日	P		天候	運 転 日 報 (基本タイプ)	所 長	監 行 務 室	運 行 管 理 者	代 理 者					
事 業 者 名								総走行キロ	始庫時メーター	運転者数	乗務員数	稼働時間	出庫時刻	時	分			
車種・トン車 車両 No.									品庫時メーター				帰庫時刻	時	分			
稼働状況									差				引	計	稼働時間		時	分
実	働	運転者休	車検修理	荷主なし	その他													
0	1	2	3	4														

(作業内容)
 ナド順
 得意先名
 発地
 走行キロ
 実車キロ
 トン
 回数
 時刻
 所要時間
 別業
 超過単位
 1
 自時
 至時
 分
 分
 超過キロ
 超過時間
 現収品名
 総重量
 個数
 積載状況
 着地
 合計収受額
 運賃
 割増・引
 料金
 実費
 増額
 キロ増
 時間増
 未収
 , 0 , 0 , 0 , 0 , 0

ナド順
 得意先名
 発地
 走行キロ
 実車キロ
 トン
 回数
 時刻
 所要時間
 別業
 超過単位
 2
 自時
 至時
 分
 分
 超過キロ
 超過時間
 現収品名
 総重量
 個数
 積載状況
 着地
 合計収受額
 運賃
 割増・引
 料金
 実費
 増額
 キロ増
 時間増
 未収
 , 0 , 0 , 0 , 0 , 0

●貨物の重量または貨物の個数、貨物の荷台等への積載状況を可能な限り詳細に記録すること。
 社団法人全日本トラック協会標準帳票

時 間		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23																							計		合 計		拘束時間	
																									時間	分	時間	分	時間	分
事 項	乗務の開始・終了、運転交替の地点と経過地点																								④		⑦		①	
	運 転																								④					
	運転以外の業務																								④					
	休憩・仮眠の時間																								④					
	休憩・睡眠・仮眠の地点																													
	カーフェリー																								④					
休 息 期 間																									⑤					

月 日 (曜日)	燃 料	前 日 残		注 入	社 内		消 費	社 外		残 量	オイル		補 給	抜 替				
		ℓ									ℓ							
事故、著しい運行の遅延その他異常な状態とその概要・原因 ※															日 時 場 所	指 示 事 項 他	管理者名	乗務の途中において、運行指示が変更になった場合、表面の乗印欄に年月日、場所、経路など必要指示伝達事項及び指示した運行管理者名を記入すること。

4.乗務記録（運転日報）

荷待ち時間・荷役作業等乗務記録付票

記録用紙に必要な項目が記載されていれば各事業者で作成した様式で構いません。

発荷主側で荷物の積み込み時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合

パターン例（サンプルA）

8：45	集貨地点に到着	
9：00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機：20分)	
9：20～9：40	附帯業務①(荷造り) (荷主都合の待機：20分)	→20分
10：00～10：30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30分
10：30～11：30	積み込み	→60分
11：30	出発	

※荷役作業等が契約書に明記されていても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名：株式会社〇〇 車両番号：〇 〇 〇 〇

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8：45	9：00

荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み・取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
9：00～9：20 9：40～10：00	40分	9：20～9：40 10：00～10：30	10：30～11：30	11：30

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られた場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分け 5. 検収・検品 6. 機待ち 7. 機待ち 8. 梱入れ 9. ラベル貼り 10. ばいり作業 11. その他()	△△ △△	△△ △△	

※別途デジタコなどの方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外

パターン例（サンプルB）

15：45	荷卸し地点に到着	
16：00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機：40分)	
16：40～17：00	取卸し (荷主都合の待機：20分)	→20分
17：20～17：50	附帯業務（梱入れ）	→30分
17：50	出発	

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名：株式会社●● 車両番号：● ● ● ●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●● ●●	●●物流センター	15：45	16：00

荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み・取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
16：00～16：40 17：00～17：20	60分	17：20～17：50	16：40～17：00	17：50

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分け 5. 検収・検品 6. 機待ち 7. 機待ち 8. 梱入れ 9. ラベル貼り 10. ばいり作業 11. その他()		✓	

※別途デジタコなどの方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

4.乗務記録(運転日報)

荷待時間・荷役作業等記録票

荷主名:

車両番号:

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の 指定時刻

荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み／取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 横持ち 7. 縦持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他()			

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

運行記録計と兼用式の乗務記録

事業用貨物自動車のうち車両総重量 7 トン以上又は最大積載量 4 トン以上のもの、それに該当するトレーラをけん引するトラクタ及び特別積合せ貨物運送の運行車には、道路運送車両の保安基準第 48 条の 2 の基準に適合する運行記録計の装着が義務付けられています。

運行記録計は、自車の「速度」「距離」「時間」の 3 項目を最低限記録するもので、運行記録計の種類は、記録用紙(チャート紙)を利用するアナログ式と、メモリーカード(記録媒体)などを利用するデジタル式に大きく分けられます。デジタル式運行記録計は、機種によって、上記の 3 項目の記録の他に多様なデータを記録し、分析できるものもあります。

アナログ式運行記録計に記録されたチャート紙や、デジタル式運行記録計から印刷した紙を利用して、以下の①～⑧のような所定の事項を付記することで乗務記録に代えることもできます。

なお、運行記録計による記録を義務づけられた事業用貨物自動車については、記録データを 1 年間保存しなければなりません。また、乗務記録の記載事項と同様に、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができます。

運行記録紙を貼付した 台紙への付記事項

- ① 運転者名
- ② 自動車の登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ③ 乗務開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務距離
- ④ 運転者の交替があった場合は、その地点及び日時
- ⑤ 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
- ⑥ 車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ.貨物の積載状況
 - ロ.荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(集貨地点等)で待機した場合にあっては、次に掲げる事項
 - (1) 集貨地点等
 - (2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
 - (3) 集貨地点等に到着した日時
 - (4) 集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
 - (5) 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務(附帯業務)を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
 - (6) 集貨地点等から出発した日時
- ⑦ 道路交通法第 67 条第 2 項の交通事故、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他異常な状態があった場合は、その概要及び原因(注 1)
- ⑧ 輸送安全規則第 9 条の 3 第 3 項の指示があった場合にあっては、その内容(注 2)

(注 1) 道路交通法第 67 条第 2 項の交通事故、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故は、8 頁参照。

(注 2) 輸送安全規則第 9 条の 3 第 3 項の場合には、当該運転者は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を乗務等の記録において当該運転者に記録させるものである。

根拠法令

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9 条(運行記録計による記録)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 8 条(乗務等の記録) 第 2 項

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について第 9 条(運行記録計による記録)

4.乗務記録(運転日報)

乗務記録 運行記録計による記録

●記入例

乗務記録

ここへ記録紙をはりつける

運転者名
 登録番号又は車番
 乗務年月日
 出庫時メータ
 帰庫時メータ
 総走行キロ

平成〇〇年 〇 月 〇 日 (〇 曜日) 天気 晴

運転者氏名	渋谷 次郎	交替運転者氏名	
主な経過地点	開始地 〇〇	中間 〇 〇	終了地 〇 〇 〇
休憩又は睡眠の地点及び日時			
運転交替の地点及び日時			
総走行杆	〇 〇 〇 Km	実車	〇 〇 〇 Km
空車	〇 〇 〇 Km		
貨物の積載状況	①	②	
事故、著しい運行の遅延、その他異常な状態の概要・原因			

4.乗務記録(運転日報)

乗務記録

ここへ記録紙をはりつける

平成 年 月 日 (曜日) 天気

運転者氏名				交替運転者氏名			
主な経過地点	開始地			中間			終了地
休憩又は睡眠の地点及び日時							
運転交替の地点及び日時							
総走行杆	Km		実車	Km		空車	Km
貨物の積載状況	①			②			
事故, 著しい運行の遅延, その他 異常な状態の概要・原因							

5

乗務員の指導及び監督

貨物自動車運送事業者は、運転者に対して国土交通大臣の告示(注1)の第1章(一般的な指導及び監督の指針)で定めるところにより、事業に係わる道路の状況、事業用自動車の運行に関する状況、運行の安全を確保するために必要な運転の技術、法令上の遵守すべき事項について、適切な指導及び監督を行わなければならないことになっています。

また、乗務員に対して、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて適切な指導を行わなければなりません。

なお、運転者に対して、国土交通大臣の告示の第1章(一般的な指導及び監督の指針)に定めるところにより指導監督を実施したときは、実施日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、その記録を営業所に3年間保存して下さい。

貨物自動車運送事業者はまた、国土交通大臣の告示の第2章(特定の運転者に対する特別な指導の指針)で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければなりません。

- ① 死者又は負傷者(注2)が生じた事故を引き起こした者
- ② 運転者として新たに雇い入れた者
- ③ 高齢運転者(65歳以上の者)

なお、①～③の特定の運転者に対して、特別な指導を実施したときは、その年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面(乗務員教育記録簿等)を運転者台帳に添付して下さい。

また、同様に、特定の運転者に対して特定の適性診断を受診させたときは、受診年月日及びその結果を記録した書面を運転者台帳に添付して下さい。

さらに、運転者として新たに雇い入れた者に対し、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認・把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせなければなりません。

(注1) 国土交通大臣の告示とは、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成28年4月1日国土交通省告示第620号)をいいます。

(注2) この負傷者とは、次の者をいいます。

自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号又は第4号の傷害を受けた者

- 14日以上入院を要する傷害を受けた者で、医師の治療期間が30日以上のものである
- 14日以上入院を要する傷害を受けた者など
- 11日以上医師の治療を要する傷害を受けた者

根拠法令

貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条(従業員に対する指導及び監督)

●一般的指導・監督及び初任運転者への指導・監督の内容

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構え
- ② 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ 事業用自動車の構造上の特性
- ④ 貨物の正しい積載方法
- ⑤ 過積載の危険性
- ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ⑪ 健康管理の重要性
- ⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

※初任運転者については、初めて事業用トラックに乗務する前（やむを得ない事情がある場合は乗務を開始した後1か月以内）に実施する。

- ・座学及び実車を用いた指導を15時間以上（積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導）
- ・トラックを運転させての安全運転指導は20時間以上（実際に初任運転者にトラックを運転させ、添乗等により安全運転の方法を指導）

●事故惹起運転者への指導・監督の内容

- ① トラックの運行の安全の確保に関する法令等
- ② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
- ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ④ 交通事故を防止するために留意すべき事項
- ⑤ 危険の予測及び回避
- ⑥ 安全運転の実技

※①～⑤までは合計6時間以上、⑥は可能なかぎり実施するのが望ましい。

●高齢運転者への指導・監督の内容

適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

乗務員教育記録

●記入例

乗, 1号様式

乗務員教育記録

実施年月日 平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

時 間 自 18時30分 ~ 至 20時30分

場 所 当社 事務所

実 施 者 山本 裕一郎

営 業 所 名 千代田営業所

	指導主任者	補 助 者
検 印	(印)	(印)

指導教育の内容

1. 事故防止対策について

最近、都内で積荷落下による死傷事故が発生したので、新聞の切抜き及び関係当局からの事故の記録をもとに、積荷のロープかけなどについて実際にロープを使って指導した。

2. 健康管理について

運転者は、平素から食事が不規則になりがちなところから、会社で契約している管理栄養士に講師を依頼し、食事の時間、食事の内容などについて、講習を受け、その質疑応答の形で各自が健康に十分注意するよう指導した。

(資料) 事故掲載の新聞、事故状況のメモ、食品のカロリー表

氏 名	転記	氏 名	転記	記 事
新橋太郎	済			当日、3年間無事故 無違反の社員表彰を 併せて行った。 田端 二雄 神田 孝夫 欠席者 〇〇太郎 (次回〇月〇日実施予定)
大塚 誠	済			
⋮	⋮			
⋮	⋮			
⋮	⋮			

5.乗務員の指導及び監督

乗務員教育記録

乗, 1号様式

乗務員教育記録

検 印	指導主任者	補助者

実施年月日 年 月 日

時 間 自 時 分 ~ 至 時 分

場 所

実 施 者

営 業 所 名

指 導 教 育 の 内 容					
	氏 名	転記	氏 名	転記	記 事

6

運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

貨物自動車運送事業者は、貨物の安全確実な輸送について万全を期するため事業活動の単位である営業所ごとに運行管理者を選任し、その業務を遂行させることが義務付けられています。また、事業用自動車の保守管理や経済的使用を図るため整備管理者の選任が義務付けられており、これらの管理者の選任等をした場合には、選任届を提出しなければなりません。

また、事業者は運行管理者及び整備管理者の職務・権限及び業務の処理の基準等を明確にするため、運行管理規程・整備管理規程を定め、事業所に備え付けなければなりません。

(1) 運行管理者

■運行管理者の資格

運行管理者として選任できる者は、国土交通大臣から運行管理者資格者証の交付を受けている者でなければなりません。

この運行管理者資格者証は、運行管理者試験に合格した者、または運行の安全の確保に関する業務について一定の実務経験その他の要件を備える者について申請により交付されます。

■運行管理者の選任

- ① 事業者は、営業所ごとにその配置車両数に応じて一定数以上の運行管理者を選任しなければなりません。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は補助者を兼務することはできません(兼務に該当しない場合あり)。

●運行管理者選任者数

事業用自動車の数(被けん引車を除く。)	運行管理者数
29両まで(運行車+運行車以外)又は5両以上29両まで(運行車以外)	1人以上
30両～59両(運行車+運行車以外)	2人以上

※以下 必要選任者数=1+配置車両数(被けん引車を除く。)/30(ただし、小数点以下は切り捨てる)

※運行車とは、特別積合せ貨物運送の運行系統に配置する車両のことです。

② 統括運行管理者

複数の運行管理者を選任している営業所では、その責任が分散しないように、また、運行管理業務が統一された方針で処理、遂行されるよう運行管理業務の全般を統括する運行管理者を選任する旨を運行管理規程により明確にしておかなければなりません。

■運行管理者の選任(解任)の届出

運行管理者を選任又は解任したとき(当該営業所の運行管理者でなくなったとき)は、届出事由の発生後1週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届出書を提出しなければなりません。

■運行管理者の研修

事業者は、管理者に安全規則第23条の規定により、国土交通大臣が告示で定める「貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第32条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年国土交通省告示第455号）の区分に従ってこれを受講させるものとする。

なお、補助者についても積極的に当該講習を受講させるとともに、関係団体等が主催する研修等についても積極的に参加させ、業務に必要な知識並びに技能等の習得に努めさせること。

■運行管理者の業務

運行管理者は、事業者に代わって事業用自動車の運行の安全を確保するために次の業務を行います。

- ① 事業者により運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。
- ② 乗務員の休憩・睡眠施設を適切に管理すること。
- ③ 事業者が定めた勤務時間及び乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- ④ 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。
- ⑤ 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転又はその補助をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。
- ⑥ 長距離運転、夜間運転に従事する場合で、疲労などによって安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替する運転者を配置すること。
- ⑦ 過積載の防止について、運転者その他の従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- ⑧ 貨物の積載方法について従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- ⑨ 通行の禁止・制限等の違反防止について運転者に対する指導及び監督を行うこと。
- ⑩ 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びにそれらの内容を記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- ⑪ 運転者に乗務した内容を記録させ、保存すること。
- ⑫ 運行記録計を管理し、その記録を保存すること。
- ⑬ 運行記録計が故障等で、記録することができない車両を運行させないこと。
- ⑭ 事故が発生した場合は、定められた事項を記録し、その記録を保存すること。
- ⑮ 運転指示書を作成し、適切に指示を行うとともに、原本及び写しを保存すること。
- ⑯ 運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- ⑰ 乗務員に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運行の安全に関する事項について指導、監督及び特別な指導を行うとともに、記録及び保存すること。
- ⑱ 事故惹起運転者、新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対しては特別な指導を行い、かつ適性診断を受診させること。
- ⑲ 異常気象時等における輸送の安全確保のための措置を講ずること。
- ⑳ 補助者に対する指導及び監督を行うこと。
- ㉑ 自動車事故報告規則第5条の規定に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導監督を行うこと。
- ㉒ 特別積合せ貨物運送に係る運行管理者は、乗務に関する基準を作成し、かつ、その基準の遵守について乗務員に対する指導及び監督を行うこと。
- ㉓ 事業者に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関し、必要な事項について助言することができる。
- ㉔ 統括運行管理者は、定められた規定による運行管理者の業務を統括しなければならない。



貨物自動車運送事業法第18条(運行管理者)、第19条(運行管理者資格者証)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条(運行管理者の選任)、第19条(運行管理者の選任等の届出)、
第20条(運行管理者の業務)、第21条(運行管理規程)
第23条(運行管理者の講習)

(2) 整備管理者

■整備管理者の業務及び選任

5 両以上の事業用自動車（ただし、乗車定員 11 人以上の自動車は 1 両以上）を使用する自動車使用者（事業者）は、その自動車の使用の本拠ごとに自動車の点検整備及び自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、整備管理者を選任しなければなりません。

なお、整備管理者の権限として次のように定められています。

- ① 日常点検整備に規定する日常点検の実施方法を定めること。
- ② 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること。
- ③ 定期点検整備に規定する定期点検を実施すること。
- ④ 日常点検整備及び定期点検整備のほか、随時必要な点検を実施すること。
- ⑤ 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること。
- ⑥ 定期点検及び(木)の必要な整備の実施計画を定めること。
- ⑦ 点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- ⑧ 自動車車庫を管理すること。
- ⑨ 上記に掲げる事項を処理するため、運転者及び整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

■整備管理者の選任等の届出

整備管理者を選任したときは、その日から 15 日以内に地方運輸局長にその旨を届け出なければなりません。

これを変更したときも同様です。



道路運送車両法第 50 条(整備管理者の選任)、第 52 条(選任届)
道路運送車両法施行規則第 31 条の 3(整備管理者の選任)、
第 32 条(整備管理者の権限等)、第 33 条(整備管理者の選任届)

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

北海道運輸局

— 運行管理者 —

●記入例(表)

整理 番号	貨物自動車運行管理者 選任 解任 届出書			
平成 〇〇 年 〇 月 〇 日				
北海道運輸局 札幌 運輸支局長 殿				
届出者の氏名 又は名称		〇〇輸送株式会社 代表取締役 北 大地		
届出者の住所		北海道札幌市〇〇 〇〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
営業所の名称 及び所在地		本社営業所 北海道札幌市〇〇 〇〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
事業の種類	一般貨物 (6. 特別積合 ⑦ その他)	8. 特定貨物	9. 特定第二種	
事業用自動車の台数	総数 45 台	うち一般車両数 (被牽引車を除く) 6 台	うち運行車数 (被牽引車を除く) 台	うち被牽引車数 台
選任年月日等		選任年月日等		選任年月日等
年月日 兼職の有無		年月日 兼職の有無		年月日 兼職の有無
平成〇〇年 〇月 〇日 (有) (整備 管理者) ・無		平成〇〇年 〇月 〇日 有 () (無)		年 月 日 有 () ・無
解任等年月日		解任等年月日		解任等年月日
年月日 理由		年月日 理由		年月日 理由
年 月 日		年 月 日		平成〇〇年 〇月 〇日 職制変更
運行管理者の氏名		運行管理者の氏名		運行管理者の氏名
氏名 (ふりがな) 生年月日		氏名 (ふりがな) 生年月日		氏名 (ふりがな) 生年月日
(にい やま あたる)		(あさ ひ たけし)		(まみ や しずか)
新山 渉 昭和〇〇年 〇月 〇日		朝日 岳 昭和〇〇年 〇月 〇日		間宮 静 昭和〇〇年 〇〇月 〇日
資格者証番号		資格者証番号		資格者証番号
番 号 交付年月日		番 号 交付年月日		番 号 交付年月日
北札貨物第〇〇〇〇号 平成〇〇年 〇月 〇〇日		北札貨物第〇〇〇〇号 平成〇〇年 〇月 〇日		号 年 月 日

●記入例(裏)

選任年月日等		選任年月日等		選任年月日等	
年月日 兼職の有無		年月日 兼職の有無		年月日 兼職の有無	
年 月 日 有 () ・無		年 月 日 有 () ・無		年 月 日 有 () ・無	
解任等年月日		解任等年月日		解任等年月日	
年月日 理由		年月日 理由		年月日 理由	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
運行管理者の氏名		運行管理者の氏名		運行管理者の氏名	
氏名 (ふりがな) 生年月日		氏名 (ふりがな) 生年月日		氏名 (ふりがな) 生年月日	
()		()		()	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
資格者証番号		資格者証番号		資格者証番号	
番 号 交付年月日		番 号 交付年月日		番 号 交付年月日	
号 年 月 日		号 年 月 日		号 年 月 日	
備 考	統括運行管理者 新山 渉 選任年月日 〇〇年 〇月 〇日				
(記載要領) 1. 事業の種類については、当該番号を1つ〇で囲むこと。 2. 事業用自動車の台数については、その種別毎に記載すること。 3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、当該項目を〇で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。 4. 解任等年月日欄の理由については、転勤、職制変更、法20条の返納等を記載すること。 5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、備考欄に統括運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。 (注意事項) 運行管理者選任届の際には、資格者証又はその写しを提示すること。					

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

東北運輸局

運行管理者

- ※1 営業所別に7人までは1枚で提出する
- ※2 事業の種類別に提出する(特別積合せと旧区域は同一用紙で提出する)
- ※3 選任(追加)の場合:新しく書きなおし、全員記入して(追加して)提出する
- ※4 変更の場合:新旧の管理者を入れ替えし、全員記入して再提出する
- ※5 解任の場合:解任届は必要ない。減人して残り全員を記入して、この届出書で再届出する
- ※6 変更事項は朱で下線を引くか、朱書する
- ※7 車両数はトレーラーを除いた数を言う
- ※8 特別積合せ運送事業者は運行車1両でも選任届が必要です

記入例

自動車運送事業運行管理者選任・解任届出書(一般貸切を除く)

東北運輸局 宮城運輸支局長 殿 平成 年 月 日

届出者の氏名 〇〇運送株式会社
又は名称 代表取締役 伊達 政治
届出者の住所 宮城県仙台市〇〇〇 〇〇
及び電話番号 〇22-〇〇〇-〇〇〇〇
営業所の名称 本社営業所
営業所の所在地 宮城県仙台市〇〇〇 〇〇
及び電話番号 〇22-〇〇〇-〇〇〇〇

旅客	事業の種類及び自動車の台数	1. 一般乗合 台	2. 一般乗用 台	3. 特定旅客 台
貨物	事業の種類及び自動車の台数	1. 一般貨物(ア、特別積合 イ、その他) 7台(3台)	2. 特定貨物 台(台)	3. 特定第二種利用運送 台(台)

(ふりがな) 運行管理者氏名	生年月日	選任年月日	運行管理者資格者証番号	交付年月日	兼職の有・無 職名・職務内容
統括	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
伊達 政治	昭和30年10月10日	平成3年12月19日	第99号	平成3年4月5日	有・無 所長 管理全船
伊達 政治	昭和35年9月20日	平成3年6月20日	第100号	平成3年4月5日	有・無
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無

変更(解任)になった 運行管理者	氏名	変更解任 年月日	理由
	伊達 政治	平成3年6月20日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他 ()
		平成 年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他 ()
		平成 年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他 ()
		平成 年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他 ()

変更の事由 及び備考	統括運行管理者 伊達 政治 平成3年6月20日
---------------	-------------------------

〔記載要領〕
1. 「事業の種類」及び「変更(解任)理由」については、該当記号を○で囲んでください。
2. 貨物の「自動車の台数」については、被けん引自動車を除いた台数を記載してください。なお、被けん引自動車は、()内に記載してください。
3. 「兼職の有無」については、該当事項を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載してください。
4. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者の氏名及び統括運行管理者として選任された年月日を「統括」欄に記載してください。なお、選任年月日欄の上欄には、運行管理者として選任された年月日を、下欄には統括運行管理者として選任された年月日を記載してください。

〔注意事項〕
1. 運行管理者選任届の際には、資格者証の写しを添付してください。
2. 自動車の台数に応じて選任を要する運行管理者の員数が異なりますので留意してください。

(日本工業規格A列4版)

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

関東運輸局

※関東運輸局のみ
運行管理者、整備管理者の届出書が同一となっています。

— 運行管理者 —

★印に変更がある場合は、朱書又は朱色のアンダーラインを忘れずに記入します。

●記入例(表)

[表]

平成 〇〇年 〇月 〇日

関東運輸局長 殿
関東運輸局 運輸支局長 殿

運行 整備管理者選任等届出書

(ふりがな) 〇〇運輸株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
★届出者の氏名
又は名称 東京都 4代田区 〇〇〇〇
★届出者の住所
及び電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

★営業所(使用の本拠の位置)の名称 4代田 営業所
★営業所(使用の本拠の位置)の住所 東京都 4代田区 〇〇〇〇
及び電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

道路運送法第23条第1項
運行管理者を 選任・解任したので、 の規定により届け出します。
貨物自動車運送事業法第18条第3項

整備管理者について 選任・変更したので、道路運送車両法第52条の規定により届け出します。

事業の種類	事業用	1. 一般乗合	2. 一般貸切	3. 一般乗用	4. 特定旅客	5. 一般貨物	6. 特定貨物	7. 特定第二種利用運送
自動車の台数 (台) (届出に係る 事業に限る。)	車種	バス						
	業態	(10人以上)	(29人以下)	(8t以上)	(8t未満)	乗用車		
	自家用					軽貨物 (二輪含む)		
	レンタカー							
事業用		40台(うち特種運行車:)						

管理者区分	氏名	解任等年月日	解任等理由
運行管理者	大森 則男	〇年 〇月 〇日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職
整備管理者	上野 純	〇年 〇月 〇日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職
運行管理者		年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職
整備管理者		年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職
運行管理者		年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職
整備管理者		年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職

変更前の内容(管理者以外)及び備考

(例1)
旧会社名 〇〇運送(株)

(例2)
「新規許可」又は
「営業所新設」

[注意事項]

1. この届出書は、事業の種類ごと及び選任義務を有する営業所等ごとに提出すること。なお、営業所の廃止等により管理者を解任する場合は、適宜の書式によりその旨を届出すること。

2. 「事業の種類」、「管理者区分」及び「解任等の理由」欄は、該当の項目に○を付すこと。

3. 運行管理者の選任届出の際は、新たに選任した者の運行管理者資格者証の写しを添付すること。

4. 整備管理者の選任届出の際は、新たに選任した者が資格要件のいずれかに該当すること及び道路運送車両法第53条に規定する解任命令による解任の日から2年を経過していない者でないことを信じさせるに足る書面を添付すること。

5. ★印の事項に変更があったときは変更の届出が必要です。なお、変更後の事項は、朱書するか又は赤色のアンダーラインを付して下さい。

関東運輸局

— 運行管理者 —

●記入例(裏)

【裏】

統括 運行 管理者	(ふりがな) 氏 名	生年月日	選任年月日	運行管理者資格者証の番号及び交付年月日			兼職がある場合の 職名及び 職務内容
	氏 名	年 月 日	年 月 日	第 〇〇〇号	〇年 〇月 〇日		
運 行 管 理 者	(あし かが まさふ) 足 利 学	〇年 〇月 〇日	〇年 〇月 〇日	関東東貨物	第 〇〇〇号	〇年 〇月 〇日	運行課長
	(くま がい なるみち) 熊 谷 直 道	〇年 〇月 〇日	〇年 〇月 〇日	関東東貨物	第 〇〇〇号	〇年 〇月 〇日	
	()	年 月 日	年 月 日		第 号	年 月 日	
	()	年 月 日	年 月 日		第 号	年 月 日	
	()	年 月 日	年 月 日		第 号	年 月 日	
	()	年 月 日	年 月 日		第 号	年 月 日	

※複数の運行管理者を選任している場合、統括運行管理者に該当する者の「統括運行管理者」欄に○を付すこと。

整 備 管 理 者	(ふりがな) 氏 名	生年月日	選任年月日	資格要件					兼職がある場合の 職名及び職務内容
				2年以上の実務経験、かつ、選任前研修修了		一級、二級 又は三級の 自動車整備 士資格	国土交通大 臣が告示で 定める基準	改正省令(平 成15年3月) の経過措置 に該当	
				点検・整備 の実務経験	整備の管理 の実務経験				
整 備 管 理 者	()	年 月 日	年 月 日						
	()	年 月 日	年 月 日						
	()	年 月 日	年 月 日						
	()	年 月 日	年 月 日						

※資格要件欄は、該当する項目の欄に○を付すこと。

- ※記入は (1) 届出書(表)下段(注)1～8をよく読んでから記入して下さい。
- (2) 文字は楷書で読みやすく記入します。(ゴム印でも可)
- (3) 既に選任されている管理者(運行管理者資格者証の交付を受け、新たに選任し直しをした管理者を含む)は黒又は青色のボールペン等(エンピツは否)を使用します。
- (4) 新たに選任した管理者(経過措置により、旧要件で選任の運行管理者を含む)は、朱書又は朱色のアンダーラインをします。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

北陸信越運輸局

—— 運行管理者 ——

●記入例(表)

(表)

貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書				
平成 〇〇 年 〇 月 〇 日				
北陸信越運輸局 新潟 運輸支局長 殿				
届出者の氏名 又は名称		〇〇物流株式会社 代表取締役 上杉 景一		
届出者の住所		新潟県上越市〇〇町〇番地〇		
営業所の名称 及び所在地		本社営業所 新潟県上越市〇〇町〇番地〇		
営業所電話番号		025-000-0000		
事業者の種類	① 一般(特別積合、その他) 2. 特定			
事業用自動車の台数	総数 45 台	うち一般車両数 (被牽引車を除く) 台	うち運行車数 (被牽引車を除く) 5 台	うち被牽引車数 台
選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無 〇〇年 〇月 〇日 (有) 運行管理・無 解任等年月日 年 月 日 理 由 年 月 日 運行管理者氏名 氏名(フリガナ) 生 年 月 日 ムラカミ アキラ 村上 明 〇〇年 〇月 〇日 資格者証番号 番 号 交付年月日 〇号 〇〇年 〇月 〇日		選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無 年 月 日 有 () ・ 無 解任等年月日 年 月 日 理 由 〇〇年 〇月 〇日 本社 → 新潟 運行管理者氏名 氏名(フリガナ) 生 年 月 日 ナエ ヒロシ 直江 洋 〇〇年 〇月 〇日 資格者証番号 番 号 交付年月日 〇号 〇〇年 〇月 〇日		選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無 年 月 日 有 () ・ 無 解任等年月日 年 月 日 理 由 年 月 日 運行管理者氏名 氏名(フリガナ) 生 年 月 日 年 月 日 資格者証番号 番 号 交付年月日 年 月 日

(日本工業規格A列4番型)

●記入例(裏)

(裏)

選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無 年 月 日 有 () ・ 無 解任等年月日 年 月 日 理 由 年 月 日 運行管理者氏名 氏名(フリガナ) 生 年 月 日 年 月 日 資格者証番号 番 号 交付年月日 年 月 日	選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無 年 月 日 有 () ・ 無 解任等年月日 年 月 日 理 由 年 月 日 運行管理者氏名 氏名(フリガナ) 生 年 月 日 年 月 日 資格者証番号 番 号 交付年月日 年 月 日	選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無 年 月 日 有 () ・ 無 解任等年月日 年 月 日 理 由 年 月 日 運行管理者氏名 氏名(フリガナ) 生 年 月 日 年 月 日 資格者証番号 番 号 交付年月日 年 月 日
--	--	--

(日本工業規格A列4番型)

備 考	(統括運行管理者の氏名、選任年月日) 村上 明 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日
-----	--

【記載事項】

1. 事業の種類については、該当するものを一つ選択すること。
2. 事業用自動車の台数については、種類毎に入力すること。
3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を選択し、有の場合はその職名及び職務内容等を入力すること。
4. 選任年月日等欄の理由については、転勤・職制変更、法第20条の返納等を入力すること。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、備考欄に統括運行管理者の氏名、選任年月日を記入すること。

【注意事項】

運行管理者選任届けの際には、資格者証の写しを添付すること。またそれができない場合は、別途届出窓口の支局に出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

長野運輸支局

運行管理者

●記入例(表)

貨物自動車運送事業運行管理者選任(解任)届出書				
〇〇年 〇月 〇日				
北陸信越運輸局長野運輸支局長 殿		届出者の氏名 又は名称	〇〇物流株式会社 代表取締役 上杉 景一	
		届出者の住所	長野県長野市〇〇	
		営業所の名称 及び所在地	本社営業所 長野県長野市〇〇	
事業者の種類	① 一般 2. 特定			
事業用自動車の台数	総数 45 台	うち一般車両数 (被牽引車を除く) 台	うち運行車数 (被牽引車を除く) 5 台	うち被牽引車数 台
選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無 〇〇年 〇月 〇日 (有(運行管理)・無 解任等年月日 年 月 日 理 由 年 月 日 運行管理者氏名 氏 名 (フリガナ) 生 年 月 日 ムラ カミ マサヲ 木村 上 朗 〇〇年 〇月 〇日 資格者証番号 番 号 交付年月日 〇号 〇〇年 〇月 〇日		選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無 年 月 日 有 () ・ 無 解任等年月日 年 月 日 理 由 年 月 日 〇〇年 〇月 〇日 本社→新潟 運行管理者氏名 氏 名 (フリガナ) 生 年 月 日 アオエ ヒロシ 直江 洋 〇〇年 〇月 〇日 資格者証番号 番 号 交付年月日 〇号 〇〇年 〇月 〇日		選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無 年 月 日 有 () ・ 無 解任等年月日 年 月 日 理 由 年 月 日 運行管理者氏名 氏 名 (フリガナ) 生 年 月 日 年 月 日 資格者証番号 番 号 交付年月日 年 月 日

(日本工業規格 A列4番)

●記入例(裏)

選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無 年 月 日 有 () ・ 無 解任等年月日 年 月 日 理 由 年 月 日 運行管理者氏名 氏 名 (フリガナ) 生 年 月 日 年 月 日 資格者証番号 番 号 交付年月日 年 月 日		選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無 年 月 日 有 () ・ 無 解任等年月日 年 月 日 理 由 年 月 日 運行管理者氏名 氏 名 (フリガナ) 生 年 月 日 年 月 日 資格者証番号 番 号 交付年月日 年 月 日		選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無 年 月 日 有 () ・ 無 解任等年月日 年 月 日 理 由 年 月 日 運行管理者氏名 氏 名 (フリガナ) 生 年 月 日 年 月 日 資格者証番号 番 号 交付年月日 年 月 日	
備 考		統括運行管理者氏名 長野 一郎		選任年月日 平成〇〇年 〇月〇日	
(記載事項) 1. 事業の種類については、該当するものを一つ選択すること。 2. 事業用自動車の台数については、種別毎に入力すること。 3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を選択し、有の場合はその職名及び職務内容等を入力すること。 4. 選任年月日等欄の理由については、転勤・職制変更、法第20条の返納等を入力すること。 5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、選任情報記入欄の該当箇所に統括運行管理者氏名、選任年月日等指定された情報を入力すること。 (注意事項) 運行管理者選任届けの際には、資格者証又はその写しを添付すること。またそれができない場合は、別途申請窓口の支局に出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。					
選任数 増 減 現在数 /人 /人 2人					

(日本工業規格 A列4番)

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

富山運輸支局

運行管理者

●記入例

第5号様式(第8条関係)(日本工業規格A列4番)

事業者番号 ()

貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書

平成〇〇年〇月〇日

北陸信越運輸局
富山運輸支局長 殿

届出者の氏名
又は名称

〇〇物流株式会社
代表取締役 上杉景一

届出者の住所

富山県富山市〇〇町〇〇

営業所の名称
及び所在地

本社営業所
富山県富山市〇〇町〇〇

営業所の電話番号

076(〇〇〇)〇〇〇〇

事業の種類	① 一般(ア. 特別積合 イ. その他) 2. 特 定		
事業用自動車の台数	45 台 (被けん引自動車 台)		
(ふりがな) 生年月日	資格者証番号	選任年月日	解任年月日
運行管理者の氏名	交付年月日	兼職の有無	理 由
(むらかみ あきら) S〇〇年〇月〇日 氏名 村上 明	第 〇 号 平成〇〇年〇月〇〇日	平成〇〇年〇月〇日 (有(運輸管)・無 理部長)	平成 年 月 日 1. 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他
(なまえ ひろし) S〇〇年〇月〇日 氏名 直江 洋	第 〇 号 平成〇〇年〇月〇〇日	平成 年 月 日 有()・無	平成〇〇年〇月〇日 ① 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他
() S 年 月 日 氏名	第 号 平成 年 月 日	平成 年 月 日 有()・無	平成 年 月 日 1. 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他
() S 年 月 日 氏名	第 号 平成 年 月 日	平成 年 月 日 有()・無	平成 年 月 日 1. 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他
() S 年 月 日 氏名	第 号 平成 年 月 日	平成 年 月 日 有()・無	平成 年 月 日 1. 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他
備 考	(統括運行管理者氏名、選任年月日) 村上 明 平成〇〇年〇月〇日		

(記載事項)

1. 事業の種類については、該当記号を○で囲むこと。
2. 事業用自動車の台数については、被けん引自動車を除いた届出営業所に係る台数を記載すること。
なお、被けん引自動車は、()内に記載すること。
3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。
4. 解任年月日欄の理由については、1. 転勤 2. 職制変更 3. 法第20条の返納 4. その他の該当項目の数字を○で囲むこと。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、備考欄に統括運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。

(注意事項)

運行管理者選任届の際には、資格者証の(写)を添付すること。

受付印欄	富山運輸支局

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

石川運輸支局

運行管理者

●記入例

事業者番号()				
貨物自動車運送事業運行管理者 選任（解任）届出書				
平成〇〇年 〇月 〇日				
北陸信越運輸局 石川運輸支局長 殿		届出者の氏名 〇〇 物流 株式会社 又は名称 代表取締役 上杉 景一 届出者の住所 石川県金沢市〇〇町〇〇 営業所の名称 本社営業所 及び所在地 石川県金沢市〇〇町〇〇 営業所の電話番号 076 (〇〇〇) 〇〇〇〇		
事業の種類	① 一般（ア. 特別積合 イ. その他） 2. 特定			
事業用自動車の台数	45 台（被けん引自動車 台）			
(ふりがな) 生 年 月 日	資格者証番号	選任年月日	解任年月日	
運行管理者の氏名	交付年月日	兼 職 の 有 無	理 由	
(むらかみ あきら) S〇〇年〇月〇日	第 〇 号	平成〇〇年〇月〇日	平成 年 月 日	
氏名 村上 明	平成〇〇年〇月〇〇日	有(運輸管理部長)・無	1. 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他	
(なまえ ひろし) S〇〇年〇月〇日	第 〇 号	平成 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日	
氏名 直江 洋	平成〇〇年〇月〇〇日	有()・無	① 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他	
() S 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
氏名	平成 年 月 日	有()・無	1. 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他	
() S 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
氏名	平成 年 月 日	有()・無	1. 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他	
() S 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
氏名	平成 年 月 日	有()・無	1. 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他	
(統括運行管理者氏名、選任年月日)				
備 考	村上 明 平成〇〇年〇月〇日			

(記載事項)

1. 事業の種類については、該当記号を○で囲むこと。
2. 事業用自動車の台数については、被けん引自動車を除いた届出営業所に係る台数を記載すること。
なお、被けん引自動車は、()内に記載すること。
3. 選任年月日等欄の兼務の有無については、該当項目を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。
4. 解任年月日欄の理由については、1. 転勤 2. 職制変更 3. 法第20条の返納 4. その他
の該当項目の数字を○で囲むこと。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、備考欄に統括
運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。

(注意事項)

運行管理者選任届の際には、資格者証の(写)を添付すること。

受付印欄	縦 断 印

中部運輸局

— 運行管理者 —

※4部提出して下さい

●記入例（運行管理者2名中、1名解任し1名を選任する場合）

第5号様式（第5条関係）（日本工業規格A列4番）

事業者番号（ ）

貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書

平成〇〇年 〇月 〇〇日

中部運輸局
運輸支局長殿

届出者の氏名
又は名称
愛知北江中川運輸(株)

届出者の住所
名古屋市中川区北江町

営業所の名称
及び所在地
本社営業所 営業所
名古屋市中川区北江町2-2-1

営業所の電話番号
123(456)7890

事業の種類	(1) 一般 (ア. 特別積合 イ. その他)	2. 特定
事業用自動車の台数	45 両 (被けん引自動車 2両)	
(ふりがな) 生 年 月 日	資 格 者 証 番 号	選 任 年 月 日
運行管理者の氏名	交 付 年 月 日	兼 職 の 有 無
(あいこ ことすけ) SH 30.12.22	中部愛第0000号	平成〇年〇月〇〇日
氏名 愛知 小太郎	平成〇〇年 〇月 〇日	有 () ・ 無 1. 転 勤 2. 職制変更 3. 返 納 4. その他
(なかがわ さんすけ) SH 25.3.25	中部愛第0000号	平成 年 月 日
氏名 中川 三郎	平成〇 年 〇 月 〇 日	有 () ・ 無 1. 転 勤 2. 職制変更 3. 返 納 4. その他
(きたえ こういち) SH 28.6.3	中部愛第0000号	平成 年 月 日
氏名 北江 幸一	平成〇 年 〇 月 〇 日	有 () ・ 無 1. 転 勤 2. 職制変更 3. 返 納 4. その他
() SH . .	第 号	平成 年 月 日
氏名	平成 年 月 日	有 () ・ 無 1. 転 勤 2. 職制変更 3. 返 納 4. その他
() SH . .	第 号	平成 年 月 日
氏名	平成 年 月 日	有 () ・ 無 1. 転 勤 2. 職制変更 3. 返 納 4. その他
() SH . .	第 号	平成 年 月 日
氏名	平成 年 月 日	有 () ・ 無 1. 転 勤 2. 職制変更 3. 返 納 4. その他

統括運行管理者
氏名

備考

統括運行管理者 北江 幸一
選任年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(記載事項)
1. 事業用自動車の種類については、該当番号を○で囲むこと。
2. 事業用自動車の台数については、被けん引車を除いた届出営業所に係る台数を記載すること。
3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容を記載すること。
4. 解任年月日欄の理由については、1. 転勤 2. 職制変更 3. 法20条の返納 4. その他 の該当項目の数字を○で囲むこと。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、統括運行管理者欄に氏名、選任年月日を記載すること。

(注意事項)
運行管理者選任届の際には、資格者証の(写)を添付すること。

受付印欄

選任番号

●選任される場合、ここを記入して下さい。

●解任される場合、ここを記入して下さい。

●選任される場合、選任される方の運行管理者資格者証(写)を1部添付して下さい。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

近畿運輸局

— 運行管理者 —

●記入例

整理番号 貨物自動車運送事業運行管理者選任・変更・解任届出書 受付印

近畿運輸局 運輸支局長 殿 年 月 日

ア、営業所の名称 〇〇営業所 エ、届出者の氏名及び名称
ふりがな 〇〇運輸(株)

イ、営業所の位置 〇〇県〇〇市〇〇町1234- オ、届出者の住所
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇-〇

ウ、事業の種類 ☒ 1. 一般 ☐ 特別積合 ☐ その他 ☐ 2. 特定

〇事業用自動車の両数 5 両 (両) 〇運行管理者選任必要数 1 人

統括運行管理者氏名		貨物太郎	
選任年月日	年 月 日	選任年月日	年 月 日
選任年月日	H2年 4月 1日	年 月 日	年 月 日
ふりがな	かもの 太郎	かもの 次郎	
運行管理者氏名	貨物太郎	貨物次郎	
(生年月日)	昭和57年 1月 1日	昭和57年 1月 1日	年 月 日
兼職の有無	☒ 有 ☐ 無	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☐ 無
(職名)	(職名) 所長	(職名)	(職名)
(内容)	(内容) 業務全般	(内容)	(内容)
資格者証交付年月日	平成18年 4月 4日	平成17年 4月 4日	年 月 日
番 号	近〇貨物 2000号	近〇貨物 第2001号	第 号
解任等年月日	年 月 日	H21年 4月 1日	年 月 日
理 由		車 勤	

●ア、イ、ウ、エ、オについて記入漏れがないか確認(ウについては該当を○で囲む)

●複数運行管理者が選任されている場合選任が必要

●車両数等を記入

●選任者の氏名等を記入漏れがないか、資格者証と相違ないか確認(ふりがなも忘れずに)

●解任者がいる場合記入要。記入漏れがないか確認

神戸運輸監理部

— 運行管理者 —

●記入例

整理番号 貨物自動車運送事業運行管理者選任・変更・解任届出書 受付印

神戸運輸監理部兵庫監理部長 殿 平成 年 月 日

ア、営業所の名称 〇〇営業所 エ、届出者の氏名及び名称
ふりがな 〇〇運輸(株)

イ、営業所の位置 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 オ、届出者の住所
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

ウ、事業の種類 1. ☒ 一般 (☐ 特別積合 ☐ その他) 2. 特定

〇事業用自動車の両数 5 両 (両) 〇運行管理者選任必要数 1 人

統括運行管理者氏名		神戸一郎	
選任年月日	年 月 日	選任年月日	年 月 日
選任年月日	21年 4月 1日	18年 4月 1日	年 月 日
ふりがな	こうべ いちろう	かもの 次郎	
運行管理者氏名	神戸一郎	貨物次郎	
(生年月日)	50年 1月 1日	昭和57年 1月 1日	年 月 日
兼職の有無	☒ 有 ☐ 無	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☐ 無
(職名)	(職名) 所長	(職名)	(職名)
(内容)	(内容) 業務全般	(内容)	(内容)
資格者証交付年月日	平成18年 4月 4日	平成17年 4月 4日	年 月 日
番 号	近〇貨物 第2000号	近〇貨物 第2001号	第 号
解任等年月日	年 月 日	H21年 4月 1日	年 月 日
理 由		車 勤	

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

中国運輸局

— 運行管理者 —

●記入例(表)

整理 番号	貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書				平成〇〇年〇〇月〇〇日
中国運輸局広島運輸支局長 殿				●該当する項目を囲んで ください	届出者の氏名 又は名称 株式会社 国交運輸
●当営業所車両数を 記載してください				届出者の住所 東京都4代田区霞が関2-1-3	営業所の名称 及び所在地 中国 営業所 広島県広島市中区八丁堀6-30
種 別 1. 一般(ア、特別積合、イ、その他) 2. 特定 総 数 一般車両数 運行車両数 被けん引車数 (被けん引を除く) (被けん引を除く)				電話番号 082-228-0000	
事業用自動車の台数 (31台) = (31台) + ()台					
統括運行管理者氏名 運輸 一郎 選任年月日 平成22年10月1日					
選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無				●このたび解任する方を 記載してください	
平成18年10月1日 有 (整備管理者) ・ 無				平成 年 月 日 有 ()	
解任等年月日 年 月 日 理 由				●理由を記載 例:退職・配置換え・ 病氣入院	
平成 年 月 日 由				平成22年10月1日 配置換え	
●現在選任されている方 も記載してください				運行管理者氏名 氏名(ふりがな) 生 年 月 日	
氏名(ふりがな) 運輸 一郎 昭和・平成 年 月 日生				氏名(ふりがな) 国土 次郎 昭和・平成 年 月 日生	
資格者証番号 番号 交付年月日				資格者証番号 番号 交付年月日	
中国広貨物第00012号 平成18年9月20日				中国広貨物第00099号 平成22年9月25日	
中国広貨物第00077号 平成20年9月23日					

●運行管理者資格者証の記載を
確認してください

●記入例(裏)

●選任・解任にかかる者が3名を 越える場合は、裏面に記載して ください。6名を越える場合は、 用紙を追加してください。		選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無	選任年月日等 年 月 日 兼 職 の 有 無
平成 年 月 日 有 () ・ 無		平成 年 月 日 有 () ・ 無	平成 年 月 日 有 () ・ 無
解任等年月日 年 月 日 理 由		解任等年月日 年 月 日 理 由	解任等年月日 年 月 日 理 由
平成 年 月 日 由		平成 年 月 日 由	平成 年 月 日 由
運行管理者氏名 氏名(ふりがな) 生 年 月 日		運行管理者氏名 氏名(ふりがな) 生 年 月 日	運行管理者氏名 氏名(ふりがな) 生 年 月 日
()		()	()
昭和・平成 年 月 日生		昭和・平成 年 月 日生	昭和・平成 年 月 日生
資格者証番号 番号 交付年月日		資格者証番号 番号 交付年月日	資格者証番号 番号 交付年月日
平成 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
備 考			

(記載事項) 1. 事業の種類については、該当記号を○で囲むこと。 2. 事業用自動車の台数については、被けん引自動車を除いた台数を記載すること。なお、被けん引自動車は、被けん引 車数内に記載すること。 3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当事項を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。 4. 解任等年月日欄の理由については、転勤、職制変更、法第20条の返納等を記載すること。 5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、備考欄に統括運行管理者氏名、選任年月 日を記載すること。		受 付 印	
(注意事項) 運行管理者選任届の際には、資格者証の写しを添付すること。またそれができない場合は、別途届出窓口の支局に 出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。			

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

四国運輸局

— 運行管理者 —

●記入例(表)

第2号様式

貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書	
四国運輸局香川運輸支局長 殿	
平成〇〇年〇月〇日	
届出者の氏名又は名称 〇〇運輸株式会社	
届出者の住所 代表取締役 瀬戸町 快	
営業所の名称及び所在地 香川県高松市〇〇〇〇	
本社営業所 香川県高松市〇〇〇〇	
事業者の種類	① 一般 (ア、特別積合 イ、その他) 2. 特定
事業用自動車の台数	35台 (被けん引5台)
選任年月日等	
年月日	兼職の有無
平成〇〇年〇月〇日	①(所長)・無
解任年月日等	
年月日	理由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏名(ふりがな)	生年月日
(くしま たい)	平成〇〇年〇月〇日
来島 大	
資格者証番号	
番 号	交付年月日
四香貨物第〇〇〇号	平成〇〇年〇月〇日
選任年月日等	
年月日	兼職の有無
平成〇〇年〇月〇日	有()・無
解任年月日等	
年月日	理由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏名(ふりがな)	生年月日
(なほ うみ)	平成〇〇年〇月〇日
鳴門 潮	
資格者証番号	
番 号	交付年月日
四香貨物第〇〇〇号	平成〇〇年〇月〇日
選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年 月 日	有()・無
解任年月日等	
年月日	理由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏名(ふりがな)	生年月日
(とさ なつま)	平成〇〇年〇月〇日
土佐 龍馬	
資格者証番号	
番 号	交付年月日
	年 月 日

(日本工業規格A列4番型)

●記入例(裏)

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年 月 日	有()・無
解任年月日等	
年月日	理由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏名(ふりがな)	生年月日
()	年 月 日
資格者証番号	
番 号	交付年月日
	年 月 日
選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年 月 日	有()・無
解任年月日等	
年月日	理由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏名(ふりがな)	生年月日
()	年 月 日
資格者証番号	
番 号	交付年月日
	年 月 日
選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年 月 日	有()・無
解任年月日等	
年月日	理由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏名(ふりがな)	生年月日
()	年 月 日
資格者証番号	
番 号	交付年月日
	年 月 日

備考	統括運行管理者氏名	選任年月日
	来島 大	平成〇〇年〇月〇〇日

(記載事項)

1. 事業の種類については、当該記号を○で囲むこと。
2. 事業用自動車の台数については、被けん引自動車を除いた台数を記載すること。なお、被けん引自動車は、()内に記載すること。
3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当事項を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。
4. 解任等年月日欄の理由については、転勤・職制変更、法第20条の返納等を記載すること。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、備考欄に統括運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。

(注意事項)

運行管理者選任届けの際には、資格者証又はその写しを提示すること。

(日本工業規格A列4番型)

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

九州運輸局

— 運行管理者 —

●記入例(表)

●当該届出事由の発生日から7日以内であること

貨物自動車運送事業運行管理者(選任)(解任)届出書																																																			
鹿児島 運輸支局長 殿		平成 ● 年 8 月 6 日																																																	
●資格者証の交付年月日以降であること ●総数に応じた運行管理者が選任されているか確認すること		届出者の氏名又は名称 (株)国土急便 届出者の住所 鹿児島市東郡元町12-45 営業所の名称及び所在地 鹿児島市谷山港4-5-6 電話番号 099-261-0000																																																	
統括運行管理者氏名 国土 太郎 選任年月日 ●年 8 月 6 日																																																			
事業者の種類	一般貨物自動車運送事業																																																		
事業用自動車の台数	総数 29 台	うち一般車両数 (被牽引車を除く) 23 台	うち運行車数 (被牽引車を除く) 6 台																																																
選任年月日等 <table border="1"> <tr> <th>年 月 日</th> <th>兼 職 の 有 無</th> </tr> <tr> <td>平成●年 8 月 6 日</td> <td>有 () ・ 無</td> </tr> <tr> <th colspan="2">解任等年月日</th> </tr> <tr> <th>年 月 日</th> <th>理 由</th> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">運行管理者氏名</th> </tr> <tr> <td>氏名(フリガナ)</td> <td>生 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>コクド タロウ</td> <td>昭和56年 9 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>国土 太郎</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">資格者証番号</th> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td>九鹿貨物第1234号</td> <td>平成24年 7 月 1 日</td> </tr> </table>		年 月 日	兼 職 の 有 無	平成●年 8 月 6 日	有 () ・ 無	解任等年月日		年 月 日	理 由	年 月 日		運行管理者氏名		氏名(フリガナ)	生 年 月 日	コクド タロウ	昭和56年 9 月 8 日	国土 太郎		資格者証番号		番 号	交付年月日	九鹿貨物第1234号	平成24年 7 月 1 日	選任年月日等 <table border="1"> <tr> <th>年 月 日</th> <th>兼 職 の 有 無</th> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>有 () ・ 無</td> </tr> <tr> <th colspan="2">解任等年月日</th> </tr> <tr> <th>年 月 日</th> <th>理 由</th> </tr> <tr> <td>平成●年 8 月 1 日</td> <td>退職</td> </tr> <tr> <th colspan="2">運行管理者氏名</th> </tr> <tr> <td>氏名(フリガナ)</td> <td>生 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>コクド ハナコ</td> <td>昭和56年 6 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>国土 花子</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">資格者証番号</th> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td>九鹿貨物第1023号</td> <td>平成22年 4 月 1 日</td> </tr> </table>		年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	有 () ・ 無	解任等年月日		年 月 日	理 由	平成●年 8 月 1 日	退職	運行管理者氏名		氏名(フリガナ)	生 年 月 日	コクド ハナコ	昭和56年 6 月 8 日	国土 花子		資格者証番号		番 号	交付年月日	九鹿貨物第1023号	平成22年 4 月 1 日
年 月 日	兼 職 の 有 無																																																		
平成●年 8 月 6 日	有 () ・ 無																																																		
解任等年月日																																																			
年 月 日	理 由																																																		
年 月 日																																																			
運行管理者氏名																																																			
氏名(フリガナ)	生 年 月 日																																																		
コクド タロウ	昭和56年 9 月 8 日																																																		
国土 太郎																																																			
資格者証番号																																																			
番 号	交付年月日																																																		
九鹿貨物第1234号	平成24年 7 月 1 日																																																		
年 月 日	兼 職 の 有 無																																																		
年 月 日	有 () ・ 無																																																		
解任等年月日																																																			
年 月 日	理 由																																																		
平成●年 8 月 1 日	退職																																																		
運行管理者氏名																																																			
氏名(フリガナ)	生 年 月 日																																																		
コクド ハナコ	昭和56年 6 月 8 日																																																		
国土 花子																																																			
資格者証番号																																																			
番 号	交付年月日																																																		
九鹿貨物第1023号	平成22年 4 月 1 日																																																		
選任年月日等 <table border="1"> <tr> <th>年 月 日</th> <th>兼 職 の 有 無</th> </tr> <tr> <td>平成23年 3 月 2 日</td> <td>有 () ・ 無</td> </tr> <tr> <th colspan="2">解任等年月日</th> </tr> <tr> <th>年 月 日</th> <th>理 由</th> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">運行管理者氏名</th> </tr> <tr> <td>氏名(フリガナ)</td> <td>生 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>コクド イチロウ</td> <td>昭和45年 5 月 2 日</td> </tr> <tr> <td>国土 一郎</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">資格者証番号</th> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td>九鹿貨物第888号</td> <td>平成21年 3 月 1 日</td> </tr> </table>		年 月 日	兼 職 の 有 無	平成23年 3 月 2 日	有 () ・ 無	解任等年月日		年 月 日	理 由	年 月 日		運行管理者氏名		氏名(フリガナ)	生 年 月 日	コクド イチロウ	昭和45年 5 月 2 日	国土 一郎		資格者証番号		番 号	交付年月日	九鹿貨物第888号	平成21年 3 月 1 日																										
年 月 日	兼 職 の 有 無																																																		
平成23年 3 月 2 日	有 () ・ 無																																																		
解任等年月日																																																			
年 月 日	理 由																																																		
年 月 日																																																			
運行管理者氏名																																																			
氏名(フリガナ)	生 年 月 日																																																		
コクド イチロウ	昭和45年 5 月 2 日																																																		
国土 一郎																																																			
資格者証番号																																																			
番 号	交付年月日																																																		
九鹿貨物第888号	平成21年 3 月 1 日																																																		

(日本工業規格A列4番型)

●資格者証の写しと相違がないか確認すること

●記入例(裏)

選任年月日等 <table border="1"> <tr> <th>年 月 日</th> <th>兼 職 の 有 無</th> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>有 () ・ 無</td> </tr> <tr> <th colspan="2">解任等年月日</th> </tr> <tr> <th>年 月 日</th> <th>理 由</th> </tr> <tr> <td>00年 0月 0 日</td> <td>職 別 変 更</td> </tr> <tr> <th colspan="2">運行管理者氏名</th> </tr> <tr> <td>氏名(フリガナ)</td> <td>生 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>アサヒ コウジ</td> <td>00年 0 月 0 日</td> </tr> <tr> <td>大 塚 五 郎</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">資格者証番号</th> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td>九鹿貨物第0000号</td> <td>00年 0 月 0 日</td> </tr> </table>	年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	有 () ・ 無	解任等年月日		年 月 日	理 由	00年 0月 0 日	職 別 変 更	運行管理者氏名		氏名(フリガナ)	生 年 月 日	アサヒ コウジ	00年 0 月 0 日	大 塚 五 郎		資格者証番号		番 号	交付年月日	九鹿貨物第0000号	00年 0 月 0 日	選任年月日等 <table border="1"> <tr> <th>年 月 日</th> <th>兼 職 の 有 無</th> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>有 () ・ 無</td> </tr> <tr> <th colspan="2">解任等年月日</th> </tr> <tr> <th>年 月 日</th> <th>理 由</th> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">運行管理者氏名</th> </tr> <tr> <td>氏名(フリガナ)</td> <td>生 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <th colspan="2">資格者証番号</th> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	有 () ・ 無	解任等年月日		年 月 日	理 由	年 月 日		運行管理者氏名		氏名(フリガナ)	生 年 月 日		年 月 日	資格者証番号		番 号	交付年月日		年 月 日	選任年月日等 <table border="1"> <tr> <th>年 月 日</th> <th>兼 職 の 有 無</th> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>有 () ・ 無</td> </tr> <tr> <th colspan="2">解任等年月日</th> </tr> <tr> <th>年 月 日</th> <th>理 由</th> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">運行管理者氏名</th> </tr> <tr> <td>氏名(フリガナ)</td> <td>生 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <th colspan="2">資格者証番号</th> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	有 () ・ 無	解任等年月日		年 月 日	理 由	年 月 日		運行管理者氏名		氏名(フリガナ)	生 年 月 日		年 月 日	資格者証番号		番 号	交付年月日		年 月 日
年 月 日	兼 職 の 有 無																																																																					
年 月 日	有 () ・ 無																																																																					
解任等年月日																																																																						
年 月 日	理 由																																																																					
00年 0月 0 日	職 別 変 更																																																																					
運行管理者氏名																																																																						
氏名(フリガナ)	生 年 月 日																																																																					
アサヒ コウジ	00年 0 月 0 日																																																																					
大 塚 五 郎																																																																						
資格者証番号																																																																						
番 号	交付年月日																																																																					
九鹿貨物第0000号	00年 0 月 0 日																																																																					
年 月 日	兼 職 の 有 無																																																																					
年 月 日	有 () ・ 無																																																																					
解任等年月日																																																																						
年 月 日	理 由																																																																					
年 月 日																																																																						
運行管理者氏名																																																																						
氏名(フリガナ)	生 年 月 日																																																																					
	年 月 日																																																																					
資格者証番号																																																																						
番 号	交付年月日																																																																					
	年 月 日																																																																					
年 月 日	兼 職 の 有 無																																																																					
年 月 日	有 () ・ 無																																																																					
解任等年月日																																																																						
年 月 日	理 由																																																																					
年 月 日																																																																						
運行管理者氏名																																																																						
氏名(フリガナ)	生 年 月 日																																																																					
	年 月 日																																																																					
資格者証番号																																																																						
番 号	交付年月日																																																																					
	年 月 日																																																																					

(日本工業規格A列4番型)

備 考	統括運行管理者 熊本 清 平成00年0月0日
-----	------------------------

(記載事項)

1. 事業の種類については、該当するものを一つ選択すること。
2. 事業用自動車の台数については、種別毎に入力すること。
3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を選択し、有の場合はその職名及び職務内容等を入力すること。
4. 選任年月日等欄の理由については、転勤・職制変更、法第20条の返納等を入力すること。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、統括運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。

(注意事項)

運行管理者選任届の際には、資格者証の写しを添付すること。またそれができない場合は、別途届出窓口の支局に出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

北海道運輸局

整備管理者

記入例

様式1(新)

整理番号	17 x x x x	整備管理者(選任・変更・廃止)届出			
北海道運輸局長 殿		平成 〇〇 年 〇 月 〇 日			
届出者の氏名又は名称 ふりがな		株式会社 〇〇運送 かぶし かいしゃ まるきうんどう			
届出者の住所及び 電話番号		札幌市〇〇区北〇条東〇丁目 TEL 〇〇 / (〇〇〇) 〇〇〇〇			
道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。					
選任年月日	平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日		業態	車種	台数
整備管理者氏名 (ふりがな) まつ まえ ぼくと	大 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日生	松前 北斗	事業用	バス	
				ハイ・タク	
使用の本拠 の位置	名称	住所	自動車数	トラック	12
				貨物軽	8
事業の種類	名称	住所	自動車数	事業用計	20
				レンタカー	
委託	所属事業主 同意書	事業主住所氏名(名称)	変更・廃止 の事由	バス(レンタ カー以外)	
				その他	
整備責任者		職名	合計	20	
当事業場の上記 が の整備 管理者になることに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 mです。		車両法第53条 の規定による解 任の有無	有 (年 月 日)	整備管理者選任前研修 第 号	整備管理者の 資格要件
事業主住所氏名(名称)		交代・退職・死亡・解任・その他()	前管理者名(北見俊介)	被選任者の 同意書	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他
兼職の有・無		職名	職務内容	整備士 合格証書番号	年月から 年月まで 事業場名 位置 業務の概要
既に整備管理 者に選任され ている本拠		名称	位置	合格証書番号	00年00月 00年00月 〇〇運送 札幌市〇〇区北〇条東〇丁目 整備管理補助員

1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。
2. 整備管理者1名ごとに提出すること。
3. 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。
4. 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。
5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること。
6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。)

7. 「所属事業主同意書」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること。
8. 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること。
9. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること。
10. 資格要件を証する書面「整備管理者選任前研修修了証明書」又は「自動車整備士技能検定合格証明書」の写しを提示すること。
11. 整備管理者の選任・変更届出の場合は「整備管理規程」を作成し、届出時に提示すること。
12. 整備管理者を外委託する場合は、「適切な車両管理が出来ることを証明する書面(整備管理業務の委託契約書の写し等)」を提示すること。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

東北運輸局

整備管理者

記入例

整理番号

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

東北運輸局長 殿

平成 年 月 日

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を(選任 ・ 変更 ・ 廃止)したので届け出ます。

届出者の氏名又は名称

届出者の住所及び電話番号

TEL - -

※ 太枠の欄は、必ず記入し、その他の欄は、該当する場合記入すること。

選任年月日	平成 年 月 日	変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他()							
整備管理者氏名	(ふりがな) あし まち た 3う 卸 町 太 郎	生年月日	大正 昭和 30 年 5 月 3 日 満〇〇才							
使用の本拠	名称 卸 町 運 送 (株) 仙 台 管 業 所 Tel 022-000-0000	位置	仙 台 市 若 林 区 卸 町 5 丁 目 8-3							
事業の種類等 (車両数)	業態	車種	台数	業態	車種	台数				
	事業用	バス		自家用	レンタカー	11人以上				
		ハイタク				11人未満				
		トラック	8トン以上 7		バス(レンタカー以外)	30人以上				
			8トン未満 3			30人未満				
		軽貨物			トラック、その他(8トン以上)					
事業用合計			10	自家用合計						
兼職の有・無	無・有	職名		職務内容						
道路運送車両法第53条の規定による解任の有無			(無)・有(年 月 日)							
資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 ③ 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他()									
整備士資格	種類	3 級	カトリオン	合格年月日	60 年 6 月 6 日	合格証書番号 東北カ 第1234号				
実務経験	年月から	年月まで	事業場名	所在地	業務内容					
事業主の確認		整備管理者として選任される 卸 町 太 郎 は、上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。								
		事業者住所氏名(名称・代表者名)								
		(押印又は署名)								
委嘱	代務者又は整備責任者氏名		職名							
	所属事業主同意	当事業場の上記 が上記使用の本拠の整備管理者になることに同意します。								
		なお、当事業場との距離は、約 kmで、移動所要時間は、約 分です。								
		事業者住所氏名(名称・代表者名)								
		(押印又は署名)								
既に整備管理者に選任されている本拠		名称		位置						
被選任者の同意	私は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。 氏名 卸 町 太 郎 (押印又は署名)									
備考	前管理者名()									
注意事項	1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するときに提出すること。 2. 整備管理者1名ごとに一案とすること。 3. 自動車整備士技能検定に複数合格している者は、自動車整備士検定規則第2条に規定された上位のものを記入すること。 4. 届出事項に変更があった場合は、その日から15日以内に届け出し、変更事項を朱色で囲むこと。 5. 「事業の種類等(車両数)」の欄は、選任に係る使用の本拠において、該当する業態、車種を○で囲み、属する車両数を記入すること。(届出者の使用する全車両数ではない。) 6. 「所属事業主同意」の欄には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること。 7. 「事業主の確認」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること。 8. 「被選任者の同意」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること。					添付書類 1. 資格要件を証する書面 2. 整備管理規程 3. 外部に委嘱する場合には、委嘱に係る契約書の写し				

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

関東運輸局

※関東運輸局のみ
運行管理者、整備管理者の届出書が同一となっています。

整備管理者

★印に変更がある場合は、朱書又は朱色のアンダーラインを忘れずに記入します。

●記入例(表)

[表]

平成 〇〇年 〇月 〇日

関東運輸局長 殿
関東運輸局 運輸支局長 殿

運行・整備管理者選任等届出書

(ふりがな) 〇〇運輸株式会社
★届出者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
又は名称 東京都 4代田区 〇〇〇〇
★届出者の住所 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇
及び電話番号

★営業所(使用の本拠の位置)の名称 4代田 営業所
★営業所(使用の本拠の位置)の住所 東京都 4代田区 〇〇〇〇
及び電話番号 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

運行管理者 を 選任・解任したので、道路運送法第23条第1項
貨物自動車運送事業法第18条第3項の規定により届け出します。

整備管理者について 選任・変更したので、道路運送車両法第52条の規定により届け出します。

事業の種類	事業用	1. 一般乗合	2. 一般貸切	3. 一般乗用	4. 特定旅客	5. 一般貨物	6. 特定貨物	7. 特定第二種利用運送	
自動車の台数 (台) (届出に係る 事業に限る。)	車種	バス						乗用車	軽貨物 (二輪含む)
	業態	(10人以上)	(29人以下)	(8t以上)	(8t未満)				
	自家用								
	レンタカー								
	事業用	40台(うち特種運送車:)							

管理者区分	氏名	解任等年月日	解任等理由
運行管理者 (整備管理者)	大森 則男	〇年 〇月 〇日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証の返納命令又は解任命令
運行管理者 (整備管理者)	上野 純	〇年 〇月 〇日	(1) 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証の返納命令又は解任命令
運行管理者		年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証の返納命令又は解任命令
整備管理者		年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証の返納命令又は解任命令

変更前の内容(管理者以外)及び備考
(例1)
旧会社名 〇〇運送(株)
(例2)
「新規許可」又は
「営業所新設」

[注意事項]
1. この届出書は、事業の種類ごと及び選任義務を有する営業所等ごとに提出すること。なお、営業所の廃止等により管理者を解任する場合は、適宜の書式によりその旨を届出すること。
2. 「事業の種類」、「管理者区分」及び「解任等の理由」欄は、該当の項目に○を付すこと。
3. 運行管理者の選任届出の際は、新たに選任した者の運行管理者資格者証の写しを添付すること。
4. 整備管理者の選任届出の際は、新たに選任した者が資格要件のいずれかに該当すること及び道路運送車両法第53条に規定する解任命令による解任の日から2年を経過していない者でないことを信じさせるに足る書面を添付すること。
5. ★印の事項に変更があったときは変更の届出が必要です。なお、変更後の事項は、朱書するか又は赤色のアンダーラインを付して下さい。

関東運輸局

——整備管理者——

●記入例(裏)

[裏]								
運行 管 理 者	統括 運行 管理者	(ふりがな) 氏 名	生年月日	選任年月日	運行管理者資格者証の番号及び交付年月日			兼職がある場合の 職名及び 職務内容
	○	(あしかが まさふみ) 足利 学	〇年 〇月 〇日	〇年 〇月 〇日	関東東貨物 第 〇〇〇号	〇年 〇月 〇日	運行課長	
		(くまがい 直みち) 熊谷 直道	〇年 〇月 〇日	〇年 〇月 〇日	関東東貨物 第 〇〇〇号	〇年 〇月 〇日		
		()	年 月 日	年 月 日	第 号	年 月 日		
		()	年 月 日	年 月 日	第 号	年 月 日		
		()	年 月 日	年 月 日	第 号	年 月 日		
		()	年 月 日	年 月 日	第 号	年 月 日		

※複数の運行管理者を選任している場合、統括運行管理者に該当する者の「統括運行管理者」欄に○を付すこと。

整備 管 理 者	(ふりがな) 氏 名	生年月日	選任年月日	資格要件					兼職がある場合の 職名及び職務内容
				2年以上の実務経験、かつ、選任前研修修了		一級、二級 又は三級の 自動車整備 士資格	国土交通大 臣が告示で 定める基準	改正省令(平 成15年3月) の経過措置 に該当	
				点検・整備 の実務経験	整備の管理 の実務経験				
	()	年 月 日	年 月 日						
	()	年 月 日	年 月 日						
	()	年 月 日	年 月 日						
	()	年 月 日	年 月 日						

※資格要件欄は、該当する項目の欄に○を付すこと。

- ※記入は (1) 届出書(表)下段(注)1～8をよく読んでから記入して下さい。
- (2) 文字は楷書で読みやすく記入します。(ゴム印でも可)
- (3) 既に選任されている管理者(運行管理者資格者証の交付を受け、新たに選任し直しをした管理者を含む)は黒又は青色のボールペン等(エンピツは否)を使用します。
- (4) 新たに選任した管理者(経過措置により、旧要件で選任の運行管理者を含む)は、朱書又は朱色のアンダーラインをします。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

実務経験証明書

氏名 湊 次郎

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

期 間		勤務していた事業所の名称	職 名	業 務 の 大 要 ^{*1}
		勤務していた事業所の所在地		
〇 年〇 月から 〇 年〇 月まで	6 年〇 月	〇〇自動車(株) 〇〇区〇〇町〇-〇〇-〇〇	整備管理 補助者	整備
年 月から 年 月まで	年 月			
年 月から 年 月まで	年 月			
年 月から 年 月まで	年 月			
年 月から 年 月まで	年 月			
累 計	年 月			

事業主 上記の者が、当該事業所において、下記自動車に係る上記業務を行っていたことを証明します。

自動車の種類^{*2}

トラック

事業者の住所

東京都〇〇区〇〇町〇-〇〇-〇〇

事業者の名称

〇〇自動車(株)

代表者名

代表取締役社長 新橋太郎

(自筆署名の場合、
押印省略可)

※1 業務の大要欄は、「点検」、「整備」又は「整備の管理」に関する実務のうち、該当するものを記入する。

なお、これらに該当しない履歴は省略して差し支えない。

※2 自動車の種類欄は、バス、乗用車、トラック、オートバイ等を記入する。

注) この証明書は、道路運送車両法に規定する整備管理者の選任届出を行う際、添付して下さい。なお、勤務していた事業者が複数にわたる場合は、事業者毎に証明が必要となります。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

整備管理者選任届出書に添付する書面

私は、道路運送車両法第50条に規定する整備管理者の資格要件を有しているとともに、同法第53条の解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではないことを認め、下記使用の本拠の整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。

平成〇〇年〇月〇日

使用の本拠の名称
(事業者等の氏名又は名称)

〇〇運輸株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

(営業所等の名称)

千代田営業所

解任命令の有無

有(年 月 日) ・ 無

整備管理者氏名

湊 次郎

印

[押印又は自筆署名]

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

北陸信越運輸局

整備管理者

●記入例

新潟運輸支局

別紙 1

整備
番号

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

北陸信越 運輸局長殿
新潟 運輸支局長殿

届出者の氏名又は
名称
ふりがな
届出者の住所及び
電話番号

平成 〇〇年 〇月 〇日
〇〇運送株式会社
ささぎんどう かいこしき がいしゃ
新潟県新潟市〇〇区〇〇
TEL 0250 (〇〇) 〇〇〇〇

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任年月日	平成 〇〇年 〇月 〇日	業種	車種	台数	整備管理者の 資格要件	①点検又は整備の経験 3. 整備士資格 5. その他	2. 整備管理者の経験 4. 整備管理の経験		
整備管理者氏名	(ふりがな) にい が い ち ぶ 明太郎 50年10月1日生 新潟 〇〇オ	自動車数	バス		点検整備、 整備管理者 又は 整備管理 の経験	年月から 年月まで	事業場名	位置	業務の範囲
使用の本拠の 位置	名称 住所 新潟県新潟市〇〇区〇〇	自動車数	トラック	8トン以上 8トン未満	10 5	年月から 年月まで	〇〇運送株式会社 本社営業所	新潟市〇〇区〇〇	点検・整備
事業の種類	1. バス 2. ハイ・タク 3. トラック(4以外) 4. 貨物車 5. レンタカー 6. その他の自動車	自動車数	貨物車	11人未満	15				
整備責任者	当事業場の上記 〇が 〇の整備管理者になることに 同意します。なお、当事業場との距離は、約 〇mです。 事業者住所氏名(名称) (代表者名)	自動車数	レンタカー	30人以上 30人未満					
委託 所属事業主 同業種	前管理番号(新潟二〇)	自動車数	その他						
業務の有・無	職名	職名	職名	職名	職名	職名	職名	職名	職名
既に整備管理者 に選任されてい る本拠	名称	名称	名称	名称	名称	名称	名称	名称	名称
	位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置

1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。

2. 整備管理者1名ごとに提出すること。

3. 整備士試験に多種目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。

4. 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。

5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること。

6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。)

7. 「所属事業主(同業種)」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること。

8. 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること。

9. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること。

— 65 —

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

長野運輸支局

●記入例（表）

(表面)		整備番号	
整備管理者（選任・変更・廃止）届出書			
北陸信越運輸局長 殿 長野運輸支局長 殿		平成〇〇年 〇月 〇日 (ふりがな) 〇〇運送株式会社 届出者の氏名又は名称	
道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を（選任・変更・廃止）したので届出ます。		届出者の住所及び 長野県長野市〇〇	
電話番号 Tel. 026 (000) 0000			
① 選任年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日	⑦ 変更・廃止の事由	(交代・退職・死亡・解任・その他 ()) 前整備管理者氏名 (木曾 二郎)
② 整備管理者氏名	(ふりがな) 〇〇運送株式会社 木曾 一郎 50 年 10 月 1 日生 満 〇〇 才	⑧ 車両法53条の規定による解任の有無	有 (年 月 日) ・ (無)
③ 使用の本拠の位置	営業所の名称 本社 営業所 住所 長野県長野市〇〇 Tel. 026 (000) 0000	⑩ 自動車数	
④ 事業の種類	1. 乗合旅客 2. 貸切旅客 3. 乗用旅客 4. 特定旅客 5. 一般貨物 6. 特定貨物 7. 貨物 8. レンタカー 9. 自家用(バス) 10. 自家用(その他)	事業用	バス トラック ハイタク 8トン以上 8トン未満 貨物軽 事業用計
⑤ 兼職の有無	職名 職務内容	自家用	レンタカー バス 1.1人以上 1.1人未満 3.0人以上 3.0人未満 その他 自家用計
⑥ 既に整備管理者に選任されている本拠	名称 位置	合 計	15 台
注 意 事 項		1 この届出書は整備管理者を選任（変更・廃止）するたびに提出すること。 2 整備管理者1名ごとに提出すること。 3 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位のものを記入すること。 4 変更届の場合は変更事項を朱書きすること。 5 届出事項に変更があった場合は15日以内に届出ること。 6 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数を記入すること。 7 「事業主の確認書」の欄には整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること。 8 「被選任者の同意書」の欄には選任される者本人が内容を確認の上押印又は署名すること。 9 「所属事業主同意書」には整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること。 (日本工業規格 A列4番)	

●記入例（裏）

(裏面)		整備番号	
⑪ 整備管理者の 資格要件	① 点検又は整備の経験 3. 整備士資格 5. その他	2. 整備管理者の経験 4. 整備管理の経験	⑬ 記⑫ 木曾 一郎 が確かに記⑫事業場において記⑫の業務を行っていたことを証明します。 (事業者氏名・名称) 〇〇運送株式会社 (住 所) 長野県長野市〇〇 (代表者名) 代表取締役 木曾 一郎
⑫ 点検整備 整備管理者 整備管理 の実務経験	年 月 から 年 月 まで H10年4月 H16年9月 事業場名・営業所名本拠の位置 〇〇運送株式会社 本社営業所 長野県長野市〇〇 業務の概要 点検・整備	⑭ 自動車整備士	事業主の確認書
⑮ 被選任者 の 同意書	私 木曾 一郎 は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。 (氏名) 木曾 一郎	⑯ 委託 ※運送事業者はグループ以外委託禁止	当事業場の上記 (氏名) _____ が 整備管理者に就任することに同意します。 なお、当事業場との距離は約 _____ km です。 事業者氏名・名称 住所 代表者名 ⑰ 整備責任者 〔備考〕 選任 名、解任 名、合計 名

(日本工業規格 A列4番)

●記入例

別紙 1

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

北陸信越

運輸局長殿

富山

運輸支局长殿

届出者の氏名又は名称
ふりがな

〇〇運送株式会社

じょうそう とうしゅう かぶがいしゃ

届出者の住所及び
電話番号

富山県富山市〇〇町〇〇

TEL 076 (000) 0000

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・(変更)・廃止したてで届出ます。

選任年月日		平成 年 月 日	
整備管理者氏名		(ふりがな) いさづま いちろう 明大 50年10月18日生	
使用の本拠の位置	名称	富山一都 本社 営業所 TEL 076 (000) 0000	
	住所	富山県富山市〇〇町〇〇	
事業の種類		1. バス ②トラック(4以外) 5. レンタカー 2. ハイタク 4. 貨物経 6. その他の自家用	
整備責任者		職名	
委託 所属事業主 同意書	当事業場の上記 が の整備管理者になることに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 mです。 事業者住所氏名(名称) (代表者名)		
	業務内容		
兼職の有無	職名		
	職務内容		
既に整備管理者に選任されている本拠		名称	
		位置	

業態	車種	台数
事業用	バス	
	ハイタク	
	トラック	8トン以上 10 8トン未満 5
	貨物経	
	事業用計	15
自家用	レンタカー	
	バス	11人以上 30人未満
	ハイタク(タクシー)	30人未満 その他
	その他	
	自家用計	
合計		15

整備管理者の資格要件	1. 台数は整備の経験 3. 整備士資格 5. その他	2. 整備管理者の経験 4. 整備管理の経験
年月から 年月まで	事業場名	位置
H10年4月	H14年9月	〇〇運送 富山県〇〇町
点検整備、整備管理又は整備管理の経験		点検・整備
事業主の確認書	上記 富山一都が確かに上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。 事業者住所氏名(名称) 富山県富山市〇〇町〇〇 〇〇運送(株) (代表者名) 代表取締役 富山太郎(印)	

種類	等級
合格年月日	年 月 日
合格証番号	第 号
被選任者の同意書	私 富山一都 は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。(氏名) 富山太郎 (印)

事項	規定による解任の有無
交代・退職・死亡・解任その他()	
前管理責任者(富山二都)	

1. 以下の事項は登録管理官に通知(変更・廃止)するたびに通知すること。
2. 登録管理官1名ごとに選任すること。
3. 登録の申請に必要とされている者は自動車運転免許規定第2条に規定された上位の資格を記入すること。
4. 変更届出の申請に必要とされる事項を全て記載すること。
5. 変更届出の申請に必要とされる事項は、提出期限の翌日までに提出すること。
- ① 自動車運転免許に規定に照らして適用される車両であること。(提出者の所有する全車両である。)
② 自動車運転免許に規定に照らして、登録管理官が定める車両の車名と印字又は番号とを
③ 自動車運転の資格の欄には、登録管理官が審査した後に登録管理官が印字又は番号を打すること
④ 教習生との関係の欄には、現在、居住する者及び付帯する者とし、印字又は番号とすること

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

●記入例

石川運輸支局

整理番号	
------	--

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

平成〇〇年〇月〇日

北陸信越 運輸局長殿

石川 運輸支局長殿

届出者の氏名又は名称
ふりがな

〇〇運送株式会社
おののこうんどう かねていきがくしや

届出者の住所及び
電話番号

石川県金沢市〇〇町〇〇
TEL 076 (000) 0000

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	自動車数	業態	車種	台数	整備管理者の 資格要件 点検整備、 整備管理者 又は整備管 理 の経験 事業主の 確認書 被選任者の 同意書	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他 年月から 年月まで 事業場名 位 置 業務の概要 H10年4月 H16年9月 〇〇運送株式会社 金沢市〇〇町〇〇 点検・整備 本支管業所 上記 前田 一郎 が確かに上記事業場において上記の業 務を行っていたことを証明します。 事業主住所氏名(名称) 金沢市〇〇町〇〇 〇〇運送株式会社 (代表者名) 代表取締役 前田 太郎 (押印)
(ふりがな) 整備管理者氏名	まえ だ い ち じ 郎 明・大・男 50・10・1 生 満 〇〇 才		事業用	バス			
使用の本拠 の位置	名称 住所 石川県金沢市 〇〇町 〇〇		トラック	ハイ・タク			
			貨物軽	8トン以上 10 8トン未満 5			
事業の種類	1. バス 2. ハイ・タク ③トラック(4.以外) 4. 貨物軽 5. レンタカー 6. その他の自家用		事業用計	15			
			自家用	レンタカー 11人以上 11人未満 バス(レンタ カー以外) 30人以上 30人未満 その他 自家用計			
補助者又は整備責任者	職名		合計	15			
所属事業主 同意書	当事業場の上記 の整備管理者になることに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 mです。 事業主住所氏名(名称) (代表者名)		車両法第53条 の規定による解 任の有無	有 (年 月 日) (無)			
			変更・廃止 の事由	前管理者名(前田 太郎) その他()			
兼職の有・無	職名		職務内容				
既に整備管理者に 選任されている本拠	名称						
	位置						

注意
事項

1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。
2. 整備管理者1名ごとに提出すること。
3. 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を「8.「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること
4. 変更届出の場合は変更事項を青色で囲むこと。
5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること
6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。)
7. 「所属事業主同意書」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること
8. 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること
9. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

中部運輸局

整備管理者

●記入例

整理番号										
整備管理者（選任・変更・廃止）届出										
平成 19 年 9 月 10 日										
中部運輸局長殿										
受知 運輸支局長殿										
●該当するところに○を付す										
届出者の氏名又は名称 受知北江中川運輸株式会社 あいちぎんぎんあふりふがしきがいしゃ 代表取締役 受知太郎 届出者の住所及び電話番号 名古屋市中川区北江町2-2-1 123 (456) 7890										
道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。										
選任年月日	平成 19 年 9 月 1 日									
整備管理者氏名	（ふりがな）あいち きたろう 大 57 年 1 月 18 日 生									
名称	北江中川運輸(株) 本社 営業所									
住所	名古屋市中川区北江町2-2-1 123 (456) 7890									
事業の種類	1. バス 2. ハイ・タク 3. トラック(4. 以外) 4. 貨物軽 5. レンタカー 6. その他の自家用									
補助者	運輸二部 職名 所長									
委託	所屬事業主 同意書 当事業場の上記 受知太郎が 受知太郎 の整備管理者になることに同意します。 なお、当事業場の距離は、約 300 mです。 事業主住所(名称) 受知北江中川運輸(株) (代表者名) 受知太郎 (押印)									
兼職の有・無	職名 職務内容									
既に整備管理者に選任されている本局	●委託する場合のみ記入									
注意事項	1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するための届出すること。 2. 整備管理者1名ごとに届出すること。 3. 整備士試験に多項目合格しているものは自動車整備士検定規則第2条に規定された上記の者を記入すること。 4. 変更届け出の場合は変更事項を半紙で添付すること。 5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出すること。									
状況	自動車数 事業用 トラック 8トン以上 2 ハイ・タク 8トン未満 4 貨物軽 事業用計 6 レンタカー 11人以上 30人以上 バス(レンタカー)以外 30人以上 30人以上 その他 自家用計 6 合計 6									
整備管理者の資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の整備士資格 3. その他 (番号) 年月から 年月まで 事業場名 位 置 業務の概要 H16/4 H17/4 受知太郎 本社 点検整備 ●該当するところに○を付す									
整備管理者又は整備管理者の経験	●受知太郎 が確かに上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。 事業主住所氏名(名称) 受知北江中川運輸(株) (代表者名) 受知太郎 (押印)									
事業主の承認書	●前任者と交代する場合に記入									
種 類	2 級 カッシー 整備士									
合格年月日	H14 年 10 月 13日									
合格証書番号	中輸二が 第 3933 号									
被委任者の同意書	●署名または押印 受知太郎 (押印)									
交代・退職・死亡・解任・その他(前管理者名)										
変更・廃止の事由										
●選任前研修を受講された方は研修終了証(写)を、整備士資格をお持ちの方は整備士手帳等の(写)を1部添付してください										

●整備士免許保有の場合は記入の必要なし
経験で管理者になる人が記入する

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

近畿運輸局

整備管理者

●記入例

第1号様式

●整備管理者選任前研修の修了書もしくは整備士の合格証書のコピーを忘れずに添付してください

●日付の記入は不要です

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

●該当するものに○をつけます

●事業者の名称(ふりがなを忘れずに!)事業者の住所、電話番号を記入してください

●実務経験と選任前研修で選任要件を満たす方は経験の時期と場所等を時系列で記入してください

●整備の経験を行った事業場の住所と名称・代表者名を記入してください(署名もしくは記名押印)

●整備士の資格で選任要件を満たす方は、こちらに証書番号を記入してください

●外部委託をする場合は、自社の整備責任者名と職名を記入し、委託先との距離及び事業主の署名又は押印をもらってください

●整備管理者の変更・廃止となった場合は、その理由と前の整備管理者の氏名を記入してください

●今回選任される整備管理者が別の会社で整備管理者をされている場合は、その会社の名称と住所を記入してください

●研修を受けた日と研修終了番号を記入してください

●選任される整備管理者の署名または記名押印をしてください

5. ☆印の届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

大阪運輸支局 株式会社
あみ3かうゆ しやく ねんしきかりしめ
寝屋川市高宮栄町 12-1
TEL 072 (822) 4374

選任年月日 平成 19 年 10 月 23 日

☆整備管理者氏名 (ふりがな) 大阪 太郎 30 年 1 月 1 日生 選 52 オ

使用の本拠の位置 ☆名称 大阪運輸支局 株式会社 高宮栄町 12-1 ☆住所 寝屋川市高宮栄町 12-1 TEL 072 (822) 7945

☆事業の種類 1. バス 2. ハンタク 3. トラック(4. 以外) 4. 貨物車 5. レンタカー 6. その他の自家用

整備責任者 職名 名 有 年 月 日

委託 所屬事業主 同意書 当事業場の上記が 整備管理者になることに同意します。なお、当事業場との距離は、計 m です。

☆業務の有 職名 名 有 年 月 日

既に整備管理者に選任されている本拠 名称 位置

※備考 整備管理者選任前研修 大阪第 12345号 平成 19 年 11 月 20 日

1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他

年月から 年月まで 事業場名 位置 業務の概要

15 年 1 月 1 日 19 年 12 月 31 日 大阪運輸整備株式会社 点検整備

上記 大阪 太郎 が確かに上記事業場 上記の業務を行っていたことを証明します。

事業主住所 氏名(名称、代表者名) 寝屋川市高宮栄町 12-1 大阪運輸整備株式会社 代表取締役 近藤 次郎 (押印)

整備士 種類 級 合格年月日 年 月 日 合格証書番号 第 号

被選任者の同意書 私 大阪 太郎 は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。(整備管理者の署名又は記名押印) 大阪 太郎 (押印)

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

中国運輸局

整備管理者

●記入例(表)

●使用の本拠の位置(営業所など)に配置されている車両のうち、該当するものの台数を記入してください。(会社全体の台数ではありません。)

整理番号	整備管理者(選任・変更・廃止)届出書				広協管資
平成〇〇年〇〇月〇〇日	出者の氏名又は名称 株式会社 国交運輸				
中国運輸局長 殿	届出者の住所及び電話番号 東京都千代田区霞が関 2-1-3				
道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。					
事業の種類	1. バス 2. ハイタク (3) トラック(4. 以外) 4. 貨物軽運送 5. その他				事業用自動車数
選任年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				バス ハイタク トラック 軽貨物 合計
(ふりがな)	ふりがな 運輸 一郎				台 台 10 台 5 台 台 15 台
整備管理者氏名	運輸 一郎				
使用の本拠の位置	(名称及び住所) 株式会社 国交運輸 中国 広島県広島市中区上八丁堀 6-30				被選任者の同意書
変更・廃止の事由	() 退職・死亡・解任・その他()				私は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではないことを認め、整備管理者として業務を遂行することを同意します。
選任前研修受講状況	受講年月日:(平成 年 月 日) 管理番号:()				車両法第53条の規定による解任の有・無
整備管理者の資格要件	1. 整備士資格 種類:(級) 合格年月日:(年 月 日) 合格証書番号:(第 号)				1. 有 (年 月 日) 2. 無
兼職の有・無	① 有(職名: 運行管理者、職務内容: 車両の運行管理全般) 無				兼任箇所の有・無 1. 有(裏面の事項を記入すること) 2. 無
点検整備、整備管理者又は整備管理の経験	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月				受 付
事業主の確認書	上記 運輸 一郎 が上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。				

●記入例(裏)

備 考	
※ 前記整備管理者が、既に整備管理者に選任されている本拠	
(名称)	(位置)
注 意 事 項	
1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。 2. 整備管理者1名ごとに提出すること。 3. 整備士試験に多科目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位のものを記入すること。 4. 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。 5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること。 6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。) 7. 「所属事業主同意書」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること。 8. 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること。 9. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること。 10. 「事業の種類」「車両法第53条の規定による解任の有・無」「整備管理者の資格要件」「兼職の有・無」「兼任箇所の有・無」の欄は、該当する番号に○印をすること。	

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

四国運輸局

整備管理者

●記入例

整備番号										
整備管理者(選任・変更・廃止)届出										
四国運輸局長 殿 徳島運輸支局長 殿										
(ふりがな) 山内運輸(株) 届出者の氏名又は名称 届出者の住所 香川県高松市〇〇町〇〇 Tel. 087(000)0000										
道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。										
(選任・変更・解任)年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日									
整備管理者氏名	中国 慎一 〇〇月〇〇日生 満〇才									
使用の本拠の位置	名称 山内運輸 本社営業所 住所 香川県高松市〇〇町 Tel.087-000-10000									
事業の種類	1. バス 2. ハイタク ③トラック(4. 以外) 4. 軽貨物 5. レンタカー 6. 自家用バス 7. 自家用トラック									
代務者又は整備責任者	氏名 職名									
委任 所属事業主 同意書	当事業場の上記整備管理者が上記事業場の整備管理者になることに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 kmです。 (名称) (住所) (代表者名)									
既に整備管理者に選任されている本拠	名称 位置									
注意事項	1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。 2. 整備管理者1名ごとに提出すること。 3. 整備士試験に多様目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。 4. 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。 5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること。 6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。) 7. 「所属事業主同意書」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること。 8. 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること。 9. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される本人が内容を確認の上、押印又は署名すること。									
車種	台数	必要台数	整備管理者の資格要件	1. 点検又は整備の経験	2. 整備管理者の経験					
バス		1台以上		3. 整備士資格	4. 整備管理の経験					
ハイタク		5台以上		5. その他						
トラック	5	5台以上		経験期間	事業者名	位置	業務内容			
軽貨物		10台以上		H17.4.1-H19.12.1	山内運輸(株) 本社営業所	香川県高松市〇〇町〇〇	点検整備			
事業用計	10	10台以上	点検整備、整備管理者又は整備管理の経験	～						
自動車数	11人未満	1台以上		～						
バス(レンタカー以外)	30人未満	2台以上	事業主の確認書	上記整備管理者が確かに上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。 事業者住所氏名 (名称) 香川県高松市〇〇町〇〇 山内運輸(株) (住所) 代表取締役 山内 一郎						
トラック	8トン以上	5台以上		事業者住所氏名 (名称)	香川県高松市〇〇町〇〇 山内運輸(株)	(住所)				
自家用計				(代表者名)	代表取締役 山内 一郎					
合計	10	10台以上	整備士 合格年月日	級	ガソリン・ディーゼル・その他()	整備士				
車両法第52条の規定(解任命令)による解任の有無	有(平成 年 月 日)	被選任者の同意書 (備考) 私は、本届出書に記載している経歴又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受け、選任される整備管理者にあっては、5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。 (氏名) 中国 慎一								
兼職の有無	職名									
変更・廃止の事由	その他()									
	前管理者名(山内 一郎)									

九州運輸局

整備管理者

●記入例(表)

※届出書は2部 必要です。(1部は写しで可)

(表)

別紙1

九州運輸局				平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
福岡 運輸支局長殿					
●変更・廃止となった場合は、その理由と前任の整備変管更・理者の氏名を記入してください。				届出者の氏名 九州運輸局 株式会社 又は名称 代表取締役 〇〇 〇〇	
道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。				届出者の住所 福岡市博多区博多駅東1-2	
選任(解任)年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日				電話番号 092-472-25◆◆	
整備管理者氏名 (ふりがな) うんゆ たろう 明大(昭平) 年 〇 月 〇 日 生 満 〇 〇 歳		変更・廃止の事由		交代・退職 死亡・解任 その他 ()	
使用の本拠の位置		名称 九州運輸局株式会社 本社 営業所 TEL 092-472-2546		前管理者氏名 ()	
事業の種類		1. バス 3. トラック(4.以外) 5. レンタカー		●自動車の使用の本拠の位置を記載してください。	
兼職の有・無		職名 運行管理者等		職務内容 運行の管理等	
既に整備管理者に選任されている本拠		名称		被選任者の同意書	
		位置		私は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。	
				整備管理者の署名 又は 記名押印	
注意		1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。 2. 整備管理者1名ごとに提出すること。 3. 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。 4. 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。 5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること			
		6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。) 7. 「所属事業主同意書」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること 8. 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っている事業所の事業主が押印又は署名すること 9. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること			

■届出時に必要な添付書類

- 自動車名整備士資格をお持ちの方(次の①、②のいずれか)
 - ①自動車整備士合格書の写し
 - ②整備士手帳(氏名、生年月日、整備士の資格欄)の写し
- 実務経験と選任前研修を受講された方
 - ①実務経験証明書(「事業主の確認書」欄に記載があれば不要)
 - ②選任前研修修了証明書の写し
- 共通
 - ③③整備管理規定(提示 または 写し)
 - ④④(外部委託を行う場合のみ)委託契約書(提示 または 写し)

●営業所の自動車業態を記入してください。(会社退職全体の車両数ではありません。)

- ※記入は (1) 届出書(表) 下段(注)1~8をよく読んでから記入して下さい。
- (2) 文字は楷書で読みやすく記入します。(ゴム印でも可)
 - (3) 既に選任されている管理者(運行管理者資格者証の交付を受け、新たに選任し直しをした管理者を含む)は黒又は青色のボールペン等(エンピツは否)を使用します。
 - (4) 新たに選任した管理者(経過措置により、旧要件で選任の運行管理者を含む)は、朱書又は朱色のアンダーラインをします。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

九州運輸局

整備管理者

●記入例(裏)

●整備士資格により選任する場合に記入してください。
※整備士合格証書(写し)を提出してください。

※グレー文字は、資格要件1、又は3の場合

(裏)

別紙1

整備管理者の 資格要件	1. 点検又は整備の経験 ③ 整備管理の経験 5. その他		2. 整備管理者の経験 4. 整備士資格		整備 士	種 類	級		
	合格年月日		平成 年 月 日			合格証書番号		第 号	
点検整備、 整備管理者 又は 整備管理の経験	年 月 日 から 年 月 日 まで	事業場名	位 置	業務の概要		事業主の 確認書			
	H25.5 H29.5	福岡運輸(株)	福岡市博多区〇〇〇〇	整備管理者補助者		本届書の 運輸 太郎 が確かに左記事業場において左記の業務を行っていたことを証明します。			
所属 事業主 同意書		当事業場の本届出書の 運輸 太郎 が九州運輸局(株)の整備管理者になることに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 〇〇 mです。		代務者 又は 整備責任者		委嘱の場合は整備責任者 職名			
署名又は押印		事業主住所氏名(名称) 九州整備工場 (代表者名) 〇〇 〇〇 署名又は押印		既に整備管理者に選任されている 本拠		●整備の経験を行った事業場の住所と 名称・代表者名を記入してください。			
(ふりがな)		氏名		生年月日		選任年月日		資格要件	
うんゆ たろう		運輸 太郎		S●年●月●日		H〇〇.〇〇.〇〇		2年以上の実務経験、かつ選任前研修終了 点検・整備の実務経験 整備の管理の実務経験	
うんゆ じろう		運輸 次郎		S◆年〇月〇日		H●.〇.〇〇		一級、二級又は三級の自動車整備士の資格 国土交通大臣が告示で定める基準 改正省令(平成15年3月)の経過措置 兼職がある場合の職名及び職務内容	
								運行管理者	
								運行管理補助者	

※現在営業所で選任されている整備管理者の方全てを記載してください。
(新たに選任した方も含みます。)

10. 整備管理者欄には現在選任されている整備管理者を記載のこと。

●外部委託の場合に記入してください。(自
家用の場合のみ該当します。)
※事業用の場合、外部委託はできません。
ただし、グループ企業の場合は例外があります。

1.点検又は整備の経験と3.整備管理の経験に関しては
2年以上実務の経験を有し、かつ整備管理者選任前研修の受講が必要です。
※実務経験と選任前研修で選任要件を満たす方は、経験の時期と場所等を時系
列で記入して下さい。

※記入は (1)届出書(表)下段(注)1～8をよく読んでから記入して下さい。

(2)文字は楷書で読みやすく記入します。(ゴム印でも可)

(3)既に選任されている管理者(運行管理者資格者証の交付を受け、新たに選任し直しをした管理者を含む)は黒又は青色のボールペン等(エンピツは否)を使用します。

(4)新たに選任した管理者(経過措置により、旧要件で選任の運行管理者を含む)は、朱書又は朱色のアンダーラインをします。

7

車両管理台帳

車両管理台帳は、所属車両の諸元や点検整備の記録などを車両ごとに記載してこれを会社に保管し、各車両の状況の把握及び保守管理上の資料として必要です。車両台帳の代わりに自動車検査証の写しを綴じ保管しておくのもひとつの方法です。

車 両 管 理 台 帳 綴

(点 検 整 備 記 録 表 綴)

自動車登録番号
又は
車 両 番 号

使用者氏名
又は名称
(営業所名)

車両管理台帳

●記入例

車 両 台 帳

登録番号	品川100-00-00	登録年月日	平成00年00月00日	初度登録年月	平成00年00月00日	自動車の種別	普通	用途	貨物	自家用・事業用の別	事業用	車体の形状	キャブオーバー
車名		型式	QQ-PC1JK	乗車定員	3人	最大積載量	0000kg	車面重量	0000kg	車面総重量	0000kg	燃料の種類	軽油
車台番号	00.0000	原動機の種類	0000C	長さ	000cm	高さ	000cm	総排気量	0.00ℓ	型式指定番号及び類別区分番号		前軸重量	0000kg
所有者	氏名又は名称	000自動車販売	0000	備考	使用車種規制 (NoX)適合	後軸重量	0000kg	前軸重量	0000kg	後軸重量	0000kg	前軸重量	0000kg
住所	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号
使用者	氏名又は名称	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号
使用の本拠の位置	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号	00都00区00町00番00号
自動車の有効期間	平成00年00月まで	加年	14年	入日	00月00日	期	15年	入日	00月00日	期	14年	入日	00月00日
損害賠償責任保険	契約先	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災
任意保険	契約先	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災	00火災
配置(転出)年月日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日	00年00月00日
営業所名	00営業所	00営業所	00営業所	00営業所	00営業所	00営業所	00営業所	00営業所	00営業所	00営業所	00営業所	00営業所	00営業所
配出先	00配出先	00配出先	00配出先	00配出先	00配出先	00配出先	00配出先	00配出先	00配出先	00配出先	00配出先	00配出先	00配出先

点検整備の記録

●記入例

[illegible]

車両管理台帳

鑒名區博

[illegible]

点検整備の記録

点検整備の記録

[illegible]

注：この用紙には、点検整備の他、臨時整備等も記入してください。

©禁複製 硯翰送文研社 03(3861)0291

8

日常点検表

本様式は、自動車の使用者に義務付けられている道路運送車両法第 47 条の 2 に基づく自動車点検基準第 1 条並びに別表第 1 に規定されている日常点検基準を基に効率的かつ確実に点検が実施できるとともにその効果があがるよう、車両の使用状態等を加味し、わかりやすく使いやすく作成したものです。

1.点検要領

- (1) 点検は1日1回その運行の開始前に必ず行うこと。
- (2) 点検に先立ち、前日又は前回の運行中に異状があったか又は修理があったかどうかの処置の確認をすること。
- (3) 点検は下図の点検順序(矢じるし)に従い日常点検表を用いて行うこと。
- (4) 点検の結果、良はレ印、否は×印を確実に記入すること。
- (5) 点検終了後は、整備管理者(又は補助者)に点検結果を報告し運行の可否決定を受け、その結果を運行管理者に報告すること。

2.異常時の処置と記録

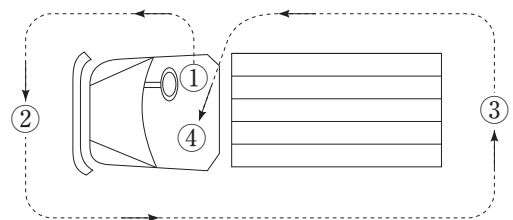
- (1) 点検時あるいは運転中において異状箇所を発見した場合は直ちに整備管理者(又は補助者)に報告し、修理を必ず受けること。修理完了後その箇所及び処置を記録表に記載すること。
- (2) 前日の異状箇所の処理については点検時に必ず確認し、異状箇所のなかった場合もその旨をチェックすること。
- (3) 運行中に異状が発生した場合は直ちに運行を中止し、整備管理者等に連絡するとともにその指示に従うこと。(故障車両は絶対に運行しないこと。)

3.乗務の引継ぎ

乗務を引継ぐときは、車両の状態について交替する運転者に通告するとともに、乗務するときには当該車両の制動装置、走行装置その他重要な部分の機能について点検すること。

日常点検の順序

点検をすべき箇所を効果的かつ確実に実施するため右図の点検順序により、日常点検表を用いその点検基準に従って点検を実施し、定められた記号により点検結果を記入しなければなりません。



日常点検表の太文字部位はエア・ブレーキが装着されている場合に点検して下さい。

- トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間について、次の点検をします。
- ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態で、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。
- フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態で補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。

日常点検結果の報告(確認)

点検終了後は、整備管理者又は補助者に点検結果を報告し、確認を受けなければなりません。

なお、補助者が点検結果を確認した場合は、あとで整備管理者が確認することが義務付けられています。

8.日常点検表

日常点検表

●記入例

日常点検表 (貨物・バス)							
登録番号(車番) ○○○○			平成○○年 ○月 ○日 (○ 曜日)				
運転者(点検者) 東京太郎			整備管理者 又は補助者 四谷 三郎 (印)				
順序	点検項目	点検内容	良否	順序	点検項目	点検内容	良否
① 運 転 者 席	エンジン	かかり具合、異音 低速、加速の状態	✓	② 車 両 の 周 り	エア・タンク	タンク内の凝水	
	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、効き具合	✓		ブレーキ・ペダル	踏みしろ、効き具合	
	駐車ブレーキ・レバー	引きしろ	✓		ブレーキ・チャンバ ドラムとライニング	ロッドのストローク すぎ間	
	空気圧力計	圧力の上がり具合			番号灯、方向指示器 尾灯、制動灯、後退灯	点灯、点滅具合	✓
	ブレーキ・バルブ	排気音			非常点滅灯、その他灯火		
	方向指示器	点滅具合	✓		灯火類のレンズ、反射器	汚れ、変色、損傷状況	✓
	ブレーキ・オイル	リザーバタンクの液量	✓		座席(シートベルト)	装着状況	✓
	ウインド・ウォッシャー	液量、噴射状態	✓		工具、スベア・タイヤ	定位置固定の状況	✓
② 車 両 の 周 り	ワイパー	ふき取り状態	✓	③ そ の 他	非常信号用具、停止表示器材 車検証、自賠責保険証 点検整備記録簿	車載状況	✓
	ラジエータ	冷却水の量	✓		チャート紙	装着状況	✓
	ファン・ベルト	張り具合、損傷	✓		前日における異状箇所の処置状況		
	エンジン・オイル	液量、液漏れ	✓		なし		
	バッテリー	液量	✓		当日の不具合箇所の処置状況		
	前照灯、方向指示器 車幅灯、非常点滅灯 その他灯火	点灯、点滅具合	✓		なし		
	灯火類のレンズ、反射器	汚れ、変色、損傷状況	✓		運行可否の決定結果		
	タ イ ヤ	空気圧、異状摩耗	✓		(可) 否		
		亀裂、損傷	✓				
		溝の深さ					
★ディスク・ホイールの 取付状態 ホイール・ボルトの折損 ホイール・ナットの緩み		★					

注1：点検の結果の良否欄は、点検良は「レ」印を、点検否は「×」印を記入する。

注2：着色部位の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

注3：斜体文字(★印)部位の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

注4：太文字部位は、エア・ブレーキが装着されている自動車の点検項目及び点検内容(表紙参照)を示す。

おことわり：この点検表は自主点検項目が加味されております。 商品コード：201(貨物・バス用)

根拠法令

道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)

自動車点検基準別表第1(事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第17号(運転者)

8.日常点検表

日常点検表

日常点検表（貨物・バス）

登録番号(車番)

平成 年 月 日 (曜日)

運転者(点検者)

整備管理者
又は補助者

印

順序	点検項目	点検内容	良否	順序	点検項目	点検内容	良否		
① 運 転 者 席	エンジン	かかり具合、異音 低速、加速の状態		② 車 両 の 周 り	エア・タンク	タンク内の凝水			
	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、効き具合			ブレーキ・ペダル	踏みしろ、効き具合			
	駐車ブレーキ・レバー	引きしろ			ブレーキ・チャンバ ドラムとライニング	ロッドのストローク すぎ間			
	空気圧力計	圧力の上がり具合			番号灯、方向指示器 尾灯、制動灯、後退灯 非常点滅灯、その他灯火	点灯、点滅具合			
	ブレーキ・バルブ	排気音		③ そ の 他	灯火類のレンズ、反射器	汚れ、変色、損傷状況			
	方向指示器	点滅具合			座席(シートベルト)	装着状況			
	ブレーキ・オイル	リザーバタンクの液量			工具、スベア・タイヤ	定位固定の状況			
	ウインド・ウォッシャー	液量、噴射状態			非常信号用具、停止表示器材 車検証、自賠責保険証 点検整備記録簿	車載状況			
② 車 両 の 周 り	ワイパー	ふき取り状態		チャート紙	装着状況				
	ラジエータ	冷却水の量		前日における異状箇所の処置状況					
	ファン・ベルト	張り具合、損傷		当日の不具合箇所の処置状況					
	エンジン・オイル	液量、液漏れ							
	バッテリー	液量							
	前照灯、方向指示器 車幅灯、非常点滅灯 その他灯火	点灯、点滅具合							
	タ イ ヤ	灯火類のレンズ、反射器	汚れ、変色、損傷状況		運行可否の決定結果				
			空気圧、異状摩耗					可	否
			亀裂、損傷						
			溝の深さ						
	★ディスク・ホイールの 取付状態 ホイール・ボルトの折損 ホイール・ナットの緩み	★							

©禁複製 (株)輸送文研社 〇三三六二〇二九

注1：点検の結果の良否欄は、点検良は「レ」印を、点検否は「×」印を記入する。

注2：着色部位の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

注3：斜体文字(★印)部位の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

注4：太文字部位は、エア・ブレーキが装着されている自動車の点検項目及び点検内容(表紙参照)を示す。

おことわり：この点検表は自主点検項目が加味されております。

商品コード：201(貨物・バス用)

8.日常点検表

日常点検表(1ヵ月用)

●記入例(表)

日常点検表(平成〇〇年〇月)

登録番号
又は車番 〇〇-〇〇号

点検項目・点検内容	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
運 転 者 席	エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	駐車ブレーキ・レバーの引きしろ	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	空気圧力計の上がり具合	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ブレーキ・バルブの排気音	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	方向指示器の点滅具合	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ブレーキ・オイルのリザーバ・タンクの液量	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ウインド・ウォッシャの液量、噴射状態	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
車 両 の 周 り	ワイパーの拭き取り状態	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ラジエータの冷却水の量	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ファン・ベルトの張り具合、損傷	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	エンジン・オイルの液量、液漏れ	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	バッテリーの液量	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	前照灯、方向指示器、車幅灯、非常点滅灯、 その他灯火の点灯、点滅具合	レ	×	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	タイヤの空気圧、異状摩耗、亀裂、損傷	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
そ の 他	タイヤの溝の深さ	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	★ ディスク・ホイールの取付状態 ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	エア・タンク内の凝水	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合 ブレーキ・チャンバのロッドのストローク ドラムとライニングのすき間	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	番号灯、方向指示器、尾灯、制動灯、後退灯、 非常点滅灯、その他灯火の点灯、点滅具合	レ	レ	レ	レ				レ	レ	×	レ	レ			レ
	灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	座席(シートベルト)の装着状況	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	工具、スベア・タイヤの固定状況	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
点 検 実 施 者 (運 転 者)	非常信号用具、停止表示器材、車検証、 自賠責保険証、点検整備記録簿の車載状況	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	チャート紙の装着状況	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
点検実施者(運転者)		印	印	印	印				印	印	印	印	印			印
前日における異状箇所の処置状況の確認				レ								レ				
当日の不具合箇所の処置状況の確認			レ								レ					
整備管理者 (又は補助者)		印	印	印	印				印	印	印	印	印			印

注1：点検の結果、点検良は「レ」印を、点検否は「×」印を記入する。

注2：着色部位の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

注3：斜体文字(★印)部位の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

注4：太文字部位は、トラック・バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車の点検項目及び点検内容を示す。

おことわり：この点検表は自主点検項目が加味されております。

商品コード：206 (貨物・バス用)

8.日常点検表

●記入例(裏)

日常点検表 (平成〇〇年〇月)																登録番号 又は車番		
																〇〇-〇〇 号		
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日 付	点検項目・点検内容	運 転 者 席
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	レ				エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				駐車ブレーキ・レバーの引きしろ	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				空気圧力計の上がり具合	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ブレーキ・バルブの排気音	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				方向指示器の点滅具合	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ブレーキ・オイルのリザーバ・タンクの液量	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ウインド・ウォッシャーの液量、噴射状態	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ワイパーの拭き取り状態	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ラジエタの冷却水の量	車 両 の 周 り
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ファン・ベルトの張り具合、損傷	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				エンジン・オイルの液量、液漏れ	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				バッテリーの液量	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				前照灯、方向指示器、車幅灯、非常点滅灯、 その他灯火の点灯、点滅具合	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				タイヤの空気圧、異状摩耗、亀裂、損傷	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				タイヤの溝の深さ	
★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		★ ディスク・ホイールの取付状態 ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				エア・タンク内の凝水	そ の 他
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合 ブレーキ・チャンバのロッドのストローク ドラムとライニングのすき間	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				番号灯、方向指示器、尾灯、制動灯、後退灯、 非常点滅灯、その他灯火の点灯、点滅具合	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況	
						✓	✓					✓	✓				座席(シートベルト)の装着状況	
						✓	✓					✓	✓				工具、スペア・タイヤの固定状況	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				非常信号用具、停止表示器材、車検証、 自賠責保険証、点検整備記録簿の記載状況	
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				チャート紙の装着状況	
印	印	印	印	印		印	印					印	印				点 検 実 施 者 (運 転 者)	
																	前日における異状箇所の処置状況の確認	
																	当日の不具合箇所の処置状況の確認	
印	印	印	印	印		印	印					印	印				整 備 管 理 者 印 (又は補助者)	

注1：点検の結果、点検良は「レ」印を、点検否は「×」印を記入する。(貨物・バス用)
 注2：着色部位の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 注3：斜体文字(★印)部位の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
 注4：太文字部位は、トラック・バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車の点検項目及び点検内容を示す。
 おことわり：この点検表は自主点検項目が加味されております。

8.日常点検表

日常点検表(1ヵ月用)

(表)

日常点検表(平成 年 月)		登録番号 又は車番														
点検項目・点検内容	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
運 転 者 席	エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態															
	ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合															
	駐車ブレーキ・レバーの引きしろ															
	空気圧力計の上がり具合															
	ブレーキ・バルブの排気音															
	方向指示器の点滅具合															
	ブレーキ・オイルのリザーバ・タンクの液量															
	ウインド・ウォッシャーの液量、噴射状態 ワイパーの拭き取り状態															
車 両 の 周 り	ラジエータの冷却水の量															
	ファン・ベルトの張り具合、損傷															
	エンジン・オイルの液量、液漏れ															
	バッテリーの液量															
	前照灯、方向指示器、車幅灯、非常点滅灯、 その他灯火の点灯、点滅具合															
	灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況															
	タイヤの空気圧、異状摩耗、亀裂、損傷															
	タイヤの溝の深さ															
	★ ディスク・ホイールの取付状態 ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	エア・タンク内の凝水															
そ の 他	ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合 ブレーキ・チャンバのロッドのストローク ドラムとライニングのすき間															
	番号灯、方向指示器、尾灯、制動灯、後退灯、 非常点滅灯、その他灯火の点灯、点滅具合															
	灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況															
	座席(シートベルト)の装着状況															
	工具、スペア・タイヤの固定状況															
点 検 実 施 者 (運 転 者)	非常信号用具、停止表示器材、車検証、 自賠責保険証、点検整備記録簿の車載状況															
	チャート紙の装着状況															
	整備管理者 印 (又は補助者)															
前日における異状箇所の処置状況の確認																
当日の不具合箇所の処置状況の確認																

注1：点検の結果、点検良は「レ」印を、点検否は「×」印を記入する。
 注2：着色部位の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 注3：斜体文字(★印)部位の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
 注4：太文字部位は、トラック・バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車の点検項目及び点検内容を示す。
 おことわり：この点検表は自主点検項目が加味されております。

商品コード：206 (貨物・バス用)

8.日常点検表

日常点検表(1ヵ月用)

(裏)

日常点検表 (平成 年 月)

登録番号
又は車番

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日 付	点検項目・点検内容	
																	エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態	運 転 者 席
																	ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合	
																	駐車ブレーキ・レバーの引きしろ	
																	空気圧力計の上がり具合	
																	ブレーキ・バルブの排気音	
																	方向指示器の点滅具合	
																	ブレーキ・オイルのリザーバ・タンクの液量	
																	ウインド・ウォッシャーの液量、噴射状態	
																	ワイパーの拭き取り状態	車 両 の 周 り
																	ラジエタの冷却水の量	
																	ファン・ベルトの張り具合、損傷	
																	エンジン・オイルの液量、液漏れ	
																	バッテリーの液量	
																	前照灯、方向指示器、車幅灯、非常点滅灯、 その他灯火の点灯、点滅具合	
																	灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況	
																	タイヤの空気圧、異状摩耗、亀裂、損傷	
																	タイヤの溝の深さ	
★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★ ディスク・ホイールの取付状態 ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み	
																	エア・タンク内の凝水	
																	ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合 ブレーキ・チャンバのロッドのストローク ドラムとライニングのすき間	
																	番号灯、方向指示器、尾灯、制動灯、後退灯、 非常点滅灯、その他灯火の点灯、点滅具合	
																	灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況	
																	座席 (シートベルト) の装着状況	そ の 他
																	工具、スベア・タイヤの固定状況	
																	非常信号用具、停止表示器材、車検証、 自賠責保険証、点検整備記録簿の車載状況	
																	チャート紙の装着状況	
																	点 検 実 施 者 (運 転 者)	
																	前日における異状箇所の処置状況の確認	
																	当日の不具合箇所の処置状況の確認	
																	整 備 管 理 者 印 (又は補助者)	

注1：点検の結果、点検良は「レ」印を、点検否は「×」印を記入する。

(貨物・バス用)

注2：着色部位の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

注3：斜体文字(★印) 部位の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

注4：太文字部位は、トラック・バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車の点検項目及び点検内容を示す。

おことわり：この点検表は自主点検項目が加味されております。

8.日常点検表

異状・不良箇所と
処置内容記録表

日常点検時及び前日における異状箇所又は不良箇所と処置内容記録表

区分 日付	異 状 箇 所 (又は不良箇所)	異 状 箇 所 の 状 態 (又は不良箇所)	処 置 内 容	検査管理 者及び進 行管理者 の印
月				
日				
月				
日				
月				
日				
月				
日				
月				
日				
月				
日				
月				
日				
月				
日				
月				
日				
月				
日				

点検整備記録簿

事業用自動車については、自動車点検基準に定められた技術基準の項目及び走行距離や使用の条件を考慮した点検を実施しなければならないことが義務付けられています。

自動車点検基準には、3 か月点検、12 か月点検の各点検時に実施すべき点検項目が定められており、実施した点検整備の結果は、点検整備記録簿に所要事項をもれなく記載しそれを保存しなければなりません。

なお、あらかじめ年間を通じての点検整備計画を立て、予定実施表を社内に掲示して周知徹底を図るようにします。

(1) 点検整備記録簿

自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次の事項を記載しなければなりません。

- ① 点検の年月日
- ② 点検の結果
- ③ 整備の概要
- ④ 整備を完了した年月日
- ⑤ その他国土交通省令で定める次の事項
 - ・ 自動車登録番号又は車台番号
 - ・ 点検又は分解整備時の総走行距離
 - ・ 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所

(2) 保存期間

1 年間（事業用自動車）



道路運送車両法第48条(定期点検整備)、第49条(点検整備記録簿)
 自動車点検基準第4条(点検整備記録簿の記載事項等)、
 別表第3(事業用自動車等の定期点検基準)
 貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条(点検整備)

9.点検整備記録簿

点検整備記録簿

●記入例

●タイヤの空気圧を調整した

●該当する点検時期を記入する

●検査証をみて記入する

事業用等		点検整備記録簿 (分解整備記録簿等)		使用者の氏名又は名称		車名及び形状並びに型式		自動車登録番号又は車両番号		事業用等
点検	交換	修理	清掃	住所	原動機の種類	原動機の種類	車台番号	車台番号		
点検	交換	修理	清掃	3月点検整備	〇〇運輸(株)	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇-〇〇-〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	この記録表は、整備管理者が保存してください。
分解	調整	調整	給油							
点検の結果及び整備の概要 ■ かじ取り装置 ハンドル・操作員台 ギヤ・ボックスの油漏れ ギヤ・ボックスの取付けの締め ロッドとアーム部の締め、がた、損傷(※) ボール・ジョイントのダストブーツの亀裂、損傷 ナックルの連結部のがた(※) かし取り車輪のホイール・アライメント パワーステアリング装置のベルトの締め、損傷 パワーステアリング装置の油漏れ、油量(※) パワーステアリング装置の取付けの締め ■ 制動装置 ブレーキペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間 ブレーキのきき具合 駐車ブレーキ機構、引きしろ 駐車ブレーキのきき具合 ホースとパイプの漏れ、損傷、取付状態 リザーバ・タンクの液量 マスタシリンダ、ホイールシリンダ、ディスク・キャリパーの機能、摩耗、損傷 ブレーキ・チャンバのロッドのストローク ブレーキ・チャンバの機能 ブレーキバルブ、クイックリリースバルブ、リレーバルブの機能 助力装置のエア・クリーナの詰まり 助力装置の機能 ブレーキ・カムの摩耗 ドラムとライニングとのすき間 シューの摺動部分、ライニングの摩耗(※) ドラムの摩耗、損傷 バック・プレートの状態 ディスクとパッドとのすき間(※) パッドの摩耗(※) ディスクの摩耗、損傷 センタ・ブレーキドラムの取付けの締め 走行装置 センタ・ブレーキドラムとライニングとのすき間 センタ・ブレーキ・ライニングの摩耗 センタ・ブレーキドラムの摩耗、損傷 二重安全ブレーキ機構の機能 ■ 走行装置 タイヤの状態(※) 空気圧、亀裂、損傷、溝の深さ、異常摩耗 ホイール・ナット、ホイール・ボルトの締め フロント・ホイールベアリングのがた(※) リム、サイドリング、ホイール・ディスクの損傷 リヤ・ホイールベアリングのがた ■ 緩衝装置 リーフ・サスペンションのスプリングの損傷 リーフサスペンションのスプリング取付部、連結部の締め、がた、損傷 コイル・サスペンションのスプリングの損傷 コイル・サスペンションの取付部、連結部の締め、がた、損傷 エア・サスペンションのエア漏れ エア・サスペンションのベローズの損傷(※) エア・サスペンションの取付部、連結部の締め、損傷(※) エア・サスペンションのレバリングバルブの機能 ショック・アブソーバの油漏れ、損傷 ■ 動力伝達装置 クラッチペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間 クラッチ的作用 クラッチの液量 トランスミッション・トランスファの油漏れ、油量(※) プロペラシャフト、ドライブシャフトの連結部の締め(※) プロペラシャフト、ドライブシャフトの自在継手部のダストブーツの亀裂、損傷 プロペラシャフト、ドライブシャフトの継手部のがた プロペラシャフト、ドライブシャフトのセンタベアリングのがた デフアレンシャルの油漏れ、油量(※) ■ 電気装置 点火プラグの状態(※) 点火時期 ディストリビュータのキャップの状態 ■ バッテリーのターミナル部の接続状態 電気配線の接続部の締め、損傷 ■ 原動機 エアクリーナ・エレメントの状態(※) シリンダ・ヘッド、マニホールドの各部の締付状態 低速及び加速の状態 排気の状態 潤滑装置の油漏れ 燃料装置の燃料漏れ 冷却装置のファンベルトの締め、損傷 冷却装置の水漏れ ■ 排気・悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置 ブロアバイパス還元装置 メタリングバルブの状態 配管の損傷 燃料蒸発ガス排出防止装置 配管等の損傷 チャコール・キャニスタの詰まり、損傷 チェックバルブの機能 ■ 一般化炭素等発散防止装置 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの締め、損傷 二次空気供給装置の機能 排気ガス再循環装置の機能 減速時排気ガス減少装置の機能 配管の損傷、取付状態 ■ 警告器等 警告器の作用 窓ふき器の作用 洗浄液噴射装置の作用 デフロスタの作用 施設装置の作用 ■ エグゾースト・パイプ及びマフラ 取付けの締め、損傷(※) マフラの機能 ■ エア・コンプレッサ エア・タンクの凝水 エア・コンプレッサ、プレッシャレギュレータ、アンロードバルブの機能 ■ 高圧ガスを燃料とする燃料装置等 導管、継手部のガス漏れ、損傷 ガス容器取付け部の締め、損傷 ■ 車枠及び車体 非常口の扉の機能 車枠、車体の締め、損傷 ■ スペアタイヤ スペアタイヤ等(車両総重量8トン以上の車両) スペアタイヤ取付装置の締め、がた及び損傷 スペアタイヤの取付状態 ツールボックスの取付部の締め及び損傷 ■ 連結装置 カブラの機能、損傷 キングピン部の亀裂、損傷 ピントル・フック、ルネット・アイの損傷 ■ 座席 座席ベルトの状態(事業用バス・乗用車のみ) ■ 開扉発車防止装置 防止装置の機能 ■ その他 レッシュ各部の給油状態 ■ その他の点検項目 ウインカーランプ										

●整備の際に交換した部品名などを記入する

●点検や整備を実施した者の氏名、住所を記入する

●方向指示器のランプを交換した

9.点検整備記録簿

点検整備記録簿

事業用等		点検整備記録簿 (分解整備記録簿写)		使用者の氏名又は名称		車名及び形式		自動車登録番号又は車両番号		事業用等
点検	交換	修理	清掃	住所	原動機の種類	初年度登録年又は初年度検査年	車台番号	登録番号		
点検	交換	修理	清掃	月点検整備						この記録表は、整備管理者が保存してください。
分解	調整	調整	給油							
点検の結果及び整備の概要 ■ かじ取り装置 ハンドル操作員合 ギヤボックスの油漏れ ギヤボックスの取付けの緩み ロッドとアーム部の緩み、がた、損傷(※) ボールジョイントのダストブーツの亀裂、損傷 ナックルの連結部のがた(※) かし取り車輪のホイール・アライメント パワーステアリング装置のベルトの緩み、損傷 パワーステアリング装置の油漏れ、油量(※) パワーステアリング装置の取付けの緩み ■ 制動装置 ブレーキペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間 ブレーキのきき具合 駐車ブレーキ機構 引きしろ 駐車ブレーキのきき具合 ホースとパイプの漏れ、損傷、取付状態 リザーバ・タンクの液量 マスタシリンダ、ホイールシリンダ、ディスク・キャリパーの機能、摩耗、損傷 ブレーキ・チャンバのロッドのストローク ブレーキ・チャンバの機能 ブレーキバルブ、クイックリリースバルブ、リレーバルブの機能 吸力装置のエア・クリーナの詰まり 吸力装置の機能 ブレーキ・カムの摩耗 ドラムとライニングとのすき間 シューの振動部分、ライニングの摩耗(※) ドラムの摩耗、損傷 バック・プレートの状態 ディスクとパッドとのすき間(※) パッドの摩耗(※) ディスクの摩耗、損傷 センタ・ブレーキドラムの取付けの緩み センタ・ブレーキドラムとライニングとのすき間 センタ・ブレーキライニングの摩耗 センタ・ブレーキドラムの摩耗、損傷 二重安全ブレーキ機構の機能 ■ 走行装置 タイヤの状態(※) 空気圧、亀裂、損傷、溝の深さ、異常摩耗 ホイールナット、ホイールボルトの緩み フロントホイールベアリングのがた(※) リム、サイドリム、ホイールディスクの損傷 リヤホイールベアリングのがた ■ 緩衝装置 リーフ・サスペンションのスプリングの損傷 リーフサスペンションのスプリング取付部、連結部の緩み、がた、損傷 コイルサスペンションのスプリングの損傷 コイルサスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷 エアサスペンションのエア漏れ エアサスペンションのペローズの損傷(※) エアサスペンションの取付部、連結部の緩み、損傷(※) エアサスペンションのレバリングバルブの機能 ショックアブソーバの油漏れ、損傷 ■ 動力伝達装置 クラッチペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間 クラッチ的作用 クラッチの液量 トランスミッション・トランスファの油漏れ、油量(※) プロペラシャフト、ドライブシャフトの連結部の緩み(※) プロペラシャフト、ドライブシャフトの自在継手部のダストブーツの亀裂、損傷 プロペラシャフト、ドライブシャフトの継手部のがた プロペラシャフト、ドライブシャフトのセンタベアリングのがた デフレンシャルの油漏れ、油量(※) ■ 電気装置 点火プラグの状態(※) 点火時期 ディストリビュータのキャップの状態 バッテリーのターミナル部の接続状態 電気配線の接続部の緩み、損傷 ■ 原動機 エアクリーナ、エレメントの状態(※) シリンダヘッド、マニホールドの各部の締付状態 低速及び加速の状態 排気の状態 潤滑装置の油漏れ 燃料装置の燃料漏れ 冷却装置のファンベルトの緩み、損傷 冷却装置の水漏れ ■ ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置 ◇ ブローバイ・ガス還元装置 メタリリング・バルブの状態 配管の損傷 ◇ 燃料蒸発ガス排出防止装置 配管等の損傷 チャコール・キャニスタの詰まり、損傷 チェック・バルブの機能 ◇ 一般化炭素等発散防止装置 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷 二次空気供給装置の機能 排気ガス再循環装置の機能 減速時排気ガス減少装置の機能 配管の損傷、取付状態 ■ 警告器等 警告器の作用 窓ふき器の作用 洗浄液噴射装置の作用 デフロスタの作用 施設装置の作用 ■ エグゾースト・パイプ及びマフラ 取付けの緩み、損傷(※) マフラの機能 ■ エア・コンプレッサ エア・タンクの減水 エア・コンプレッサ、プレッシャレギュレータ、アンロードバルブの機能 ■ 高圧ガスを燃料とする燃料装置等 導管、継手部のガス漏れ、損傷 ガス容器取付け部の緩み、損傷 ■ 車枠及び車体 非常口の扉の機能 車枠、車体の緩み、損傷 ■ スペアタイヤ スペアタイヤ等(車両総重量8トン以上の車両) スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 スペアタイヤの取付状態 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷 ■ 連結装置 カブラの機能、損傷 キングピン部の亀裂、損傷 ピントル・フック、ルネット・アイの損傷 ■ 座席 座席ベルトの状態(事業用バス・貨用車のみ) ■ 開扉発車防止装置 防止装置の機能 ■ その他 シャシ各部の給油状態 ■ その他の点検項目										

注(※)印の箇所は、自動車検査証の交付を受けた日又は前回の点検を行った日以降の走行距離が3ヶ月当たり2,000キロメートル以下の自動車については、行わなくてもよい。

記事(主な交換部品、測定結果等)		(測定結果) ●CO,HC濃度(アイドリング時)		自動車分解整備事業者の氏名又は名称(点検整備者)及び事業場の所在地並びに認証番号		整備主任者の氏名		点検の年月日		整備完了年月日		点検(整備)時の総走行距離		会社保存用	
		CO % HC ppm													

9.点検整備記録簿

点検整備計画
年間予定実施表

点検整備計画年間予定実施表

[illegible]

記入例 3ヶ月点検＝③ 12ヶ月点検＝⑫ 臨時点検＝㊟

◎禁烟製 株式会社翰洋文研社 03(3861)0291

10

事故報告書／ 事故速報／事故の記録

(1) 事故報告書の提出

貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、次ページの各種の重大事故があったときは30日以内に、事故の種類、原因その他必要な事項を自動車事故報告書に記載して3通を運輸監理部長又は運輸支局長を経由して国土交通大臣に届け出なければなりません。

(2) 速 報

2人以上の死者又は5人以上の重傷者が生じたとき、10人以上の負傷者が生じたとき、自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突、接触したことにより危険物、火薬類等が全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたとき、酒気帯び運転を伴う事故を起こしたときなど法令で定められた事故のほか、国土交通大臣の指示があったとき（例：事故の規模が大きいと判断される場合や事故発生による社会的影響が大きいと判断される場合）は、24時間以内においてできる限り速やかに電話等によりその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければなりません。

この場合、速報を受ける支局の記録様式に則して必要な事項を必ず報告して下さい。（記録様式は102頁の「自動車事故速報」を参照。）

(3) 事故の記録

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに、道路交通法第67条第2項に規定する交通事故（人の死傷若しくは物の損壊）又は自動車事故報告規則第2条に規定する事故（次ページの事故）があった場合には、次に掲げる事項を記録し、3年間保存しなければなりません。

- ① 乗務員の氏名
- ② 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ③ 事故の発生日時
- ④ 事故の発生場所
- ⑤ 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- ⑥ 事故の概要（損害の程度を含む。）
- ⑦ 事故の原因
- ⑧ 再発防止対策

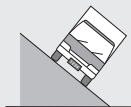


貨物自動車運送事業法第24条(事故の報告)
道路運送車両法第41条(自動車の装置)
自動車事故報告規則第3条(報告書の提出)、第4条(速報)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2(事故の記録)

自動車事故報告書の提出が義務づけられている事故の種類

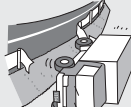
①-(1) 転覆事故

自動車が道路上において
35度以上傾斜したとき



①-(2) 転落事故

自動車が道路外に転落し
た場合で、その落差が0.5m
以上のとき



② 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの



③ 死傷事故

死者又は重傷者を生じたもの
(14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは14日以上病院に入院することを要する傷害等)



①-(3) 火災事故

自動車又は積載物が火災
を起こしたとき



①-(4) 接触事故

鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの

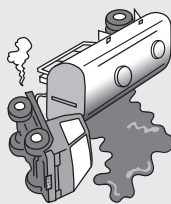


④ 10人以上の負傷者を生じたもの

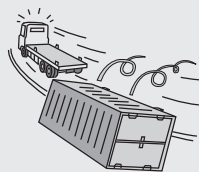


⑤ 積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの

- 消防法第2条第7項に規定する危険物(塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化亜塩素酸塩類等)
- 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
- 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス(常用の温度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス、又は温度35度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く)等)
- 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
- シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
- 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物



⑥ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの



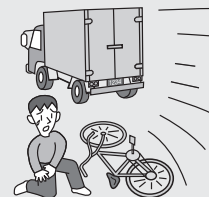
⑦ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの



⑧ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの



⑨ 救護義務違反があったもの



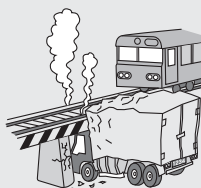
⑩ 車両故障に起因して運行できなくなったもの (自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置)の故障により自動車の運行ができなくなったもの)



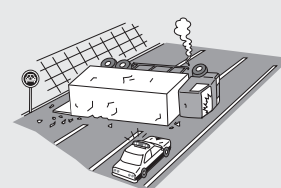
⑪ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)



⑫ 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの



⑬ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの



⑭ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

(4) 緊急時対応マニュアル

国土交通省は、我が国における危機管理意識の高まりに対応し、迅速な行政対応によって類似事故を未然に防止することで、事業用自動車における事故削減を図るため、「事業用自動車総合安全プラン2009」（平成21年3月）に基づき、自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示（平成21年国土交通省告示第1224号）を制定し、緊急時対応マニュアルを作成しました。

緊急時対応マニュアルでは、以下のとおり事故と事件を区別して対応することとなっています。

① 速報の対象となる事故

【Ⅰ．特定重大事故】

- ・ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故（自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたもののうち、大量に飛散し、又は大量に漏えいしたものに限る。）
 - i 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - ii 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - iii 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - iv シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - v 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- ・ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

【Ⅱ．重大事故】

- ・ 2名以上の死者を生じた事故
- ・ 5名以上の重傷者を生じた事故
- ・ 10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない。）を生じた事故
- ・ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限り、大量に飛散し、又は大量に漏えいしたものを除く。）
 - i 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - ii 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - iii 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - iv シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - v 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- ・ 酒気帯び運転を伴う事故
- ・ 自然災害に起因する可能性のある事故
- ・ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき



速やかに、把握した範囲の事故内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX（又は電話）により速報

【Ⅲ．放射性輸送物の自動車輸送時における事故】

直ちに、把握した範囲の事故内容を所定様式に記載し、国土交通省自動車局環境政策課へFAX（又は電話）により速報

② 速報の対象となる事件

【Ⅰ．特定重大事件】

- ・ 施設の不法占拠
- ・ 爆弾又はこれに類するものの爆発
- ・ 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布
- ・ 運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

直ちに、把握した範囲の事件内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX（又は電話）により速報

【Ⅱ．重大事件】（特定重大事件以外の次の事件）

- ・ 運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

【Ⅲ．事件予告】

- ・ 特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

速やかに、把握した範囲の事件内容や予告内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX（又は電話）により速報

根拠法令

自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示
（平成21年国土交通省告示第1224号）

自動車事故報告書

(表)

●報告書を提出するときの大臣名を書きます。

●事故発生の日時、場所及びその時の天候状況を書きます。
 (イ) 時間は24時間制で
 (ロ) 場所は番地、高速道路のときは「上り、下り」の区分と〇〇kmポスト
 (ハ) 道路は、国、県、市道と書きます。
 (通称名でも可)

●家族・警察への連絡、死者又は負傷者にとった処置、病院への収容状況、旅客、積荷等の処置を書きます。

別記様式（第3条関係）

自動車事故報告書						
国土交通大臣		殿				
自動車の使用者の氏名又は名称 住所 電話番号						
年 月 日 提出						
☆発生日時	年	月	日	時	分	☆路線名又は道路名
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨	4 雪	5 霧	6 その他
☆発生場所	都道府県	区市郡	区町村	番地	道 線	
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置					☆自動車登録番号又は車両番号	
☆ 当時の状況						
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）						
☆当時の処置						
☆事故の原因						
☆再発防止対策						
※備 考						

(日本工業規格A列4番)

●事故を誘発した背後の原因も究明します。
 (例) 管理の不適切、道路状況の不良、勤務状況の不良等

10.事故報告書／事故速報／事故の記録

番 号 平成 13 年 8 月 日 東京陸運支局 長

自動車登録番号又は車両番号／自動車検査証番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自動車検査証の用途	車 体 の 形 状			
品川 100 さ	平成 13 年 8 月 日	平成 13 年 8 月	普通	貨物	用	キャブオーバ			
車 名	K K - P C 1 J K	車 庫 定 員	最大積載量	車 両 重 量	車 両 総 重 量				
	D A	3 人	3600 kg	4210 kg	7975 kg				
車 台 番 号	原 動 機 の 型 式	長 さ	幅	高 さ	燃 料 の 種 類	型式指定番号	総重量		
P C 1 J K	J O 8 C	825 cm	223 cm	265 cm	7.96 lit	軽油			
所有者の氏名又は名称	自動車株式会社						前軸軸重	2100 kg	
所有者の住所	東京都						後軸軸重	- kg	
使用者の氏名又は名称	有限会社						後軸軸重	- kg	
使用者の住所	東京都世田谷区						後軸軸重	2110 kg	
使用の本拠の位置	※ ※ ※								
有効期間の満了する日	平成 15 年 月 日								
[品川]、使用車種規制（N O x）適合、この自動車の使用の本拠はN O x 特定地域内です。 ペイント式									
(注 意 事 項)						自動車登録番号 交付印			
1. 申請された登録事項等と相違しないことを確認してください。もし相違しているときには、直ちに申し出てください。 後日申し出られたときには更正の登録の手続きが必要となります。 2. 登録年月日の欄には、新規登録の年月日又は最新の移転登録の年月日が表示されています。 3. 自動車登録番号の交付を受けられる方は、この通知書を自動車登録番号交付代行者に提示してください。									

●報告書を提出する日を書きます。

●事故車両の登録番号
(トレーラがある場合はその登録番号を
下段に記入します。)

●事故車両を管理している場所と名称を自動車検査証のとおり記載します。

(記載例)

当該運転者は、____ 時に出勤して日常点検を実施し____ の行う点呼を受けたのち
●点検執行者名
____ に行くため____ 時に出庫
●場所(具体的に)
____ から____ へ(____ 積荷があった場合は積荷名と重量)
●地名 ●地名
向うため____ km/hで当該場所(交差点の場合は交差点名称)にさしかかる____ m前で
●車両の速度 ●認知距離
____ を発見____ を促したが
●車両、歩行者、自転車、物等(車両のときは登録番号を書く) ●事故車両が、事故回避するためとった動作を書く。
____ 間に合わず____ と接触又は(衝突)____ を負傷(又は死亡)させた。
●スリップ痕があればその距離(m)

●略図を書き込む

※事故が続いている場合は以下

★し、____ m先に停車している____ の車両に衝突し、ガードレールを
●距離 ●登録番号
突き破り 6 m下の畑に転落した。
なお____ は____ から急に飛出してきたので
●相手車両、歩行者、自転車 ●道路周囲の状況を書く。
(例) カーブであったため、路地から
街路灯がなく、暗く、一時停止せずに、等
認知が遅れた。

自動車事故報告書

●事故の種類を○で囲みます。

(裏)

●2種類以上の事故が併発した場合にその発生順序を記入

●自動車検査証参照

●種類とナンバー
普通……1、2、3
ナンバー及び
8ナンバーの一部
小型……4、5、6、
7ナンバー及び
8ナンバーの一部
その他……9、0
ナンバー●イエローカードとは
積載危険物等の取扱方法等を記載した書類をいいます。●幅員は路肩部分を含め歩、車道の区分があるときは車道の幅員を書きます。
警察に聞いて書くといよい。(すぐ調べられる。)

●行先地、経過地、休憩地点及びそれぞれの予定時刻、交替運転者の配置、交替の状況などを書きます。

事故の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	☆ 危険認知時の速度	km/h		
	転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	死傷	危険物等	車内	飲酒等	健康原因	救護違反	車両故障	交通傷害	その他	☆ 危険認知時の距離	m		
当該自動車	☆ 発生順															☆ スリップ距離	m		
	☆ 転落の状態	m														当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進 (加速) 2 直進 (減速) 3 直進 (定速) 4 後退 5 追越 6 右折 7 左折 8 駐車 9 停車 10 転回 11 合流 12 その他 1 車道 2 歩道 3 横断歩道		
自動車検査証	☆ 車名	☆ 型式	☆ 車体の形状	☆ 初年度登録年又は初度検査年												道路上での事故の場合には事故発生地点	1 車道 2 歩道 3 横断歩道 4 路側帯 5 交差点 6 踏切 7 トンネル 8 その他		
	事業用	1 乗合旅客 2 貸切旅客 3 乗用旅客 4 特定旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物) 6 特定貨物 7 特定第二種														死傷事故の場合には死傷者の状態	1 左側通行 2 右側通行 3 信号無視 4 車道通行 5 歩道通行 6 横断歩道歩行 7 車の直前横断 8 斜横断 9 飛び出し 10 踏切 11 路上作業 12 路上遊戯 13 乗降中 14 安全地帯 15 自転車運転 16 その他		
概要	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送 3 その他														車両の故障に起因する場合は故障箇所	1 原動機 (速度抑制装置を除く) 2 速度抑制装置 3 動力伝達装置 4 車輪 (タイヤを除く) 5 タイヤ 6 車輪 7 機殻装置 8 制動装置 9 緩衝装置 10 燃料装置 11 電気装置 12 車体及び車体 13 連結装置 14 乗車装置 15 物品積載装置 16 窓ガラス 17 騒音防止装置 18 灯・燈等の発散防止装置 19 灯火装置及び指示装置 20 反射器 21 警音器 22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等) 23 計器 (速度計、走行距離計等) 24 消火器 25 内圧容器及びその附属装置 26 運行記録計 27 その他		
	☆ 乗車定員	人		☆ 当時の乗車人員												人			
乗客	☆ 最大積載量	kg														☆ 当時の積載量	kg		
	許可等の必要性	制限外許可 1 有 2 無 特殊車両通行許可 1 有 2 無 保安基準の緩和 1 有 2 無														運搬の有無	1 有 2 無 種類 1 危険物 2 火薬類 3 高圧ガス 4 核 5 RI 6 毒劇物 7 可燃物 ☆ 品名及び積載量又は放射線の量 () kg, l Bq ☆ 品名 () kg, l Bq		
乗客	許可等の取得状況	制限外許可 1 有 2 無 特殊車両通行許可 1 有 2 無 保安基準の緩和 1 有 2 無														貨物の内容	1 土砂等 2 長大物品等 3 コンテナ 4 生コンクリート 5 危険物等 6 冷凍、冷蔵品 7 原木、製材 8 引越 9 その他		
	積載危険物等	種類 1 有 2 無 種類 1 危険物 2 火薬類 3 高圧ガス 4 核 5 RI 6 毒劇物 7 可燃物 ☆ 品名及び積載量又は放射線の量 () kg, l Bq ☆ 品名 () kg, l Bq														イエローカードの携行状況	1 有 2 無 種類 1 道路 (イ高運自動車国道 ロ自動車専用道路等) 2 その他の場所		
道路	☆ 道路の種類	m														☆ 道路の幅員	m		
	☆ 道路の幅員	m														☆ 道路の種類	1 平坦 2 上り 3 下り 4 直線 5 右曲り 6 左曲り 7 交差 8 つづら折		
状況	路面の状態	1 乾 2 湿 3 積雪 4 氷結 ☆ 当該道路の制限速度 km/h														警戒標識の設置	1 有 2 無 踏切の状態 1 遮断機付き 2 警報機付き 3 その他		
	☆ 当時の運行計画	(発地・経由地・着地) ☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ) 安全性優良事業所の認定 (貨物のみ) 1 有 2 無 運送形態 1 下請運送 2 その他 ☆ 荷送人の氏名又は名称及び住所 ☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所														運行管理者	氏名 運行管理者資格者証番号		
乗客	☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)	安全性優良事業所の認定 (貨物のみ) 1 有 2 無 運送形態 1 下請運送 2 その他 ☆ 荷送人の氏名又は名称及び住所 ☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所														☆ 損害の程度	◆ 死亡 人 (うち乗客 人) ◆ 重傷 人 (うち乗客 人) 軽傷 人 (うち乗客 人)		
	☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)	安全性優良事業所の認定 (貨物のみ) 1 有 2 無 運送形態 1 下請運送 2 その他 ☆ 荷送人の氏名又は名称及び住所 ☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所														※ 事業者番号			
乗客	☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)	安全性優良事業所の認定 (貨物のみ) 1 有 2 無 運送形態 1 下請運送 2 その他 ☆ 荷送人の氏名又は名称及び住所 ☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所														※ 再発防止対策			
	☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)	安全性優良事業所の認定 (貨物のみ) 1 有 2 無 運送形態 1 下請運送 2 その他 ☆ 荷送人の氏名又は名称及び住所 ☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所														運行管理者	氏名 運行管理者資格者証番号		

10.事故報告書／事故速報／事故の記録

☆印欄は具体的に記入する。不明な場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の必要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入できないときは別紙に記入しこれを添付すること。

- 危険を感じて（事故発生が予想されて）
（イ）処置（例えばブレーキ、ハンドル回避操作等）する直前の速度
（ロ）処置（例えばブレーキ、ハンドル操作等）したときの、相手車両または歩行者までの距離
（ハ）ブレーキをかけたときタイヤがロックし道路に残ったブレーキ痕の距離（雨天のときは「不明」と書きます。）

- 歩行者（歩行人を含む）及び自転車乗りの事故のみ
直前の状況等を表わします。

- 車両事故の場合、この他に調査票が必要です。

履歴・タイムカード（出勤簿）・乗務日報・実績
チャート紙等から調べて書きます。

- 当該自動車を運転していた者の満年齢及び当該自動車の運転資格を得たときからの年数を書きます。
- 当該事業用自動車の運転者として選任されている場合。
- 事故発生日以前1ヶ月の休暇（公休日含む）の日数を書きます。
- 乗務開始から事故発生までの乗務距離を書きます。
〔2日以上にまたがって行われている場合はその乗務開始から、途中8時間以上離れたらそこで終了。〕
- 事故日まで連続何日間出勤していたか、合計何kmハンドルを握っていたか。

自動車事故報告書

(表)

別記様式（第3条関係）

自動車事故報告書							
国土交通大臣			殿				
自動車の使用者の氏名又は名称 住所							
電話番号							
年 月 日 提出							
☆発生日時	年	月	日	時	分	☆路線名 又は 道路名 道 線	
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨	4 雪	5 霧		6 その他
☆発生場所	都道 府県	区市 郡	区町 村	番地			
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置						☆自動車登録番号又は車両番号	
☆ 当時の状況							
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）							
☆当時の処置							
☆事故の原因							
☆再発防止対策							
※備 考							

（日本工業規格A列4番）

自動車事故報告書

(裏)

事故の 種類	区分	1 転覆	2 転落	3 火災	4 踏切	5 衝突	6 死傷	7 危険物	8 車内	9 飲酒	10 健康	11 救護	12 違反	13 故障	14 交通	15 その他	
	☆発生順																
当 該 自 動 車 の 概 要	☆転落の状態	落差		m		水深		m									
	衝突等の状態	1 正面衝突		2 側面衝突		3 追突											
当 該 自 動 車 の 概 要	☆車名	☆型式	☆車体の形状		☆初度登録年又は初度検査年												
	事業用	1 乗合旅客 3 乗用旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物 6 特定貨物		2 貸切旅客 4 特定旅客 ロその他 7 特定第二種													
当 該 自 動 車 の 概 要	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送		3 その他													
	種別	1 普通		2 小型		3 その他											
当 該 自 動 車 の 概 要	☆乗車定員	人		☆当時の乗車人員		人											
	☆最大積載量	kg		☆当時の積載量		kg											
当 該 自 動 車 の 概 要	許可等の必要性	制限外許可		1 有		2 無											
	許可等の取得状況	制限外許可		1 有		2 無											
当 該 自 動 車 の 概 要	貨物の内容	1 土砂等		2 長大物品等		3 コンテナ											
	運搬の有無	1 有		2 無													
当 該 自 動 車 の 概 要	積載危険物等	1 危険物		2 火薬類		3 高圧ガス											
	☆品名及び積載量又は放射性物質の量	品名		5 RI		6 毒劇物		7 可燃物									
当 該 自 動 車 の 概 要	種別	1 道路 (イ高速自動車国道 ハその他)		ロ自動車専用道路等													
	☆道路の幅員	m															
当 該 自 動 車 の 概 要	道路の形状	1 平たん		2 上り		3 下り											
	路面の状態	1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結									
当 該 自 動 車 の 概 要	警告標識の設置	1 有		☆当該道路の制限速度		km/h											
	踏切の状態	1 遮断機付き		2 警報機付き													
当 該 自 動 車 の 概 要	☆当時の運行計画	(発地・経由地・着地)															
	☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)																
当 該 自 動 車 の 概 要	安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)	1 有		2 無													
	運送形態	1 下請運送		2 その他													
当 該 自 動 車 の 概 要	☆荷送人の氏名又は名称及び住所																
	☆荷受人の氏名又は名称及び住所																
運 送 者	☆危険認知時の速度	km/h															
	☆危険認知時の距離	m															
運 送 者	☆スリップ距離	m															
	当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進 (加速)		2 直進 (減速)		3 直進 (定速)											
運 送 者	道路上での事故の場合には事故発生地点	1 直進		2 歩道		3 横断歩道											
	死傷事故の場合には死傷者の状態	4 路側帯		5 追越		6 右折											
運 送 者	車両の故障に起因する場合には故障箇所	1 左側通行		2 右側通行		3 横断歩道歩行											
	車両の故障に起因する場合には故障箇所	4 信号無視		5 歩道通行		6 横断歩道歩行											
運 送 者	車両の故障に起因する場合には故障箇所	7 車の直前横断		8 斜横断		9 飛び出し											
	車両の故障に起因する場合には故障箇所	10 路上作業		11 路上遊戯		12 安全地帯											
運 送 者	車両の故障に起因する場合には故障箇所	13 乗降中		14 安全地帯		15 自転車運転											
	車両の故障に起因する場合には故障箇所	16 原動機 (速度抑制装置を除く)		17 速度抑制装置		18 動力伝達装置											
運 送 者	車両の故障に起因する場合には故障箇所	19 車輪 (タイヤを除く)		20 操縦装置		21 制動装置											
	車両の故障に起因する場合には故障箇所	22 燃料装置		23 電気装置		24 車枠及び車体											
運 送 者	車両の故障に起因する場合には故障箇所	25 連結装置		26 騒音防止装置		27 ばい煙等の発散防止装置											
	車両の故障に起因する場合には故障箇所	28 防火装置及び指示装置		29 反射器		30 警音器											
運 送 者	車両の故障に起因する場合には故障箇所	31 視野を確保する装置 (後视镜、窓ふき器等)		32 計器 (速度計、走行距離計等)		33 消火器											
	車両の故障に起因する場合には故障箇所	34 内圧容器及びその附属装置		35 運行記録計		36 その他											
運 送 者	☆氏名																
	☆年齢	才															
運 送 者	☆経験年数	年															
	☆本務・臨時の別	1 本務		2 臨時													
運 送 者	☆事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数	日															
	☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離	時間		km													
運 送 者	☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数	日															
	☆乗務距離の合計	km															
運 送 者	損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷											
	シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用		3 非装備											
運 送 者	☆交替運転者の配置	1 有		2 無													
	☆過去3年間の事故の状況	(過去3年間の事故件数)		(最近の事故年月日)													
運 送 者	☆過去3年間の道路交通法の違反の状況	(過去3年間の違反件数)		(最近の違反年月日)													
	☆過去3年間の適性診断の受診状況	(最近の受診年月日)		(適性診断受診場所)													
運 送 者	☆最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日)															
	☆本務・臨時の別	1 本務		2 臨時													
運 送 者	損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷											
	シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用		3 非装備											
運 送 者	☆運行管理者	氏名															
	☆運行管理者資格者証番号																
運 送 者	☆死亡	人 (うち乗客)															
	☆重傷	人 (うち乗客)															
運 送 者	☆軽傷	人 (うち乗客)															
	☆事業者番号																
運 送 者	☆再発防止対策																

自動車事故速報

●記入例

〔自動車事故速報〕															(第 報)	
〇〇〇 運輸支局長															発信者: 株式会社 〇〇〇〇 運輸 受信者: 受付: 平成〇〇年 〇月 〇〇日 6時30分	
日時	平成〇〇年 〇月 〇〇日 () 6時00分					天候	晴			道路名: 〇〇高速道路 〇〇線 .kp						
場所	〇〇県 〇〇市 〇〇区 〇〇高速道路 〇〇線															
種類	転覆	転落	路外逸脱	火災	路切	衝突	車内	死者	重傷	危険物(飛散・漏洩)	その他(車輪脱輪)					
損害	死者: 人		重傷者: 2人		軽傷者: 1人		物的損害: 不明 万円			車両の損害: 不明 破()						
第一当事者	事業者名		株式会社 〇〇〇〇 運輸					業態等		車名・型式・年式						
	登録番号		練馬 〇〇-あ 〇〇〇〇							大型トラック						
	運転者		〇〇〇〇		年齢	30才	経験	6年	本務・臨時	定員	当時:					
	他()				年齢	才	経験	年	本務・臨時	積載量	最大:	7t				
第二当事者	事業者名		飲食店経営					業態等		車名・型式・年式						
	登録番号									乗用車						
	運転者		〇〇〇〇		年齢	60才	経験	年	本務・臨時	定員	当時:					
	他()				年齢	才	経験	年	本務・臨時	積載量	最大:					
道路	幅員	勾配			直・曲の別			路面の種類			路面の状態			積雪		
	m	平	上	下	直	右	左	交	ル	ア	イ	砂	乾	湿	凍	cm
転落	追越・行違・退避・単独			正立・横転(乗降口:上・下)・逆転			路肩危険指定			車両制限令の指定						
	落差:	m	場所:	水深:		m	傾斜:	度	有・無							
路切	種別:第	種	幅員:	m	見通し:	m	勾配:	制限等:								
一般事項	危険認知の速度:			km/h	当該道路の最高制限速度:			km/h	危険認知距離			m				
事業者	所在地:								保有車両数: 両(両)							
	代表者名:								運行管理者:							
事故状況 (多重衝突事故等の場合は、現場略図等を別紙に記載すること。) 〇〇高速道路 〇〇線 走行中、右後輪が突然外れホイールの 付いたまま、中央分離帯を越えて、反対側車線に飛び出し、走行してきた 乗用車のフロントガラスに衝突したものの。 運転者、同乗者は負傷しています。 走行帯 乗用車 〇〇 追越走行帯 〇〇 → 追越走行帯 〇〇 ← 前輪																
指示事項	推定原因															
	備考															

※ 24時間以内に運輸支局長に報告すること。

© 禁複製 運輸文研社 03(3861)0291

10.事故報告書／事故速報／事故の記録

●記入例(裏)

運転者氏名		〇〇 〇〇	本務臨時	年 〇 月 〇 日	年齢	〇〇 才 〇 月 〇 日	採用	〇〇 年 〇 月 〇 日	経験	〇 年 〇 月 〇 日	運転者としての選任	〇 年 〇 月 〇 日	助手名	
運転者の状態	事故以前1か月間に出勤しなかった日数	〇 日	乗務開始から事故発生までの乗務距離	〇〇 Km	過去3年間の事故の状況		過去3年間の事故の状況		過去3年間の事故の状況		過去3年間の事故の状況		過去3年間の事故の状況	
	最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離	〇 日	乗務開始から事故発生までの乗務時間	〇 時間	過去3年間の道路交通法の違反状況		過去3年間の道路交通法の違反状況		過去3年間の道路交通法の違反状況		過去3年間の道路交通法の違反状況		過去3年間の道路交通法の違反状況	
	最近の違反年月日	〇 年 〇 月 〇 日	最近の違反年月日	〇 年 〇 月 〇 日	報告の程度		報告の程度		報告の程度		報告の程度		報告の程度	
免許証の種類	1.大型二種 2.大型 3.けん引 4.普通二種 5.普通 6.その他	免許番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		免許有効期限	〇〇 年 〇 月 〇 日		免許に付された条件	① 無 (眼鏡)		② 着用 ③ 非着用 ④ 非装着			
過去3年間の適性診断の受診及び所見	① 有 ② 無	交替運転者の配置	1. 有 2. 無 (交替後の乗務の時間及び乗務距離)		時間		Km							
最近の実施年月日	〇 年 〇 月 〇 日	実施機関名	自動運転対策機構		所見の概要		やや小生急なところがあるのを慎重に							
最近の健康診断の受診状況	〇 年 〇 月 〇 日	〇〇 病院												
事故に関する教育の実施状況	〇 年 〇 月 〇 日	定期・臨時・特別・部外	内容											
当該運転者に対する処置	当該運転者に対する指導及び注意事項等について書きます。 事故の再発防止のために、また、又は、とるべき措置を書きます。													
この欄は現場の写真・適性診断書・保険関係などの写しの貼付等に利用してください。	事故原因の一覧表 労働管理 1 資格要件に関する違反者の使用 2 安全及び健康の確保に関する監督不良 3 飲酒、疾病、疲労運転者の就業 4 乗務員の休業に関する管理不足(拘束時間又は乗務時間の不適切) 5 乗務員の休業に関する管理不足(休業施設の不良) 6 交替運転者の配置不備又は確認不良 7 その他 運行管理 8 危険物運搬者の運送引受又は継続の拒絶不備 9 点呼不備 10 点呼における確認及び指示の不適切又は不備 11 異常気象時等における危険防止の指示不良又は不備 12 遅延原因の調査の不適切又は不備 13 関係法令の遵守の監督、監督の不良又は不備 14 乗務員に対する輸送の安全確保に関する指導、監督不良又は不備 15 運行計画(ダイヤ)の不備 16 無免許(無資格)運転の命令確認 17 過積載運行の命令確認 18 速度超過の命令確認 19 その他 路線管理 20 降車誘導路の指定不適切又は不備 21 降車危険箇所の指定不適切又は不備 22 降車状況の把握不十分又は不備(運転基準図又は乗務基準の作成不備を含む。) 23 経路の事前調査不備 24 その他 車両管理 25 整備管理体制の不備 26 点検施設の備付不備又は確認不良 27 応急用器具の備付不備又は確認不良 28 非常用信号機の備付不備又は確認不良 29 消火器の備付不備又は確認不良 30 その他 その他 31 施設、設備の不良 32 その他 乗務員の状態 33 資格要件に関する違反(無免許) 34 同上 (その他) 35 疾病時の乗務 36 疲労時の乗務 37 居眠運転 38 飲酒時の乗務 39 薬物使用時の乗務 40 その他													
	運転操作 41 喫煙運転 42 乗務中の談話 43 脇見運転 44 乗務時の通話不備又は確認不備 45 発車時の安全確認不良又は不備 46 発車時の警音器吹鳴不備又は不備 47 運転環境不良時の運行中止不備 48 事業者からの指示不備 49 歩行者に対する不注意 50 最高速度制限の不備 51 最低速度制限の不備 52 安全速度の不備 53 車間距離不備 54 進行区分帯通行不備 55 右側走行 56 他車との直進後横断 57 安全地帯乗入れ 58 信号無視 59 一時停止又は徐行不備 60 悪路における運転操作不備 61 下り坂運転不注意 62 追越不備 63 行進の不備 64 道交不備 65 転回不備 66 路肩乗入れ 67 駐車操作不備 68 後退方法不備 69 後退時の誘導無視 70 踏切通過時一旦停止、安全確認不良 71 踏切通過時車掌等の誘導無視 72 踏切通過時安全装置の操作 73 運転操作粗率 74 操作不備 75 左折、右折不備 76 制動操作不備 77 無謀な制込み 78 携帯電機の操作 79 ナビゲーションシステム等車載機器の操作 80 漫然運転 81 その他 応急処置 82 消火器の取扱い不熟練 83 非常用信号機等列車防護手配の不備又は不備 84 非常用信号機の取扱い不熟練 85 その他													
運転者の健康状態 86 脳卒中 87 脳出血 88 脳梗塞 89 脳血管障害 90 その他 心臓疾患 91 心不全 92 心筋梗塞 93 心臓発作 94 その他 その他 95 失神 96 心臓発作 97 貧血 98 その他 99 日常点検の不備又は不備 100 点検整備の不備又は不備 101 臨時整備の不備 102 改造の不備 103 不良部品の使用 104 設計、材質、熱処理、工作等の不良 105 原因究明中 106 その他 107 故障不良 108 過積載 109 その他 道路 110 道路の不良 111 橋梁の不良 112 障害物の夜間照明不良 113 道路修繕中 114 その他 相手方 115 左側通行 116 信号等無視 117 車道通行 118 車の直前直後横断 119 横断禁止場所横断 120 踏切徘徊中 121 路上作業 122 路上遊戯 123 幼児の抱き歩き 124 踏切警手の不注意 125 他の車両の不注意 126 その他														
速報報告義務	〇 月 〇 日 〇 時 〇 分 重大事故 〇 月 〇 日 提出済 〇 時 〇 分 報告義務 〇 月 〇 日 提出済													
速報受付者	関東運輸局 〇〇 運輸支局 〇〇 警察署 TEL 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 TEL 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇													

事故記録簿

(表)

事故記録簿 (貨物用)															No.	
安全性優良事業所の認定		1. 有 2. 無		会社名及び事業者番号		営業所名		運行管理者		氏名		資格者証番号				
住所		住所		住所		住所		運行管理者		氏名		資格者証番号				
発生日時	年	月	日	天候	発生場所	都道府県	市区郡	町	丁目	番地	路線名又は道路名					
当該自動車の使用本機の名称及び位置					登録番号又は車両番号					事業の種類 一般貨物・特別積み合せ貨物 特定貨物・特定第二種						
(事故の状況を分かりやすく記入する。) 現場の略図(記号は下記参照)					道路上の事故の場合は車線の区分を明らかにして図示する。 (危険を認知したときの関係位置、事故発生時の関係位置、地形、道路状況)											
家族、警察死者等への連絡・連絡先					運行計画					(発地・経由地・着地)						
事故原因(詳細裏面)					第一原因					第二原因						
事故の種類					1. 転覆 2. 転落 (落差 m) 3. 路外逸脱 4. 火災 5. 踏切 6. 衝突 7. 死傷 8. 危険物等 9. 飲酒等 10. 健康起因 11. 救援違反 12. 車両故障 13. 交通障害 14. その他					発生順位						
衝突等の状態					1. 正面衝突 2. 側面衝突 3. 追突 4. 接触 5. 物件衝突					踏切の状態						
当該自動車の概要					種別 1. 普通 2. 小型 3. その他					車名						
車両、積載等の許可等の必要性					制限外許可・特殊車両通行許可 有・無					保安基準の緩和 有・無						
取得の有無					取得している・していない					有・無						
運送形態					1. 下請運送 2. その他					荷送人の氏名又は名称及び住所						
道路の種類					幅員					こう配						
道路の状況					高速度自動車専用道 一般道 その他					路面の状況						
当該事故に関係する警戒標識					当該道路の制限速度					貨物の内容						
有・無					km/h					1. 危険物 2. 火薬類 3. 高圧ガス 4. 核 5. RI 6. 毒劇物 7. 可燃物(放射能の量 Bq)						
危険認知時の速度					危険認知の距離					1. 原動機(速度抑制装置を除く) 2. 速度抑制装置 3. 動力伝達装置 4. 車輪(タイヤを除く) 5. タイア 6. 車軸 7. 換気装置 8. 制動装置 9. 緩衝装置 10. 燃料装置 11. 電気装置 12. 車体及び車体 13. 連結装置 14. 乗車装置 15. 物品積載装置 16. 窓ガラス 17. 騒音防止装置 18. ばい煙等の発散防止装置 19. 灯火装置及び指示装置 20. 反射器 21. 警告器 22. 視野を確保する装置(後写鏡、窓ふき器等) 23. 計器(速度計、走行距離計等) 24. 消火器 25. 内圧容器及びその付属装置 26. 運行記録計 27. その他						
当該自動車の走行態様					1. 直進(加速)(減速)(定速) 2. 後退 3. 追越 4. 右折 5. 左折 6. 駐車 7. 停車 8. 転回 9. 合流 10. その他					路上での事故の場合には事故発生地点						
1. 車道 2. 歩道 3. 横断歩道 4. 路側帯 5. 路肩 6. 交差点 7. バス停留所 8. トンネル 9. その他					相手方(人の態様)					1. 左側通行 2. 右側通行 3. 信号無視 4. 車道通行 5. 歩道通行 6. 横断歩道歩行 7. 車の直前横断 8. 斜横断 9. 飛び出し 10. 横断 11. 路上作業 12. 路上遊戯 13. 乗降中 14. 安全地帯 15. 自転車運転 16. その他						
双方					当方					相手方						
死重軽傷別					氏名 年令					全治年月						
死者 人					(オ)					(オ)						
重傷 人					(オ)					(オ)						
軽傷 人					(オ)					(オ)						
計 人					(オ)					(オ)						
車両 円					1. 大破 2. 中破 3. 小破					円						
その他 円										円						
計 円										円						
相手方連絡先等					登録番号 車名 型式 年式 運転者名 運転者連絡先					会社名・氏名 住所 TEL						
病院					名称 住所					TEL						

(注) この記録の作成は、事故発生後30日以内とし、この記録簿は3年間保存すること。

©禁複製 印刷販売 03(3861)0291 商品コード: 161

事故記録簿

(裏)

運転者氏名		本務臨時	年 月 日	才 月 日	採用 年 月 日	経験 年 月 日	運転者としての選任 年 月 日	助手名
運転者の状態	事故以前1か月間に 出勤しなかった日数	日	乗務開始から事故発生 までの乗務距離		Km	過去3年間の事故の状況		過去3年間の事故件数 件
	最近出勤しなかった日から 事故日までの勤務日数 及び乗務距離	日	乗務開始から事故発生 までの乗務時間		時間	過去3年間の道路交通法 の違反状況		過去3年間の違反件数 件
						最近の違反年月日 年 月 日		
免許証の種類		1.大型二種 2.大型 3.けん引 4.普通二種 5.普通 6.その他	免許番号	免許証有効期限 年 月 日		免許に付された条件 ()		有 無
過去3年間の 適性診断の受診 及び所見	1.有 2.無	交替運転者の配置		1.有 2.無 (交替後の乗務の時間及び乗務距離)		時間 Km		
	最近の実施年月日	実施機関名		所 見 の 概 要				
	年 月 日							
最近の健康診断 の受診状況	年 月 日							
事故に関する 教育の実施状況	年 月 日	定期・臨時・特別・部外	内容					
		年 月 日	定期・臨時・特別・部外	内容				
当該運転者に対する処置		再発防止のためにとった対策						
この欄は現場の写真・適性診断書・保険関係などの写しの貼付等に利用してください。		事故原因の一覧表 業務管理 1 資格要件に関する違反者の使用 2 安全及び服務の規律に関する監督不良 3 飲酒、疾病、疲労運転者の就業 4 乗務員の休業に関する管理不足（拘束時間又は乗務時間の不適切） 5 乗務員の休業に関する管理不足（休業施設の不良） 6 交替運転者の配置不備又は確認不良 7 その他 運行管理 8 危険物搬送者の運送引受又は継続の拒絶不履行 9 点呼不履行 10 点呼における確認及び指示の不適切又は不履行 11 異常気象時等における危険防止の指示不良又は不履行 12 遅延原因の調査の不適切又は不履行 13 関係法令の遵守の監督、監督の不良又は不履行 14 乗務員に対する輸送の安全確保に関する指導・監督不良又は不履行 15 運行計画（ダイヤ）の不適合 16 無免許（無資格）運転の命令容認 17 過積載運行の命令容認 18 速度超過の命令容認 19 その他 路線管理 20 降車誘導路切の指定不適切又は不履行 21 降車危険箇所の指定不適切又は不履行 22 路線状況の把握不十分又は不履行（運転基準図又は乗務基準の作成不備を含む。） 23 経路の事前調査不履行 24 その他 車両管理 25 整備管理体制の不備 26 点検施設の備付不備又は確認不良 27 応急用器具の備付不備又は確認不良 28 非常信号用具の備付不備又は確認不良 29 消火器の備付不備又は確認不良 30 その他 乗務員の状態 31 施設、設備の不良 32 その他 運転操作 41 喫煙運転 42 乗務中の談話 43 脇見運転 44 乗務時の通話不備又は確認不備 45 発車時の安全確認不良又は不備 46 発車時の警音器吹鳴不備又は不適切 47 運転環境不良時の運行中止不備 48 事業者からの指示不備 49 歩行者に対する不注意 50 最高速度制限の不備 51 最低速度制限の不備 52 安全速度の不備 53 車間距離不備 54 進行区分帯通行不備 55 右側走行 56 他車の直前直後横断 57 安全地帯突入 58 信号無視 59 一時停止又は徐行不備 60 悪路における運転操作不備 61 下り坂運転不注意 62 追越不備 63 行進の不備 64 道交不備 65 転回不備 66 路肩突入 67 駐車操作不備 68 後退方法不備 69 後退時の誘導無視 70 踏切通過時一旦停止、安全確認不良 71 踏切通過時車掌等の誘導無視 72 踏切通過時安全装置の操作 73 運転操作粗率 74 操作不備 75 左折、右折不備 76 制動操作不備 77 無謀な急進 78 携帯電話の操作 79 ナビゲーションシステム等車載機器の操作 80 漫然運転 81 その他 運転者の健康状態 82 脳疾患 86 クモ膜下出血 87 脳いっ血 88 脳卒中 89 脳血管障害 90 その他 91 心不全 92 心筋梗塞 93 心臓発作 94 その他 95 失神 96 心拍異常 97 貧血 98 その他 99 日常点検の不備又は不適切 100 点検整備の不備又は不適切 101 臨時整備の不備 102 改造の不備 103 不良部品の使用 104 設計、材質、熱処理、工作等の不良 105 原因究明中 106 その他 107 関係不良 108 過積載 109 その他 110 道路の不備 111 橋梁の不備 112 障害物の夜間照明不良 113 道路修繕中 114 その他 115 左側通行 116 信号等無視 117 車道通行 118 車の直前直後横断 119 横断禁止場所横断 120 踏切徘徊中 121 路上作業 122 路上遊戯 123 幼児の走り歩き 124 踏切警手の不注意 125 他車の車間不注意 126 その他						

速報報告義務

有 月 日 重大事故 有 月 日 提出済
時 分 報告義務 運輸支局 無

速報受付者

運輸局 運輸支局 事故取扱
受付者氏名 警察署 交通課
TEL TEL

この記録簿は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2（事故の記録）及び自動車事故報告規則を基に作成してあります。また、軽微な事故でもこの様式を用いて確実に記録し、事故原因をつかみ、事故の撲滅に努めます。

なお、この様式は重大事故報告書と重複する箇所がありますので、重大事故報告書の控え又はコピーを張り付けて保管すると便利です。

規則によりこの事故記録簿の保存期間は3年間です。

11

運輸安全マネジメントについて

(1) 運輸安全マネジメントの概要

運輸安全マネジメントは、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を社長からすべての運転者まで共有し、一体となった安全管理体制を構築するとともに、その体制を継続的に改善し、輸送の安全性を高めていくことを目的とした制度で、すべての貨物自動車運送事業者には義務付けられています。

ここでは、保有車両台数200両未満（被けん引自動車を除く。）の中小事業者を念頭に、運輸安全マネジメントについて説明します。

事業者に取り組んでいただく主な項目は、「(1) 安全方針を定める」、「(2) 安全目標を定める」、「(3) 安全目標達成のための計画を作る」、「(4) 計画を実行する」、「(5) 取組状況を点検する」、「(6) 必要な見直し・改善を行う」、「(7) 輸送の安全に係る情報を公表する」の7点です。

(2) 運輸安全マネジメントの実施

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）を作ります。

輸送の安全の確保を基本理念として、安全管理にかかわる全体的な意図及び方向性を明確に示した「安全方針」を作成します。

安全方針の例

「輸送の安全はわが社の根幹」

「安全運行はプロドライバーの社会的使命」

(2) 輸送の安全に関する目標（安全目標）を定めます。

安全方針に沿い、かつ、自社の安全に関する課題に基づき、輸送の安全の確保に関する「目標」を定めます。

目標の例

「人身事故ゼロ」

「酒気帯び運転、速度超過の撲滅」「物損事故対前年度比〇%減」等

(3) 安全目標を達成するための計画を作成します。

安全目標を達成するため、必要な「計画」を作成します。

計画の例

「ヒヤリ・ハット報告会の実施計画」

「安全装置の導入計画」等

(4) 計画を着実に実行します。

安全方針に基づき、安全目標を達成するために、計画を着実に実行しますが、その際に従業員に対する研修や従業員間の情報の共有に留意することも重要です。

(5) 取組状況を点検します。

安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を少なくとも年1回チェックします。

(6) 必要な見直し・改善を行います。

チェックの結果、安全管理体制に問題があれば、必要な見直し、改善を行います。

(7) 輸送の安全に係る情報の公表

下記の輸送の安全に係る情報について、毎事業年度終了後100日以内に「公表」します。

なお、公表の方法は、可能な限り多くの利用者等が情報を知ることができるよう、各事業者の実情に応じた方法で行います。

○公表内容

安全方針

安全目標及びその達成状況

自動車事故報告規則第2条に規定する事故の状況

○公表場所

全営業所

○公表手段の例

自社ホームページへの掲載

営業所の利用者が閲覧可能な場所への掲示

※保有車両数が200両以上（被けん引自動車を除く。）の事業者は、安全管理規程の設定や安全統括管理者の選任等、上記の説明内容と異なる取扱いがありますのでご注意ください。

詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。



貨物自動車運送事業法第15条(輸送の安全性の向上)

貨物自動車運送事業法第16条(安全管理規程等)

貨物自動車運送事業法第17条(輸送の安全)

貨物自動車運送事業法第24条の3

(一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の2(輸送の安全)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の3

(安全管理規程等を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の4(安全管理規程の届出)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の5(安全管理規程の内容)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6(安全統括管理者の要件)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の7

(安全統括管理者の選任及び解任の届出)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8

(一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)

※貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針

(平成18年国土交通省告示第1090号)

※自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について

(平成21年10月16日国自貨第95号)

様式の記載要領・記載例

下記の内容を念頭におき、貴社ならではの「運輸安全マネジメント」を実施しましょう。

下記の取り組みは参考事例です。貴社にふさわしい「運輸安全マネジメント」を、社長が中心となり全社一丸となって実施してください。

A 毎年度等、下記の具体的な取組方針を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方を立てたときに掲示し直します。

● 輸送の安全に関する基本的な方針

- ・社長は輸送の安全に関する基本的な考え方を記載した、自社独自の「安全方針」を定めます。

● 社内への周知方法

- ・「安全方針」が決まったら、運転者等に周知徹底し安全意識の高揚に努めます。

● 安全方針に基づく目標 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

- ・「安全方針」の周知後、運転者等の意見も取り入れた「取組目標」を定めます。
- ・「安全目標」は、その達成状況がわかるよう可能な限り数値的なものとし、その安全目標を運転者等にも認識させます。
- ・前年度の「安全目標」の達成状況を分析して、次年度の「安全目標・取組計画」へ活かします。

● 目標達成のための計画 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

- ・「安全目標」を達成するため、安全教育や車両の安全対策などの「安全計画」を立てます。

● わが社における安全に関する情報交換方法等

- ・社長は運転者等と安全に関する意見交換を定期的に行い、安全意識の向上に努めます。
- ・現場からのヒヤリ・ハット情報を収集し、事故防止に活かします。
- ・全ての運転者に対し、必要な能力の習得および技能の維持のための教育・訓練を計画的に実施します。

● わが社の安全に関する反省事項 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

- ・社長は「安全方針・目標・計画」の取組状況を定期的にチェックし、安全対策上の問題点を把握します。

● 反省事項に対する改善方法 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

- ・チェックした結果、安全上の問題点があれば、積極的に改善に取り組みます。

● 輸送の安全に関する基本的な方針

- ・「輸送の安全はわが社の根幹」
- ・「安全運行はプロドライバーの社会的使命」

① ● 社内への周知方法

- ・「安全方針」を運転者等に配布するとともに本社および営業所に掲示する。
- ・社内報や社内イントラ等への掲載。

● 安全方針に基づく目標

- 今年度の安全目標
- ・「人身事故ゼロを貫徹しよう!」
- ・「物損事故を対前年度比10%削減」
- ・「酒気帯び運転、速度超過の撲滅」

② ● 目標達成のための計画

- 今年度の安全計画
- ・安全教育計画: ヒヤリ/ハット情報の報告会を2ヶ月に1回行う。毎月安全運転講習を受講させる。
- ・安全車両投資計画: デジタルタコグラフを全車両の30%導入する。

● わが社における安全に関する情報交換方法等

- ・3ヶ月に1回、輸送の安全に関する意見交換会を運転者等と開催する。
- ・ヒヤリ・ハット報告様式の簡略化およびドライブレコーダーを活用して情報の収集・分析を行う。
- ・ドライブレコーダーを活用して、管理者による安全指導を実施する。

③

④ ● わが社の安全に関する反省事項

- ・取組状況のチェックを10月に実施する。問題点等の結果は後日、本社および営業所に掲示する。

④

⑤ ● 反省事項に対する改善方法

- ・社内チェックにより把握した問題点について必要な見直し・改善を行う。

⑤

B 毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

● わが社の安全に関する目標達成状況

(〇〇年度もしくは〇〇期等の達成状況を記載)

- ・社長は従業員とともに前年度の「安全目標」の達成状況を把握して掲示等により公表します。

● わが社の事故に関する情報

(〇〇年度もしくは〇〇期等の自動車事故報告規則第2条に規定する事故を記載)

- ・社長は前年度の自動車事故報告規則で定める事故の総件数および事故類型別の件数を掲示等により公表します。

● わが社の安全に関する目標達成状況

(例) 〇〇年度

目 標	結 果	目標達成状況
人身事故0件	人身事故0件	目標達成
物損事故 対前年度10%減	物損事故 対前年度8%減	目標達成できず
酒気帯び運転 速度超過撲滅	速度超過違反2件	目標達成できず

● わが社の事故に関する情報

(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)

(例) 〇〇年度

重大事故発生件数	2件
事 故 の 種 類	衝突2件
衝 突 の 状 態	側面衝突1件(重傷者1名) 追突1件(重傷者1名)

(注) 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく当該処分の内容および講じた措置等を本社および当該営業所に 掲示等により公表すること。

～運輸安全マネジメントの円滑な実施がなされるよう、以下の様式を用意しました～



これまでに示した取組事例を参考に、自社の実状に応じた具体的な取り組みをご検討いただき、様式に記載の上、社内及び営業所内への掲示等を行い、運輸安全マネジメントの積極的な取り組みを進められるようお願いいたします。

A

毎年度等、下記の具体的な取組方策を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方策を立てたときに掲示し直します。

● 輸送の安全に関する基本的な方針

● 社内への周知方法

● 安全方針に基づく目標 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

● 目標達成のための計画 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

● わが社における安全に関する情報交換方法等

● わが社の安全に関する反省事項 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

● 反省事項に対する改善方法 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

B

毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

● わが社の安全に関する目標達成状況 (〇〇年度もしくは〇〇期等の達成状況を記載)

● わが社の事故に関する情報 (〇〇年度もしくは〇〇期等の自動車事故報告規則第2条に規定する事故を記載)

(注) 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく当該処分の内容および講じた措置等を本社および当該営業所に 掲示等により公表すること。

— 第Ⅲ編 —

労務関係の 帳票類と届出書

労働基準法 関係のポイント

凡例 法…労働基準法

労働時間、休日、休日労働など

根拠条項	規定内容等
労働条件の原則 (法第1条)	●労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。 ●この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
労働条件の決定 (法第2条)	●労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。 ●労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。
労働時間 (法第32条)	●使用者は、労働者に、<u>休憩時間を除き1週間について40時間を超えて労働させないこと。</u> ●使用者は、<u>1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させないこと。</u>
休憩 (法第34条)	●使用者は、<u>労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えること。</u> ●休憩時間とは、労働から離れることを保障された時間をいう。(労働時間には含まれない。)
休日 (法第35条)	●使用者は、労働者に<u>毎週少なくとも1回の休日を与えること。又は、4週間を通じ4日以上</u>の休日を与えること。
時間外及び休日の労働 (法第36条)	●使用者は、労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定をして行政官庁に届出をしたときは、労働時間の延長又は休日労働をさせることができる。 ●限度時間は、一箇月について45時間及び一年について360時間とする。
年次有給休暇 (法第39条)	●使用者は、その雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、継続した、又は分割した10労働日の有給休暇を与えること。 ●使用者は、<u>1年6か月以上継続勤務した労働者に対しては、6か月经過日から起算した継続勤務年数1年ごとに、次表の左欄の継続勤務年数の区分に応じ、上記の10労働日に右欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。</u>

1.労働基準法関係のポイント

根 拠 条 項	規 定 内 容 等																					
	<table><tr><th>6か月経過日から起算した継続勤務年数</th><th>労働日</th><th>有給休暇付与日数</th></tr><tr><td>1年</td><td>1労働日</td><td>11</td></tr><tr><td>2年</td><td>2労働日</td><td>12</td></tr><tr><td>3年</td><td>4労働日</td><td>14</td></tr><tr><td>4年</td><td>6労働日</td><td>16</td></tr><tr><td>5年</td><td>8労働日</td><td>18</td></tr><tr><td>6年以上</td><td>10労働日</td><td>20</td></tr></table> ●使用者は、法に定める日数の有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。 ●使用者は、規定による有給休暇の日数のうち5日については、基準日から一年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。 ●この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。 ●この法律で使用者とは、<u>事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項</u>について、事業主のために行為をするすべての者をいう。 ●この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、<u>労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。</u> ●この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。(以下略) ●使用者は、<u>労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があった場合においては、7日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。</u> ●前項の賃金又は金品に関して争がある場合においては、使用者は、異議のない部分を、同項の期間中に支払い、又は返還しなければならない。 ●この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による。	6か月経過日から起算した継続勤務年数	労働日	有給休暇付与日数	1年	1労働日	11	2年	2労働日	12	3年	4労働日	14	4年	6労働日	16	5年	8労働日	18	6年以上	10労働日	20
6か月経過日から起算した継続勤務年数	労働日	有給休暇付与日数																				
1年	1労働日	11																				
2年	2労働日	12																				
3年	4労働日	14																				
4年	6労働日	16																				
5年	8労働日	18																				
6年以上	10労働日	20																				
定 義(労働者) (法第9条)																						
使用者 (法第10条)																						
賃 金 (法第11条)																						
平均賃金 (法第12条)																						
金品の返還 (法第23条)																						
この法律違反の契約 (法第13条)																						

1.労働基準法関係のポイント

根 拠 条 項	規 定 内 容 等
契約期間等 (法第14条)	●労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年(法第14条第1項各号のいずれかに該当する労働契約にあっては、5年)を超える期間について締結してはならない。
労働条件の明示 (法第15条)	●使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、<u>賃金、労働時間に関する事項及びその他の厚生労働省令で定める事項については、労働者に対する書面の交付によることとする。</u> ●労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。
(施行規則第5条)	▶命令で定める事項は、労働契約の期間、期間の定めてある労働契約を更新する場合の基準に関する事項、就業の場所、従事すべき業務、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を二組以上に分けて就業させる場合の就業時転換に関する事項、賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期、昇給並びに退職に関する事項等です。
賠償予定の禁止 (法第16条)	●使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。
解雇制限 (法第19条)	●使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が法に定められた規定により休業する期間及びその後30日間は、<u>解雇してはならない。</u>
解雇の予告 (法第20条)	●使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、<u>少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。(以下略)</u>
退職時等の証明 (法第22条)	●労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、地位、賃金又は退職の事由(解雇の場合はその理由)について証明書を請求した場合は、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。なお、この証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。 ●労働者が解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし、解雇の予告がされた日以後に労働者が当該解雇以外の事由により退職した場合には、使用者は、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。なお、この証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。

1.労働基準法関係のポイント

根 拠 条 項	規 定 内 容 等
非常時払 (法第25条)	●使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない。
休業手当 (法第26条)	●使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、<u>休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。</u>
時間外、休日及び深夜の割増賃金 (法第37条)	●使用者が、法第33条又は第36条1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
療養補償 (法第75条)	●労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。
休業補償 (法第76条)	●労働者が第75条の規定による療養（業務上の負傷又は疾病による療養）のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、<u>使用者は、労働者の療養中平均賃金の100分の60の休業補償を行わなければならない。</u>
深夜業 (法第61条)	●使用者は、<u>満18歳に満たない者を午後10時から午前5時までの間に使用してはならない。</u>ただし、<u>交替制によって使用する満16歳以上の男性については、この限りでない。</u>
産前産後 (法第65条)	●使用者は、<u>6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。</u> ●使用者は、<u>産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。</u>ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。 ●使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。
作成及び届出の義務 (法第89条)	●常時10人以上の労働者を使用する者は、<u>次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。</u> 次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

1.労働基準法関係のポイント

根 拠 条 項	規 定 内 容 等
	(1) 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項 (2) 賃金(臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 (3) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。) (3)の2 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 (4) 臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項 (5) 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項 (6) 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項 (7) 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項 (8) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項 (9) 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項 (10) 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項
作成の手続き (法第90条)	●使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。 ●使用者は、法第89条の規定により届出をなすについて、前項の意見を記した書面を添付しなければならない。
制裁規定の制限 (法第91条)	●就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、<u>1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。</u>
法令及び労働協約との関係 (法第92条)	●就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない。 ●行政官庁は、法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。

1.労働基準法関係のポイント

根 拠 条 項	規 定 内 容 等
労働者名簿 (法第107条)	●使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者(日日雇い入れられる者を除く。)について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。
(施行規則第53条)	▶労働者名簿に記入しなければならない事項は、法第107条第1項の他に性別、住所、従事する業務の種類(常時30人未満の労働者を使用する事業においては要しない)、雇入の年月日、退職の年月日とその事由(退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由含む。)、死亡の年月日及びその原因。
記録の保存 (法第109条)	●使用者は、 <u>労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない。</u>
所定労働時間	●所定労働時間とは、就業規則で定める始業時刻から終業時刻までの労働時間(休憩時間を除く。)をいい、法定労働時間の範囲内で定めること。
所定外労働時間	●所定外労働時間とは、所定労働時間を超えて労働した時間をいい、法定労働時間を超えて労働する場合には労働基準法第36条に定める労使協定を締結し、労働基準監督署への届出しなければならない。

2

改善基準の概要

自動車運転者の労働時間その他の労働条件については、それらが交通事故の要因となる場合が多いため、事故防止対策の一環としてその改善が強く要請されているところです。

これに鑑み、平成元年2月「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（労働省告示第7号）」が発令され、その後、平成3年・平成4年の改正を経て平成9年1月30日付け労働省告示第4号により一部改正が行われ、平成13年8月20日国土交通大臣告示第1365号として定められました。その概要は、次のとおりです。

■改善基準の概要

項 目		改 善 基 準 の 内 容
拘 束 時 間		1 カ月 293時間 (労使協定があるときは、1年のうち6カ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可) 1 日 原則13時間 最大 16時間 (15時間超えは1週2回以内)
休 息 期 間		継続8時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
拘束時間・休息期間の特例	休息期間の特例	業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間1回当たり継続4時間以上、かつ、合計10時間以上の分割も可。(一定期間における全勤務回数の1/2が限度)
	2人乗務の特例	2人乗務(ベッド付)の場合、1日の最大拘束時間は20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できる。
	隔日勤務の特例	2暦日で21時間以内、かつ、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間の付与が要件。2週間で3回までは24時間までの延長が可能。(夜間4時間以上の仮眠が必要)ただし、2週間で総拘束時間は126時間以内が要件。
	フェリーに乗船する場合の特例	乗船時間は休息期間として取り扱い、付与すべき休息期間から減算できる。減算後の休息期間は、フェリー下船から勤務終了時までの時間の1/2を下回ってはならない。
運 転 時 間		2日平均で1日あたり9時間を超えないこと。 2週平均で1週間あたり44時間を超えないこと。
連 続 運 転 時 間		4時間を超えないこと。(運転中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転休止が必要)
時 間 外 労 働		2週間及び1ヵ月以上3ヵ月以内の一定の期間における上限時間に関する書面による労使協定を結び、行政官庁へ届出ることが要件。
休 日 労 働		2週間に1回を超えないものとし、かつ、第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の範囲内であることが要件。
労働時間の取り扱い		労働時間は拘束時間から休憩時間(仮眠時間を含む。)を差し引いたもの。 事業場以外の休憩時間は、仮眠時間を除き3時間以内。
休 日 の 取 り 扱 い		休日は休息期間に24時間を加算した時間。 いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
適 用 除 外		緊急輸送・危険物輸送等の業務については、厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外。

トラック運転者の労働時間等の 改善基準のポイント

厚生労働省労働基準局

平成29年9月

トラック運転者の労働条件の改善を図るため、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)が策定されています。以下はそのポイントです。

ポイント 1 拘束時間・休息期間

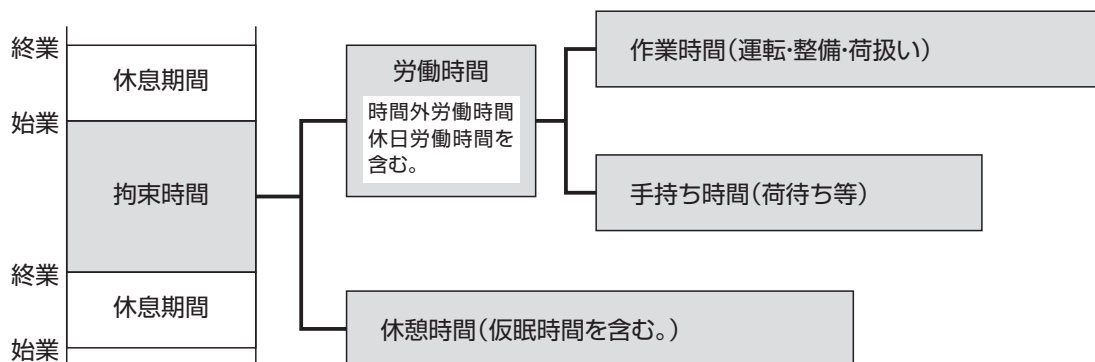
改善基準告示は、自動車運転者の労働の実態を考慮し、拘束時間、休息期間等について基準を定めています。

(1) 拘束時間は以下のとおりです

始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む)の合計時間をいいます。

(2) 休息期間は以下のとおりです

勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。



※労働時間には、時間外労働時間と休日労働時間が含まれますので、その時間数・日数をできるだけ少なくして、改善基準告示に定める拘束時間内の運行、休息期間の確保に努めて下さい。

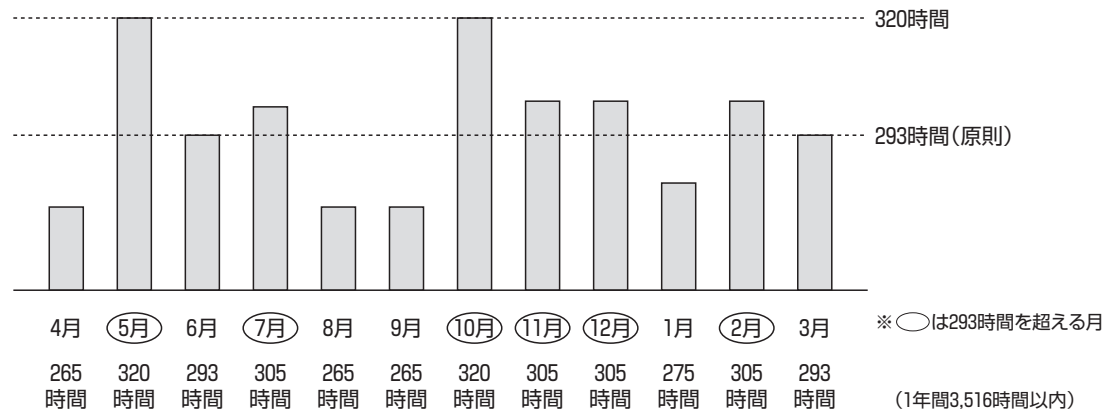
ポイント 2 拘束時間の限度＝休息期間の確保

(1) 1箇月の拘束時間は以下のとおりです

①1箇月の拘束時間は原則として293時間が限度です。

2.改善基準の概要

②ただし、毎月の拘束時間の限度を定める書面による労使協定を締結した場合には、1年のうち6箇月までは、1年間の拘束時間が3,516時間(293時間×12箇月)を超えない範囲内において、1箇月の拘束時間を320時間まで延長することができます(下図参照)。



(労使協定で定める事項)

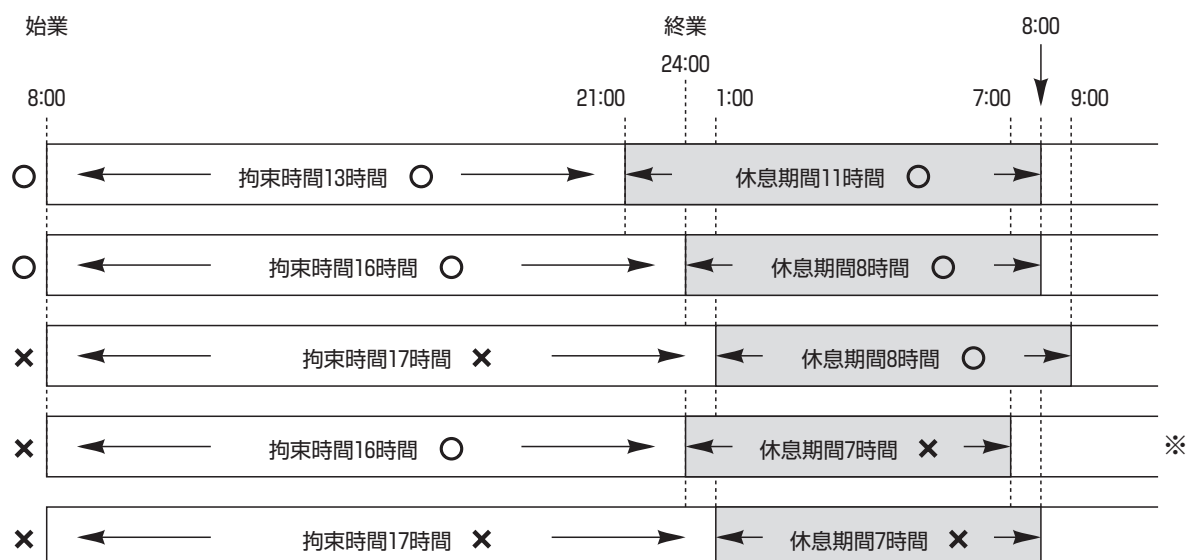
- 協定の適用対象者
- 1年間について毎月の拘束時間
- 当該協定の有効期間
- 協定変更の手続等

(2) 1日の拘束時間と休息期間は以下のとおりです

①1日(始業時刻から起算して24時間をいいます。以下同じ)の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度です。(ただし、(4)の制限があります。)

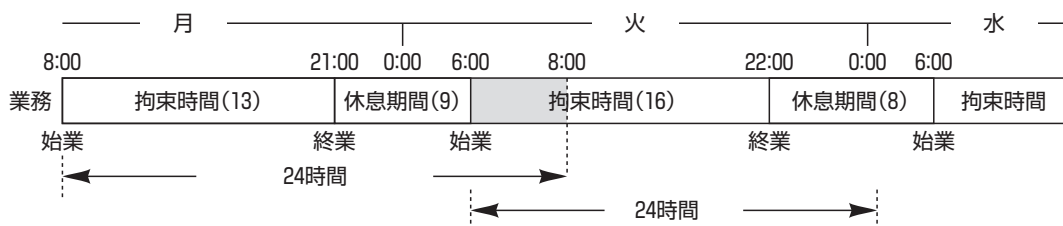
②1日の休息期間は継続8時間以上が必要です。

拘束時間と休息期間は表裏一体のものであり、1日とは始業時刻から起算して24時間をいいますので、結局、1日(24時間)=拘束時間(16時間以内)+休息期間(8時間以上)となります(下図参照)。



2.改善基準の概要

(3) 拘束時間・休息期間の計算方法は以下のとおりです



色をつけた部分は月曜日に始まる勤務の拘束時間と火曜日に始まる勤務の拘束時間が重なる時間帯

- ①1箇月の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、1箇月間の各勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻まで)をそのまま合計してチェックしてください。

ただし、後述の「ポイント5・特例」の(1)分割休息期間(休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与える場合)、(4)フェリーに乗船する場合の特例は、始業時刻から終業時刻までの間にある休息期間を除いて計算します。

上図に沿って具体的に示すと次のようになります。

(ア)1日の拘束時間

1箇月間の各勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻まで)をそのまま合計

- ・月曜日 始業 8:00～終業 21:00 13 時間
- ・火曜日 始業 6:00～終業 22:00 16 時間
- ・ 〃 〃 〃 〃 〃

合 計

A 時間

※1箇月間の各勤務の拘束時間の合計 A 時間 ≤ 1箇月の拘束時間の限度であれば、改善基準告示を満たしています。

- ②1日の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、始業時刻から起算した24時間以内の拘束時間によりチェックしてください。

上図に沿って具体的に示すと次のようになります。

ア 月曜日(始業時刻8:00からの24時間)の拘束時間・休息期間

- | | | |
|-----------------------|-------|-----------|
| ・月曜日 始業 8:00～終業 21:00 | 13 時間 | 拘束時間 15時間 |
| 火曜日 始業 6:00～8:00 | 2 時間 | |
| <hr/> | | |
| ・月曜日 終業 21:00～翌 6:00 | 9 時間 | 休息期間 9時間 |

イ 火曜日(始業時刻6:00からの24時間)の拘束時間・休息期間

- | | | |
|------------------|-------|-----------|
| ・月曜日 6:00～22:00 | 16 時間 | 休息期間 16時間 |
| 火曜日 22:00～翌 6:00 | 8 時間 | |
| <hr/> | | |
| | | 休息期間 8時間 |

※上記ア、イについては、共に改善基準告示を満たしていますが、アのように翌日の始業時刻が早まっている場合(月曜日は始業時刻8:00だが、火曜日は始業時刻6:00)は、月曜日の始業時刻から24時間内に、火曜日の6:00～8:00の2時間も入れてカウントされますので、1日の拘束時間は、改善基準告示に定める原則13時間ではなく、15時間になることに注意してください。一方、火曜日は始業時刻が6:00ですので、始業時刻から24時間内には(当然のことながら)6:00～8:00の2時間はカウントされます。

2.改善基準の概要

(4) 1週間における1日の拘束時間延長の回数の限度は以下のとおりです

1日の拘束時間を原則13時間から延長する場合であっても、15時間を超える回数は1週間につき2回が限度です。このため、休息期間が9時間未満となる回数も1週間につき2回が限度となります。

したがって、片道拘束15時間を超える長距離の往復運送は1週につき1回しかできず、改善基準告示に違反しないためには 定の工夫が必要です(下図参照)。

〈例1〉

○	0:00	8:00	24:00
月	休日	拘束時間(16)	
火	0:00	8:00	24:00
水	0:00	8:00	23:00
木	0:00	8:00	23:00
金	0:00	8:00	21:00
土	0:00	24:00	
日	0:00	24:00	

〈例2〉

○	0:00	8:00	24:00
月	休日	拘束時間(16)	
火	0:00	8:00	24:00
水	0:00	8:00	21:00
木	0:00	6:00 8:00	21:00
金	0:00	8:00	21:00
土	0:00	24:00	
日	0:00	24:00	

※上記「休日」とは、改善基準告示上の休日を示しています((6)参照)。

上の例1及び例2は、1日15時間を超える勤務が月曜日及び火曜日に2回ある例です。

なお、例2の水曜日に始まる勤務の1日の拘束時間は、同日の始業時刻8:00から21:00までの13時間と、木曜日の6:00から8:00までの2時間の合計15時間となり、また、木曜日に始まる勤務の1日の拘束時間は、同日の始業時刻6:00から21:00までの15時間となります。

〈例3〉

×	0:00	8:00	24:00
月	休日	拘束時間(16)	
火	0:00	8:00	24:00
水	0:00	8:00	24:00
木	0:00	8:00	23:00
金	0:00	8:00	21:00
土	0:00	24:00	
日	0:00	24:00	

〈例4〉

×	0:00	8:00	24:00
月	休日	拘束時間(16)	
火	0:00	8:00	24:00
水	0:00	8:00	22:00
木	0:00	6:00 8:00	21:00
金	0:00	8:00	21:00
土	0:00	24:00	
日	0:00	24:00	

※上記「休日」とは、改善基準告示上の休日を示しています((6)参照)。

例3及び例4は、1日15時間を超える勤務が月曜日、火曜日及び水曜日に3回ある例です。なお、例4の水曜日に始まる勤務の1日の拘束時間は、同日の22:00までの14時間と、木曜日の6:00から8:00までの2時間の合計16時間となることに注意してください。

2.改善基準の概要

(5) 休息期間の取扱いとは以下のとおりです

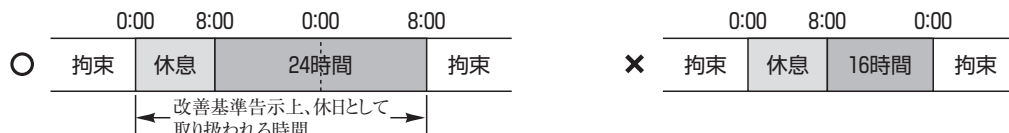
休息期間については、運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めてください。

(6) 休日の取扱いとは以下のとおりです

休日は休息期間+24時間をいいます。ただし、いかなる場合であっても、この時間が30時間を下回ってはなりません(下図参照)。

すなわち、休息期間は原則として8時間確保されなければならないので、休日は、「休息期間8時間+24時間=32時間」以上の連続した時間となります。また、後述の「ポイント5・特例」の(3)隔日勤務の場合、20時間以上の休息期間が確保されなければならないので、休日は、「休息期間20時間+24時間=44時間」以上の連続した時間となります。よって、これらの時間数に達しないものは休日として取り扱われません。

なお、後述の「ポイント5・特例」の(1)分割休息期間、(3)2人乗務の特例、(4)フェリーに乗船する場合の特例については、休息期間に24時間を加算しても30時間に満たない場合がありますが、この場合でも、30時間以上の連続した時間を与えなければ休日として取り扱われません。



なお、2日続けて休日を与える場合は、2日目は連続24時間以上あれば差し支えありません。

ポイント3 運転時間の限度

(1) 1日の運転時間は2日(始業時刻から48時間をいいます。以下同じ)平均で9時間が限度です

1日当たりの運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均とすることが望ましいですが、この特定日の最大運転時間が改善基準告示に違反するか否かは、

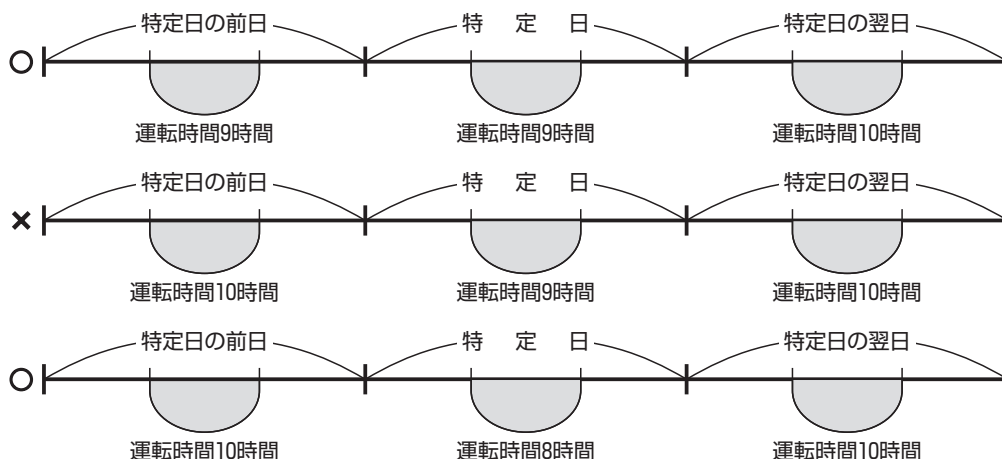
$$\frac{(\text{特定日の前日の運転時間}) + (\text{特定日の運転時間})}{2}$$

と、

$$\frac{(\text{特定日の運転時間}) + (\text{特定日の翌日の運転時間})}{2}$$

がともに9時間を超える場合は改善基準告示に違反し、そうでない場合は違反とはなりません。

これを図示すると下図のようになります。

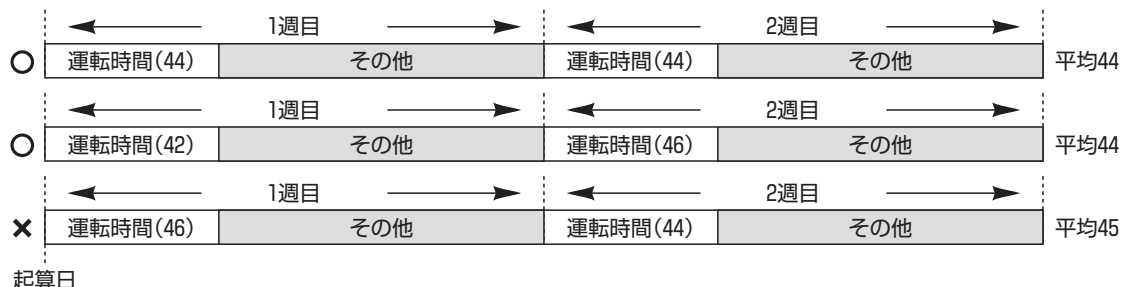


2.改善基準の概要

(2) 1週間の運転時間は2週間ごとの平均で44時間が限度です

特定の日を起算日として2週間ごとに区切り、その2週間ごとに計算します。

これを図示すると下図のようになります。

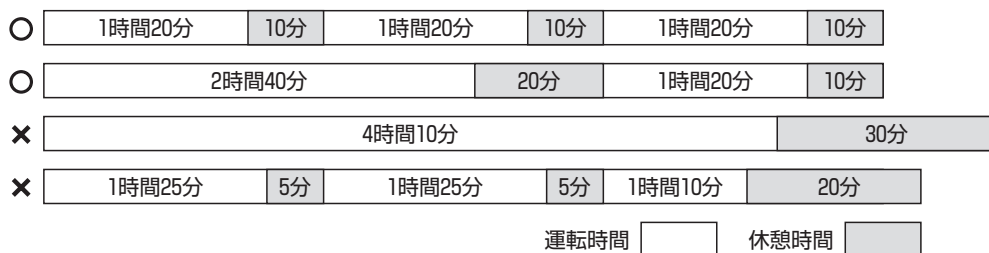


(3) 連続運転時間は4時間が限度です

運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に運転を中断して30分以上の休憩等確保してください(下図参照)。



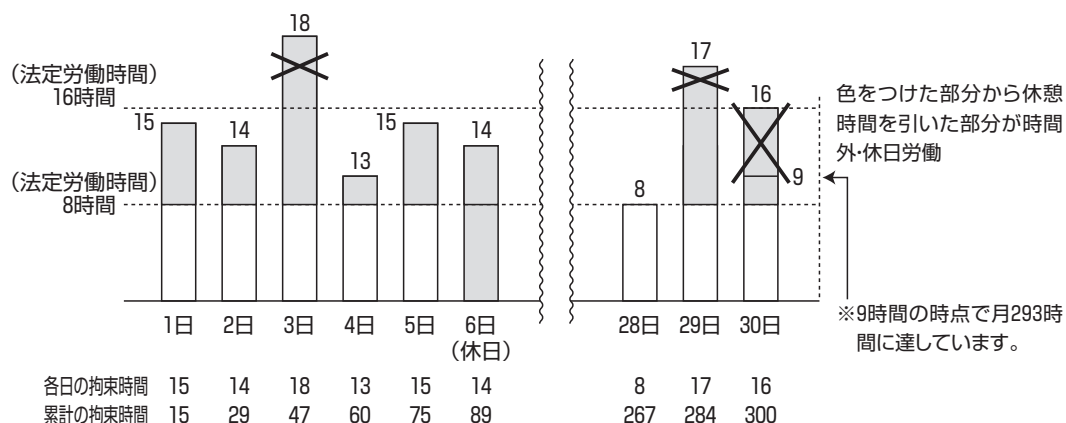
ただし、運転開始後4時間以内に運転を中断する場合の休憩等については、少なくとも1回につき10分以上としたうえで分割することもできます(下図参照)。



ポイント4 時間外労働及び休日労働の限度

(1) 時間外労働及び休日労働の拘束時間の限度は以下のとおりです

時間外労働及び休日労働は1日の最大拘束時間(16時間)、1箇月の拘束時間(原則293時間、労使協定があるときはポイント2(1)の条件下で320時間まで)が限度です(下図参照)。なお、時間外労働及び休日労働を行う場合には、労働基準法第36条第1項に基づく時間外労働及び休日労働に関する協定届(P130参照)を労働基準監督署へ届け出てください。



※この図は、1箇月の拘束時間が293時間で変形労働時間制が採用されていない場合のものです。

2.改善基準の概要

(2) 休日労働の限度は以下のとおりです

休日労働は2週間に1回が限度です。

ポイント5 特 例

(1) 休息期間分割の特例があります

業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。

この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上としてください。

(2) 2人乗務の特例があります

運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（ただし、車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る）においては、1日の最大拘束時間を20時間まで延長でき、また、休息期間を4時間まで短縮できます。

(3) 隔日勤務の特例があります

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、次の条件の下に隔日勤務に就かせることができます。

①2暦日における拘束時間は、21時間を超えないこと。

ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合には、2週間について3回を限度に、この2暦日における拘束時間を24時間まで延長することができます。

この場合においても、2週間における総拘束時間は126時間が限度です。

②勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。

(4) フェリーに乗船する場合の特例があります

運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合には、フェリー乗船時間については、原則として、休息期間として取り扱います。

上記により休息期間とされた時間を休息期間8時間（2人乗務の場合4時間、隔日勤務の場合20時間）から減じることができます。

ただし、その場合においても、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはなりません。

改善基準告示の詳細及び不明な点については、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

3

就業規則の届出

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成して所轄の労働基準監督署へ届け出なければなりません。また、届出内容に変更があったときは、変更届を提出するよう義務付けられています。

なお、届け出にあたっては、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、または労働者の過半数を代表する者の意見書が添付されていることが必要です。

■届出書の作成及び届出

次の(1)、(2)、(3)のような書類(様式は定められていません)を作成のうえ、重ねてつづり、これを2部作って所轄の労働基準監督署へ提出します。監督署では1部に受理印を押してその場で返してくれますから、それを会社で保管しておきます。

(1)

就業規則(変更)届					
労働基準監督署(支署)長 殿					
平成 年 月 日					
今回、別添のとおり当社の就業規則を制定(変更)いたしましたので、従業員代表の意見書を添付のうえお届けします。					
事業場の所在地					
電話番号 ()					
企業の名称					
事業場の名称					
使用者職氏名 印					
労働保険番号	所轄	産業	管轄	基幹番号	枝番号
業 種				労働者数	(企業全体・均)

(2)

意 見 書	
平成 年 月 日	
殿	
平成 年 月 日付をもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。	
記	
従業員代表・職名 _____	
氏名 _____ 印	
(選出の方法)	

(3)

就業規則変更部分	
会社名	
新	旧

(3)の注記

- ・ 新の欄には修正した条文を記入します。
 - ・ 旧の欄には修正する前の条文をそのまま記入します。
 - ・ 付則の欄にはいつから実施するか、その年月日を記入します。
- 例 「第1条及び第2条は平成〇年〇月〇日より実施する。」
- ・ 書ききれない場合は、同じものを2ページ…として作成して下さい。



労働基準法第89条(作成及び届出の義務)・第90条(作成の手続)

4

時間外労働／休日労働 に関する協定書

使用者が労働者に法定労働時間を超えて労働させる場合及び休日労働させる場合は、「時間外労働・休日労働に関する労働の協定書」を作成し、これに協定届を付して所轄の労働基準監督署へ届け出なければなりません。

平成 30 年 6 月、働き方改革関連法が成立し、平成 31 年 4 月から改正労働基準法が全産業を対象に施行されることとなりました。

罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるなど、長時間労働が常態化するトラック運送業界においても、早急に効果的な長時間労働の是正の取り組みが求められております。

■協定書及び協定届については、各々 2 部作成し、所轄の労働基準監督署へ提出してください。

■労働基準監督署では、1 部は受理印を押してその場で返付してくれますからそれを会社で保管しておきます。

1日の所定労働時間8時間、休憩時間1時間とした場合の 各期間における延長可能時間数	
① 1日の拘束時間	$16\text{時間} - (8\text{時間} + 1\text{時間}) = 7\text{時間}$ （ただし週2回以内） $15\text{時間} - (8\text{時間} + 1\text{時間}) = 6\text{時間}$ （上記以外の場合）
② 2週の拘束時間 （法定休日労働がない場合）	【モデル】 $13\text{時間} - (8\text{時間} + 1\text{時間}) = 4\text{時間} \times 6\text{日} = 24\text{時間}$ $16\text{時間} - (8\text{時間} + 1\text{時間}) = 7\text{時間} \times 2\text{日} \times 2\text{回} = 28\text{時間}$ $24\text{時間} + 28\text{時間} = 52\text{時間}$
③ 1カ月の拘束時間	【限度の考え方】 ★31日の月（月の労働日数が22日で法定休日労働がない場合） ・ 拘束時間293時間（原則）の場合 $\text{拘束時間}293\text{時間} - 1\text{カ月の所定労働時間}177.1\text{時間}$ $- \text{休憩時間}1\text{時間} \times 22\text{日} = 93.9\text{時間} = 93\text{時間}54\text{分}$ ・ 拘束時間320時間（特例）の場合 $\text{拘束時間}320\text{時間} - 1\text{カ月の所定労働時間}177.1\text{時間}$ $- \text{休憩時間}22\text{時間} = 120.9\text{時間} = 120\text{時間}54\text{分}$ ★30日の月（月の労働日数が21日で法定休日労働がない場合） ・ 拘束時間293時間（原則）の場合 $\text{拘束時間}293\text{時間} - 1\text{カ月の所定労働時間}171.4\text{時間}$ $- \text{休憩時間}1\text{時間} \times 21\text{日} = 100.6\text{時間} = 100\text{時間}36\text{分}$ ・ 拘束時間320時間（特例）の場合 $\text{拘束時間}320\text{時間} - 1\text{カ月の所定労働時間}171.4\text{時間}$ $- \text{休憩時間}21\text{時間} = 127.6\text{時間} = 127\text{時間}36\text{分}$
④ 1年の拘束時間 （1年変形労働時間、 育児・介護以外の場合）	【限度の考え方】 （年間の労働日が260日で法定休日労働がない場合） $\text{拘束時間}3,516\text{時間} - 1\text{週間の法定労働時間}40\text{時間} \div 7\text{日} \times 365\text{日}$ $- \text{休憩時間}260\text{時間} = 1,170.285\text{時間} = 1,170\text{時間}18\text{分}$
⑤ 1年の拘束時間 （1年変形労働時間制 採用の場合）	【限度の考え方】 （年間労働日数上限280日） $\text{拘束時間}3,516\text{時間} - 1\text{週間の法定労働時間}40\text{時間} \div 7\text{日} \times 365\text{日}$ $- \text{休憩時間}280\text{時間} = 1,150.286\text{時間} = 1,150\text{時間}17\text{分}$

時間外労働・休日労働 に関する協定届

— 132 —

4.時間外労働／休日労働に関する協定書

時間外労働及び休日労働
に関する協定書

時間外労働及び休日労働に関する協定書

(以下「甲」という。)

は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間 1日を超える一定の期間 (起算日)				期 間
				1 日	2 週	1箇月	1 年	
① 下記②に該当しない労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に對処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に對処するため 毎月の清算事務のため	自動車運転者						平成 年 日 ～ 平成 年 日
		荷役作業員						
		自動車整備士						
		経理事務員						
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に對処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に對処するため 毎月の清算事務のため	自動車運転者						平成 年 日 ～ 平成 年 日
		荷役作業員						
		自動車整備士						
		経理事務員						

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(厚生労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合には、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期 間
需要の季節的な増大に對処するため	自動車運転者		・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ進行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	平成 年 日 ～ 平成 年 日
	荷役作業員		・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前 時 ・終業時刻 午後 時	
	自動車整備士			
毎月の清算事務のため	経理事務員			

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合には、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成 年 月 日とする。

2 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

労働組合
又は
労働者代表職名・氏名

使用者職名・氏名

—第Ⅳ編—

事業報告書、
事業実績報告書

1

事業報告書、 事業実績報告書について

	提出先	報告書の種類	時期
1.一般貨物自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く）	運所 輸轄 局地方	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後100日以内
		前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
2.特別積合せ貨物運送（運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が100km以上のものに限る。）を行う一般貨物自動車運送事業者	国土 交通 大臣	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後100日以内
		前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
3.特定貨物自動車運送事業者	運所 輸轄 局地方	前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで

※提出部数は各1部です（実際には2部提出し、1部は受領印を押して返却してくれます。）。

※提出先は、報告書の宛先に記入する提出先のことであり、実際の提出は主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長を経由することができます。

※事業報告書は、特定貨物自動車運送事業者は提出不要です。

事業報告書

事業報告書は、次の1～5の報告書類で構成されます。

- 1.事業概況報告書（第1号様式）
- 2.貸借対照表（※）
- 3.損益計算書（※）
- 4.一般貨物自動車運送事業損益明細表（第2号様式）
- 5.一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第3号様式）

※貸借対照表及び損益計算書の様式及び勘定科目についての定めはなく、一般に公平妥当であると認められる会計の原則に伴う限り、事業者において任意に作成することとされています。

具体的には、以下の通りとなっています。

- ①商法に基づく「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（昭和38年法務省令第31号）により作成することを原則とする。
 - ②証券取引法により、財務計算に関する書類の提出義務のある事業者については、同法に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（同省令の取扱要領を含む。）により作成したものでもよい。
- なお、提出する貸借対照表及び損益計算書の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

事業実績報告書

貨物自動車運送事業実績報告書（第4号様式）となります。

根拠法令

貨物自動車運送事業報告規則第2条

事業報告書

事業概況報告書

●記入例

第1号様式（第2条関係）

事業者番号

事業概況報告書

〇〇年 〇月〇〇日から 〇〇年 〇月〇〇日まで

運輸局長

殿

住 所 東京都〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
 事 業 者 〇〇運輸株式会社
 代表者名(役職名及び氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇
 電 話 番 号 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

経営規模

資本金の額又は出資の総額	10,000千円	発行済株式総数	200株
--------------	----------	---------	------

主な株主(所有株式数の多い順に5名を記載すること)

株 主 名	発行済株式総数に対する割合(%)
山本 太郎	60
鈴木 一郎	10
山田 三雄	10
佐藤 次夫	10
中村 花子	10

役 員

	役 職 名	氏 名	常勤非常勤の別
取締役 (理事)等	代表取締役	山本 太郎	常
	取締役	鈴木 一郎	常
	同	山田 三雄	常
会計参与	監査役	松田 四郎	非
監査役 (監事)等			

経営している事業

事業の名称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
一般貨物自動車運送事業	38	95
貨物利用運送事業	2	5
合 計	40	100%

備考

- 従業員数は、給与支払の対象となった月別支給人員(臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算)の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
- 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十二号に規定する委員会設置会社にあっては、「監査役」を「執行役」とすること。

事業概況報告書

第1号様式（第2条関係）

事業者番号

事業概況報告書

年 月 日から 年 月 日まで

運輸局長 殿

住 業 者 所
事 業 者 名
代表者名(役職名及び氏名)
電 話 番 号

経営規模

資本金の額又は出資の総額	千円	発行済株式総数	株
--------------	----	---------	---

主な株主(所有株式数の多い順に5名を記載すること)

株 主 名	発行済株式総数に対する割合(%)

役 員

	役 職 名	氏 名	常勤非常勤の別
取締役 (理事)等			
会計参与			
監査役 (監事)等			

経営している事業

事 業 の 名 称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
合 計		100%

備考

- 従業員数は、給与支払の対象となった月別支給人員(臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算)の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
- 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十二号に規定する委員会設置会社にあつては、「監査役」を「執行役」とすること。

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 } あて
沖縄総合事務局運輸部長

国自貨第88号
平成15年2月14日

自動車交通局貨物課長

貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領について

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)の施行に伴い、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領」について別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわたい。

なお、本通達は平成15年4月1日以降適用することとし、これに伴い、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領について」(平成3年5月1日貨経第17号、貨陸第53号)は平成15年3月31日限りで廃止する。

事業概況報告書(第1号様式)

- ①年月日欄は、当該事業年度の始期と終期を記載する。
- ②経営規模、主な株主並びに役員の各欄は、当該事業年度末現在のものを記載する。
- ③資本の額又は出資の総額の欄は、株式会社にあっては払込資本金、有限会社、合名会社、合資会社及び組合等において出資の総額を記載する。
- ④発行済株式総数の欄は、株式会社以外の有限会社等は記載しない。
- ⑤主な株主の欄は、所有株式の多い順に五名を記載し、所有株式数及び発行済株式の総数に対する所有割合を百分率(%)でそれぞれ記載する。有限会社、合名会社、合資会社及び組合等であっても出資者名、出資口数などについて株式会社に準じて記載する。
- ⑥役員の欄は、取締役(理事)及び監査役(監事)等の役職名(代表権を有する者については代表取締役社長等と明記し、その他の取締役についても専務取締役、常務取締役等と明記する。)、氏名、常勤・非常勤の別を記載する。
- ⑦経営している事業の欄の事業の名称は、当該事業年度中に経営した事業の全部を記載する。例えば、一般貨物自動車運送事業はもとより貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業等のように経営するすべての事業をその種類ごとに記載する。
- ⑧従業員数の欄は期中の平均従業員を記載する。従業員数には、役員も含めるが、無報酬の非常勤役員等は含めない。従業員数は主として当該事業に従事している人数について各事業ごとに記載するが、社内において同一従業員が二以上の事業に従事するような勤務体制をとっている場合は、適正な配分方法により各事業に配分した人数を記載する。なお、一般貨物自動車運送事業の平均従業員数は、第3号様式の支払い延人員(人月)の合計値を12で除したものと等しくなる。
- ⑨営業収入(売上高)構成比率の欄は、当該事業者の全事業の営業収入に対する各々の事業の営業収入の割合を百分率(%)で記載する。なお、当該事業年度の途中において、休廃止した事業についても記載する。

(注)適用法令「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則(昭和38年法務省令第31号)」は「商法施行規則(平成14年法務省令第22号)」になりました。

2.事業報告書

一般貨物自動車運送事業 損益明細表

●記入例

第2号様式 (第2条関係)

事業者番号

一般貨物自動車運送事業損益明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所
事 業 者 名

(単位:千円)

営業収益		運送収入	貨物運賃	賃	
			その他	他	
			計		
		運送雑収入	計		
営業費用	運送費	人件費	注1 ()		
			燃料油脂費	ガソリン費	
				軽油費	
				その他	
		計			
		修繕費	事業用自動車		
			その他		
			計		
		減価償却費	事業用自動車		
			その他		
			計		
		保険料			
		施設使用料			
		自動車リース料			
		施設賦課税			
		事故賠償費			
	道路使用料				
	フェリーボート利用料				
	その他	注2 ()			
	計				
	一般管理費	人件費			
		その他			
		計			
合		計			
営業損益					
営業外収益	金融収入	益			
	その他	他			
	合	計			
営業外費用	金融費用	用			
	その他	他			
	合	計			
営業外損益					
経常損益					

(注1) 運送費中の「人件費」には、運転者、修理工、運行管理者等の専ら事業用自動車の運行に従事する者の人件費を、内数として括弧書きで明記すること。

(注2) 備車費、下請費他の事業者を支払った費用を、内数として括弧書きで明記すること。

●この項は、事業の決算書に基づいて収入の額を記入する。

●この項は、事業の決算書の損益計算書に基づいて数字を記入する。

2.事業報告書

一般貨物自動車運送事業 損益明細表

第2号様式（第2条関係）

事業者番号

一般貨物自動車運送事業損益明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所
事 業 者 名

（単位：千円）

営業収益	運送収入	貨物運賃		
		その他		
		計		
	運送雑収入			
合		計		
営業費用	運送費	人件費		注1 ()
		燃料油脂費	ガソリン費	
			軽油費	
			その他	
			計	
		修繕費	事業用自動車	
			その他	
			計	
		減価償却費	事業用自動車	
			その他	
			計	
		保険料		
		施設使用料		
		自動車リース料		
		施設賦課税		
		事故賠償費		
		道路使用料		
		フェリーボート利用料		
		その他	注2 ()	
		計		
	一般管理費	人件費		
		その他		
		計		
合		計		
営業損益				
営業外収益	金融収益			
	その他			
	合		計	
営業外費用	金融費用			
	その他			
	合		計	
営業外損益				
経常損益				

（注1）運送費中の「人件費」には、運転者、修理工、運行管理者等の専ら事業用自動車の運行に従事する者の人件費を、内数として括弧書きで明記すること。

（注2）備車費、下請費他の事業者に支払った費用を、内数として括弧書きで明記すること。

■一般貨物自動車運送事業損益明細表(第2号様式)の取扱要領

各科目に計上されるべき収益、費用は次のとおりである。なお、一般貨物自動車運送事業とその他の事業とに関連する収益又は費用については、「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」(平成2年11月29日貨経第44号、貨陸第133号=143頁参照)により算出した一般貨物自動車運送事業に係る収益又は費用を計上すること。

営業収益の部

- ア. 運送収入**……………一般貨物自動車運送事業に係る運賃・料金及び利用料
- ① 貨物運賃……………貨物の運賃、品目割増、特大品割増、特殊車両割増、悪路割増、冬期割増、休日割増、深夜・早朝割増等を含む。
- ② その他……………集配料、地区割増料、車両留置料、道路使用料その他諸料金、荷役料その他運送に関して求められるサービスに対する実費
- イ. 運送雑収**……………品代金取立料、貨物引換証発行料、着払い手数料等諸手数料、事業用自動車を使用して他人の広告を行った場合の広告料収入等

営業費用の部

- ア. 運送費**……………営業所の費用など直接現業部門に係る費用
- ① 人件費……………一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る人件費。
詳しくは、「一般貨物自動車運送事業人件費明細表(第3号様式)の取扱要領」(144頁)を参照
- ② 燃料油脂費……………事業用自動車、荷役機械等に係る燃料費及び油脂費
- ③ 修繕費……………事業用自動車、建物その他の事業用固定資産(運送事業の現業部門に係るものに限る。以下同じ。)の修繕に係る費用
- ④ 減価償却費……………事業用固定資産に係る減価償却費。なお、税法上損金化が認められている中小企業者の機械等の特別償却制度等を適用した場合は、当該特別償却額は損益計算書上特別損益として費用化するため、この科目において計上しない。
- ⑤ 保険料……………自動車損害賠償保険料、対人・対物の任意保険、トラック共済掛金、一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る建物の火災保険、荷物保険、盗難保険等の保険料

2.事業報告書

- ⑥ 施設使用料……………事業用施設、従業員の社宅等の土地の賃借に要する費用、事業用社屋、従業員の社宅等の賃借に要する費用、荷役機械等事業用固定資産に係る利用料。ただし、(土)に該当するものを除く。
- ⑦ 自動車リース料……………事業用自動車に係るリース料。なお、事業用自動車のリースによる保有については、「リースによる貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の保有について」(平成8年2月7日運貨複第27号、自貨第7号、自整第29号)によることとなっているので注意を要する。
- ⑧ 施設賦課税……………一般貨物自動車運送事業用の土地、建物、構築物、機械装置等に係る固定資産税、事業用自動車に係る自動車重量税、自動車税等。なお、不動産取得税、自動車取得税は固定資産購入の費用として取得価格に含める。
- ⑨ 事故賠償費……………事故による見舞金品、慰謝料、弁償金等
- ⑩ 道路使用料……………有料道路を利用する場合に支払う料金
- ⑪ フェリーボート利用料……………フェリーボートを利用する場合に支払う料金
- ⑫ その他……………旅費、被服費、水道光熱費、備品消耗品費等のうち現業部門に係るもの、通信費、会議費、交際費等事業の遂行上支出されたもの等
- イ. 一般管理費……………本社及び会社に準ずる管理部門に係る費用
 - ① 人件費……………役員報酬、管理部門の従業員等の人件費
 - ② その他……………管理部門に係る減価償却費、保険料、施設使用料及び施設賦課税並びに宣伝広告費等

営業外収益の部

- 営業外収益……………営業活動以外の原因から生じる経常的な収益
 - ① 金融収益……………営業活動に付随して行われる財務活動又は投資活動によって得た収益。預貯金利息、受取手形利息、受取割引料、有価証券利息、受取配当金等
 - ② その他……………流動資産売却益(貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品費等の売却による差益)、不用品売却代、遺失品代、諸手数料等

営業外費用の部

- 営業外費用……………営業活動以外の原因から生じる経常的な費用
 - ① 金融費用……………支払利息、支払割引料、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却
 - ② その他……………流動資産売却損(貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品等の売却による差損)、繰延資産に計上された創業費、開業準備費等の償却額等

貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに 固定資産の配分基準について

一般貨物自動車運送事業及びその他の事業に関連する収益及び費用並びに固定資産（無形固定資産及び投資等を除く。）は、その属する勘定科目ごとにそれぞれ次の基準によって各事業に配分するものとする。

また、運賃原価算定時等において、一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとに配分を必要とする場合についても、この基準を準用するものとする。

なお、当該収益、費用及び固定資産が極めて少額である場合、又は主たる事業に比較して兼営する事業の割合が小さいため、配分基準の算定が困難である場合には、その金額を主たる事業に計上するものとする。

I. 収 益

営業外収益 営業収益の比率

II. 費 用

1 営業費

(1) 運送費

イ 人 件 費 従業員の実働人日数の比率 ただし技工の人件費については、車両修繕費の比率

ロ 燃 料 油 脂 費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率（注1）

ハ 修 繕 費
事業用自動車 総走行キロの比率 ただし外注修繕費、部品費等については、当該事業在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ニ 減 価 償 却 費
事業用自動車 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ホ 保 険 料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

ヘ 施 設 使 用 料 実在延日車数の比率

ト 自動車リース料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

チ 施 設 賦 課 税 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

事業用車両に係るものは当該事業在籍車両の総走行キロの比率

リ 事 故 賠 償 費 当該事業に係る実額

ス 道 路 使 用 料 当該事業に係る実額

ル フェリー・ボート利用料 当該事業に係る実額

ヲ そ の 他 輸送トン数（作業トン数）の比率

(2) 一般管理費 運送費（又は営業費から一般管理費を控除した金額）から減価償却費を控除した金額の比率

2 営業外費用

イ 金 融 費 用 |営業費（減価償却費を除く。）の比率+期末有形固定資産額の比率|
×二分の一

ロ そ の 他 営業費（減価償却費を除く。）の比率

III. 固定資産

1 全事業から一般貨物自動車運送事業への配分（営業収益の比率+期末専属有形固定資産額の比率）×二分の一

2 一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとの配分

イ 車 両
事業用自動車 当該運賃・料金の種類に係る在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 実働延日車数の比率

ロ 建 物
営業所等現業関係の建物 輸送トン数（作業トン数）の比率

そ の 他 従業員の比率

ハ 構 築 物 輸送トン数（作業トン数）の比率

ニ 機 械 装 置 輸送トン数（作業トン数）の比率

ホ 工具・器具・備品 輸送トン数（作業トン数）の比率

ヘ 土 地 輸送トン数（作業トン数）の比率

ト 建設仮勘定 前記各号に準ずる。

（注1）

「当該事業在籍車両の総走行キロの比率」とは、事業計画上当該事業に配置されている車両が、当該事業以外の他の事業のために使用された場合において、当該事業に配置されている全車両の総走行キロから他事業に係る部分の総走行キロを除いた純当該事業に係る総走行キロの比率をいう。

（注2）

金融収益又は金融費用の各事業への配分に当たっては、次に掲げる金額はあらかじめ控除して配分を行い、配分後に「その他事業」の金融収益又は金融費用として計上すること。

1 不動産事業を営んでいる事業者が、商品土地・建物に係る借入金利息を金融費用として計上している場合の当該借入金利息の金額

2 イに掲げる事業者（経営する事業が1事業のものを含む。）は、ロに掲げる金額

イ 事業年度終了の日において、投融資額（※）が固定資産の部の合計額の十分の一を超える事業者

ロ 金融収益……投融資額に係る受取配当金及び受取利息
金融費用……{(期首投融資額+期末投融資額)×二分の一}
×実績借入金利率

※ 投融資額は、固定資産の投資等の合計額のうち、長期前払費用及び破産債権等並びに支払保険料、敷金その他の直接収入を生じないものは除き、流動資産である短期貸付金及び有価証券を含めたものとする。

2.事業報告書

一般貨物自動車運送事業 人件費明細表

●記入例

第3号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

●この欄は運転者の給与等のみ。

●この欄は助手・荷扱者等、運転者以外のもの。

●この欄は役員・事務員・職員について記入する。

一般貨物自動車運送事業人件費明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所

事業者名

事業者番号

（単位：千円）

区 分	運	送	費	一般管理費	合 計
	運 転 者	そ の 他	計		
役 員 報 酬					
給 料 ・ 手 当					
賞 与					
（ 小 計 ）					
（支給延人員）（人月）					
退 職 金					
法 定 福 利 費					
厚 生 福 利 費					
臨 時 雇 賃 金					
（雇用延人員）（人日）					
そ の 他 の 人 件 費					
合 計					

- 備考 1. （支給延人員）欄には、給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における合計人員（人月）を記載すること。
 2. （雇用延人員）欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員（人日）を記載すること。
 3. 運送費に係るその他の項については、荷扱手・助手、事務員等の給料・手当等について記載すること。

●この項は、事業の決算書に基づいて該当する数字を記入する。

2.事業報告書

一般貨物自動車運送事業
人件費明細表

第3号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

事業者番号

一般貨物自動車運送事業人件費明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所

事業者名

（単位：千円）

区 分	運 送 費			一般管理費	合 計
	運 転 者	そ の 他	計		
役 員 報 酬					
給 料 ・ 手 当					
賞 与					
（ 小 計 ）					
（支給延人員）（人月）					
退 職 金					
法 定 福 利 費					
厚 生 福 利 費					
臨 時 雇 賃 金					
（雇用延人員）（人日）					
そ の 他 の 人 件 費					
合 計					

備考 1. （支給延人員）欄には、給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における合計人員（人月）を記載すること。
2. （雇用延人員）欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員（人日）を記載すること。
3. 運送費に係るその他の項については、荷扱手・助手、事務員等の給料・手当等について記載すること。

■一般貨物自動車運送事業人件費明細表(第3号様式)の取扱要領

この人件費明細表は、運転者及びその他の運送費関係の職種の人件費及び役員、本社事務員等の一般管理費に属するものの人件費について、それぞれ給料・手当、賞与等の人件費の内訳及び支給対象となった従業員の年間延人員等を記載するものである。なお、他の事業を兼業している場合の一般管理費に属する各項目については、前出の「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」等により各事業に適正に配分した上で一般貨物自動車運送事業に係る人件費を記載すること。

- ① 役員報酬……………取締役、監査役等に支払う報酬
- ② 給料・手当……………賃金として毎月従業員に支払われるもの
- ③ 賞与……………夏季、年末、年度末等に支払われる臨時的給与。賞与引当金を設定している場合はこれに含めて計上する。
- ④ 小計……………給料・手当及び賞与の小計。なお、一般管理費の役員報酬は含まないので注意すること。
- ⑤ 支給延人員……………給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における累計人員（人月）。
- ⑥ 退職金……………従業員が期の途中で退職し、現実に費用として支出した退職金の額及び従業員各人につき決算整理の際計算した退職給与引当金の各職種ごとの合計額
- ⑦ 法定福利費……………健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分
- ⑧ 厚生福利費……………医療・医薬品代、健康診断代、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営に係る費用等
- ⑨ 臨時雇賃金……………臨時に雇用した者に対する賃金・手当等。日雇健康保険料等の法定福利費もこの項目に記載する。
- ⑩ 雇用延人員……………臨時雇用支払の対象となった日ごとの当該事業年度における累計人員（人日）。

2.事業報告書

財務諸表 損益計算書

各会社がお願いしている税理士（又は会計士）が作成した事業決算書に基づいて記入するか、
税理士、会計士が作成したもののコピー（A4判）でもよい。

財 務 諸 表 損 益 計 算 書

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

事業 者 名 _____

科 目				収 益	費 用	損 益
経 常 損 益	営 業 損 益	一 般 貨 物 自 動 車 運 送 事 業	特 別 積 合 せ	千円	千円	千円
			そ の 他			
		そ の 他 事 業	利 用 運 送 事 業			
			事 業			
			事 業			
			そ の 他 事 業			
		計				
	営 業 外 損 益	金 融 損 益				
		流 動 資 産 等 売 却 損 益				
		そ の 他 損 益				
		計				
	合 計					
	特 別 損 益	固 定 資 産 売 却 損 益				
前 期 損 益 修 正 損 益						
補 助 金 に 係 る 損 益						
そ の 他 特 別 損 益						
合 計						
税引前当期利益（税引前当期損失）						千円
法 人 税 等						
法 人 税 等 調 整 額						
当 期 利 益（当 期 損 失）						

2.事業報告書

■損益計算書の記載要領

1. 損益欄が損失となる場合は、△印を付して記載すること。
2. 損益計算書に関する注記は、注記表の記載要領に従い、それぞれの該当欄に記載すること。

2.事業報告書

貸借対照表

各会社がお願いしている税理士（又は会計士）が作成した事業決算書に基づいて記入するか、
税理士、会計士が作成したもののコピー（A4判）でもよい。

貸 借 対 照 表

平成 年 月 日現在
資 産 の 部 事業者名

科 目	款	項	目
(款) 流 動 資 産	千円	千円	千円
(項) 現 金 預 金			
受 取 手 形			
未 収 運 賃			
未 収 入 金			
未 収 消 費 税			
未 収 収 益			
短 期 貸 付 金			
立 替 金			
有 価 証 券			
貯 蔵 品			
前 払 金			
前 払 費 用			
繰 延 税 金 資 産			
親 会 社 株 式			
その他流動資			
(款) 固 定 資 産			
(項) 有 形 固 定 資 産			
(目) 車 両			
建 物			
構 築 物			
機 械 装 置			
工 具 器 具 備 品			
土 地			
建設仮勘定			
無 形 固 定 資 産			
営 業 権			
投 資 等			
長 期 性 預 金			
長 期 貸 付 金			
子 会 社 株 式			
投 資 有 価 証 券			
子 会 社 出 資 金			
そ の 他 出 資 金			
長 期 前 払 費 用			
長 期 繰 延 税 金 資 産			
破 産 債 権 等			
(款) 繰 延 資 産			
(項) 創 業 費			
開 業 費			
新 株 発 行 費			
資 産 の 部 合 計			

2.事業報告書

貸借対照表

各会社をお願いしている税理士（又は会計士）が作成した事業決算書に基づいて記入するか、
税理士、会計士が作成したもののコピー（A4判）でもよい。

負債の部

科 目	款	項	目
(款) 流動負債	千円	千円	千円
(項) 支払手形			
未払金			
未払消費税			
未払費用			
納税充当金			
繰延税金負債			
短期償還社債			
短期借入金			
預り連絡運賃			
預り金			
前受金			
前受収益			
賞与引当金			
その他流動負債			
(款) 固定負債			
(項) 長期支払手形			
社債			
長期借入金			
財団抵当借入金			
長期繰延税金負債			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他固定負債			
負債の部合計			

純資産の部

科 目	款	項	目
(款) 資本金	千円	千円	千円
(項) 資本金			
(款) 資本剰余金			
(項) 資本準備金			
その他資本剰余金			
(目) 自己株式処分差益			
(款) 利益剰余金			
(項) 利益準備金			
積立金			
当期末処分利益			
(うち当期利益)		()	
(款) 土地再評価差額金			
(款) 評価差額金			
(項) その他有価証券			
評価差額金			
(款) 自己株式			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

重要な会計方針

●(注記欄)

(注記欄)						
重要な会計方針		有形固定資産の償却は定率法を採用している。				
会計方針又は記載の方法の変更及びその増減額		変更事項		増減額		千円
貸倒引当金		短期	〇〇〇〇千円		長期	千円
減価償却累計額		〇〇〇〇〇〇〇千円				
子会社に対する	金銭債権	短期	〇〇〇〇千円		長期	〇〇〇千円
	金銭債務	短期	〇〇〇〇千円		長期	〇〇〇千円
支配株主に対する	金銭債権	短期	〇〇〇〇千円		長期	〇〇〇千円
	金銭債務	短期	〇〇〇〇千円		長期	〇〇〇千円
重要な流動資産で取得価格又は制作価格が著しく低い取得価額又は製作価額を付したものの						
重要な株式（市場価格のあるもの）で取得価額より著しく低い取得価額を付したものの						
重要な社債（市場価格のあるもの）で取得価額より著しく低い取得価額を付したものの						
固定資産の償却年数及び残存価額の変更						
担保に供されている資産		土地(330㎡)				
取締役・監査役に対する金銭債権、金銭債務		金銭債権	千円		金銭債務	千円
保証債務、手形遡求義務、損害賠償義務等の債務		保証債務10,000千円				
1株当たりの当期利益又は当期損失		当期利益	〇〇〇円		当期損失	円
商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する超過額						
商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額						
重要な固定資産でリースにより使用するもの						
その他の注記事項		〇〇運輸(株)の株式は時価が著しく下っている。 なお、計上価格は取得価格				

重要な会計方針

(注記欄)

重 要 な 会 計 方 針					
会計方針又は記載の方法の変更及びその増減額		変 更 事 項		増 減 額	千円
貸 倒 引 当 金	短 期		千円	長 期	千円
減 価 償 却 累 計 額					千円
子会社に対する	金 銭 債 権	短 期	千円	長 期	千円
	金 銭 債 務	短 期	千円	長 期	千円
支配株主に対する	金 銭 債 権	短 期	千円	長 期	千円
	金 銭 債 務	短 期	千円	長 期	千円
重要な流動資産で取得価格又は制作価格が著しく低い取得価額又は製作価額を付したものの					
重要な株式（市場価格のあるもの）で取得価額より著しく低い取得価額を付したものの					
重要な社債（市場価格のあるもの）で取得価額より著しく低い取得価額を付したものの					
固定資産の償却年数及び残存価額の変更					
担保に供されている資産					
取締役・監査役に対する金銭債権、金銭債務	金 銭 債 権		千円	金 銭 債 務	千円
保証債務、手形遡求義務、損害賠償義務等の債務					
1株当たりの当期利益又は当期損失	当 期 利 益		円	当 期 損 失	円
商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する超過額					
商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額					
重要な固定資産でリースにより使用するもの					

その他の注記事項

--	--

■貸借対照表の記載要領

1. 営業取引によって生じた金銭債権及び金銭債務は、それぞれ流動資産及び流動負債の欄に記載すること。
2. 剰余金が欠損金となる場合及び評価・換算差額等の項目等に記載される金額が負の値となる場合には、△印を付して記載すること。
3. 貸借対照表に関する注記は、注記表の記載要領に従い、それぞれの該当欄に記載すること。
4. 固定資産は、減価償却累計額を控除した残額を記載すること。なお、有形固定資産の減価償却累計額は、その累計額を注記表の記載要領に従い、記載すること。
5. 特定の科目に関する注記については、その関連する貸借対照表の科目と注記した欄とに※印と番号を付し、その関連が明らかになるようにすること。
6. 各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他その設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。また、各資産の区分に応じ、一括して表示することを妨げない。なお、各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。
7. 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもって別に表示しなければならない。
8. 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額についても同様とする。

注記表

1. 公認会計士又は監査法人の監査を受けている会社については、本様式によらず、会社法第 129 条に定める原則的な注記表の添付が望ましい。
2. 注記表のうち、非公開会社（発行する株式の全てについて、定款において、株式の譲渡に株式会社の承認を要する旨を定めている会社）については、②及び⑤以外の注記については省略することが可能である。
3. 『①重要な会計方針に係る事項に関する注記』には、計算書類の作成のために採用している会社処理の原則及び手続並びに表示方法等を記載する。ただし、重要性が乏しいもの及びその採用が原則とされている会計方針についてはこの限りではない。
4. 『②会計方針又は記載の方法の変更の内容・理由及びその増減額』について、その変更による影響が軽微であるときは、その記載を省略することができる。
5. 『③貸借対照表に関する注記』については次の例による。
 - ・資産が担保に供されているときは、資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額を記載すること。
 - ・貸倒引当金を直接控除方式によった場合は、その金額を記載すること。
 - ・各固定資産の資産別の減価償却累計額（一括項目として注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額）を記載すること。
 - ・保証債務、手形遡及義務、損害賠償義務等の債務は、その内容及び金額を記載すること。ただし、負債の部に計上したものについてはこの限りではない。
 - ・関係会社（親会社、子会社、関連会社、報告会社が他の会社の関連会社である場合の当該他の会社）に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれ長期、短期 ごとに一括して記載すること。
 - ・取締役等（取締役、監査役、理事等）に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれ長期、短期に一括して記載すること。
6. 『④損益計算書に関する注記』には、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。
7. 『⑤株主資本等変動計算書に関する注記』については次の例による。
 - ・発行済株式数及び自己株式数について、種類株式を発行している会社については、種類ごとの株数を記載すること。
 - ・配当に関する事項には、それぞれ配当金の総額等を記載すること。
8. 『⑥税効果会計に関する注記』には、繰延税金資産、繰延税金負債それぞれの発生の主な原因を記載すること。
9. 『⑦リース使用固定資産に関する注記』には、ファイナンス・リース取引のうち、売買処理を行っていないものを対象として記載すること。
10. 『⑧関連当事者との取引に関する事項』には、関連当事者の名称、議決権割合、取引の内容及び金額等、会社計算規則第 140 条に定める事項を記載すること。
11. 『⑨1 株当たり情報に関する注記』には、1 株当たりの純資産額及び当期純利益金額を記載するものとし、債務超過又は当期純損失金額となる場合は、△印を付すこと。
12. 『その他の注記事項』には、重要な後発事象に関する事、会社法以外の特別法により計上が求められる準備金又は引当金に関する事項、その他会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

その他

1. 業報告書は、毎事業年度の経過後百日以内に提出すること。
2. 消費税等の実施に伴う事業報告書作成上の留意点は次の通り。
 - ・財務諸表は税抜方式により作成すること。
 - ・注記表の『その他の注記事項』の欄に、消費税等の会計処理は税抜方式により行っていること及び資産に係る控除対象外消費税等の処理方法について記載すること。
 - ・事業年度における仮受消費税等と仮払消費税等については、相殺を行い、相殺後の金額を未払消費税等又は未収還付消費税等の科目で貸借対照表に計上すること。
 - ・簡易課税制度を選択している事業者等において、上記相殺後の金額と実際の納付額との間に差異が発生した場合、当該差異は営業外損益のその他損益の欄に含めて記載すること。

3

事業実績報告書

貨物自動車運送事業
実績報告書

●記入例

第4号様式(第2条関係)(日本工業規格A列4番)

事業者番号

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

貨物自動車運送事業実績報告書

あて

住 所 東京都〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
 事業者名 〇〇運輸株式会社
 代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 03-0000-0000

事業概況(平成〇〇年3月31日現在)

事業用自動車	32 両	従業員数	40 人	運転者数	35 人
--------	------	------	------	------	------

事業内容(前年4月1日から3月31日まで)

・ダンプによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・原木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・その他()
・危険物等輸送	

輸送実績(前年4月1日から3月31日まで)

	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送 (トン)	利用運送 (トン)	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東	11,680	7,592	478,296	301,326	24,294	0000	000000
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計	11,680	7,592	478,296	301,326	24,294	0000	000000

事故件数(前年4月1日から3月31日まで)

交通事故件数	5	重大事故件数	0	死者数	0	負傷者数	2
--------	---	--------	---	-----	---	------	---

備考1 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

2 従業員数は、兼営事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。

3 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。

4 危険物等とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)別記様式の(注)の「積載危険物等」をいう。

5 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績(ただし、輸送トン数(利用運送)については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量)について記載すること。

6 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。

7 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

3.事業実績報告書

貨物自動車運送事業
実績報告書

第4号様式(第2条関係)(日本工業規格A列4番)

事業者番号

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

貨物自動車運送事業実績報告書

あて

住 所
事業者名
代表者名
電話番号

事業概況(年3月31日現在)

事業用自動車	両	従業員数	人	運転者数	人
--------	---	------	---	------	---

事業内容(前年4月1日から3月31日まで)

・ダンプによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・原木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・その他()
・危険物等輸送	

輸送実績(前年4月1日から3月31日まで)

	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送 (トン)	利用運送 (トン)	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東							
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計							

事故件数(前年4月1日から3月31日まで)

交通事故件数		重大事故件数		死者数		負傷者数	
--------	--	--------	--	-----	--	------	--

備考1 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

2 従業員数は、兼営事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。

3 事業内容については、主なものの三項目以内を○で囲むこと。

4 危険物等とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)別記様式の(注)の「積載危険物等」をいう。

5 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績(ただし、輸送トン数(利用運送)については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量)について記載すること。

6 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。

7 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

■貨物自動車運送事業実績報告書(第4号様式)の取扱要領

本表は、事業者ごとに一葉作成し、各地方運輸局ごとにその管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の前年4月1日から3月31日までの1年間の輸送実績について記載し、各々の項目の合計値を全国計の欄に記載すること。

- ① 区分の欄は、行っている事業の区分について、該当するものをすべて○で囲むこと。
- ② 事業用自動車の数の欄は、3月31日現在の事業計画に記載された事業用自動車の数を記載する。
- ③ 従業員数の欄は、3月31日現在における貨物自動車運送事業に従事する従業員数（役員は含まない。）を記載する。
- ④ 事業内容の欄中、その他に記載する場合は、「食料品の集配」、「機械部品の貸切輸送」等、輸送品目、輸送形態を簡潔に記載する。
- ⑤ 延実在車両数の欄は、事業用自動車数が前年の4月1日から当年の3月31日までの1年間に於いて在籍した日数の年間累計を記載する。このため、保有している事業用自動車1両ごとに異動が行われた日まで、あるいは行った日からの日数を把握し、全車両分の合計を算出する必要がある。
- ⑥ 延実働車両数の欄は、事業用自動車が稼働した日数の年間累計を記載する。なお、事業用自動車が稼働したかどうかは1日単位で判断する。このため、1日のうち短時間のみ稼働しその後は稼働しなかった場合も1日車と算定することとなる。
- ⑦ 走行キロは、年間の走行距離の実績値を記載する。
- ⑧ 実車キロは、貨物を積載して走行した年間の走行距離（時間制運賃を適用する場合で運賃収受の対象となる時間内にあっては、貨物を積載しないで走行した場合も実車として扱うこと。）であり、フェリーボートに乗船中の距離は含まれない。
- ⑨ 輸送トン数は、貨物自動車利用運送に係るものを除外して、年間の総輸送トン数の実績値を実運送の欄に記載し、利用運送の欄に各地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において貨物自動車利用運送として取り扱った貨物取扱量を記載する。
- ⑩ 営業収入は、年間の営業収入の実績値を記載する。
- ⑪ 事故件数の欄は、事業用自動車に関係した全ての交通事故について記載する。死者数の欄は、交通事故の発生から24時間以内に死亡した人の数を記載し、負傷者数の欄は、交通事故によって負傷し、治療を要した人の数を記載する。

その他

貨物自動車運送事業実績報告書(第4号様式)中の輸送トン数については、荷主(荷主を運送事業者とする場合を含む。)から貨物の運送を引き受けた時点での貨物量により測定することとし、貨物の積み換え、中継、貨物自動車利用運送等による二重計上は行わないこと。また、霊きゅう自動車による運送を行う場合は、「トン」とあるのは「体」とした上で作成すること。

参考

1. 運行管理規程

資料1

資料2

2. 整備管理規程

資料

3. 自動車点検基準

資料

運行管理規程

運 行 管 理 規 程（例）

制 定 平 成 年 月 日

実 施 平 成 年 月 日

一般貨物自動車運送事業

住 所

会 社 名

代 表 者 名



第1章 総則

●目的

第1条 この規定は、運行管理者（以下「管理者」という。）が事業用自動車（以下「車両」という。）の運行の安全管理及び事業遂行に必要な運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の指導監督についての職務並びに必要な権限について定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

●管理者の選任等

第2条 管理者の選任は、運行管理者資格者証の交付を受けた者のうちから別表に示す数に従い代表者が任命するものとする。

2 選任した管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。

3 管理者を選任したとき及び選任に係る管理者を解任したときは、一週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出るものとする。

4 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その業務を全般的に統括する管理者（以下「統括管理者」という。）を代表者が任命するものとする。

5 選任した統括管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。

6 管理者の補助者を選任する場合は、運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が認定する基礎講習を修了した者のうちから代表者が任命するものとする。

7 選任した補助者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して周知徹底するものとする。

●運行管理の組織

第3条 運行管理の組織は、次のとおりとするものとする。

(1) 管理者は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理するものとする。

(2) 統括管理者を選任する営業所にあつては、担当役員の指示その他により運行管理業務を統括するものとする。

(3) 統括管理者以外の管理者については、それぞれの職務分担を明確にしておくものとし、統括管理者の指示に従い、その業務を遂行するものとする。

(4) 補助者は、管理者の指示により運行管理業務の補助を行うものとする。

(5) 営業所と車庫が離れている場合は、管理者又は補助者が十分な管理を行える体制を樹立するものとする。

(6) 管理者は乗務員に対し、法令、社内規則及び管理者又は補助者の指示を忠実に遵守させ、輸送の安全確保に努めさせなければならないものとする。

(7) 運行管理の指揮命令の系統は、別添組織図のとおりとするものとする。

●管理者及び補助者の勤務時間等

第4条 管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、車両の運行中は必ず管理者又は補助者は、営業所で執務していなければならないものとする。

2 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その職務分担と勤務時間を明確にしなければならないものとする。

●管理者と補助者との関係

第5条 管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲及びその執行方法を明確に指示するものとする。

2 補助者は、運行管理に関し処理した事項を速やかに管理者に報告するものとする。

3 管理者は、補助者の行った運行管理業務を把握し、その処理した事項の責任を負うものとする。

4 管理者は、補助者に対する指導及び監督を行うものとする。

第2章 権限及び職務

●権限

第6条 統括運行管理者は、本規定に定める運行管理を統括するものとする。

2 管理者は、本規程に定める職務を進行するために必要な権限を有するものとする。

3 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を上司に助言することができるものとする。上司は、管理者から助言があったときはこれを尊重するものとする。

●職 務

第7条 管理者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条に規定する事項及び本規程に定めるところに従い誠実公正にその職務を遂行しなければならないものとする。

●選任運転者以外の運転禁止

第8条 管理者は、運転者として選任された者以外の者及び無資格者に車両を運転させてはならないものとする。

●運転者の確保

第9条 管理者は、安全運行を確保するために必要な員数の運転者を常に確保するよう努めるものとする。

2 管理者は、運転者の採用に関して人事担当者に協力するものとする。

●運転者台帳

第10条 管理者は、営業所に所属する運転者について、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を備え付け、運転者の実態の把握及び指導の際に活用するものとする。

(1) 作成番号及び作成年月日

(2) 事業者の氏名又は名称

(3) 運転者の氏名、生年月日及び住所

(4) 雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日

(5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ 運転免許証の番号及び有効期限

ロ 運転免許の年月日及び種類

ハ 運転免許に条件が付されている場合は、その条件

(6) 事故（道路交通法第67条第2項及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故）を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要

(7) 運転者の健康状態

(8) 第10条第2項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

(9) 運転者の写真

2 運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載のうえ、3年間保存すること。

3 運転者台帳の作成・保存は、国土交通省が規定する方法により、書面の作成・保存に代えて電磁的記録の作成・保存を行うことができる。

●事故の記録

第11条 管理者は、当該営業所に属する車両について事故が発生した場合には、これを適切に処理するとともに、次に掲げる事項について記録し、事故の再発の防止を図り、運行管理上の問題点の改善及び運転者の指導監督に資するものとする。（事故とは、道路交通法第67条第2項及び自動車事故報告規則第2条の規定による事故をいう。）

(1) 乗務員の氏名

(2) 自動車登録番号その他、当該自動車を識別できる表示

(3) 事故の発生日時

(4) 事故の発生場所

(5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名

(6) 事故の概要

(7) 事故の原因

(8) 再発防止対策

2 事故の記録は、当該営業所において3年間保存すること。

●乗務員の服務規律の徹底

第12条 管理者は、運行の安全及び服務について、乗務員に対し機会があるごとに内容の徹底を図るものとする。

●乗務員の指導監督

第13条 管理者は、運転者に対し輸送の安全と過積載の防止及び荷主の利便確保のため誠実にその職務を遂行するよう絶えず指導監督するものとする。指導する場合は、国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13.8.20付け国土交通省告示第1366号）に従い実施するものとする。

- 2 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者、運転者として新たに雇い入れた者及び高齢（65歳）に達した者については、前項の国土交通大臣が告示で定めた指針に基づき、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせるものとする。（ここでいう負傷者とは、自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号（入院14日以上、医師の治療期間が30日以上の傷害等）、第3号（入院14日以上、傷害等）又は4号（医師の治療期間が11日以上、傷害等）をいう。）
- 3 管理者は乗務員に対して、非常信号用具及び消火器の取扱いについて適切な指導をするものとする。

●点呼の実施

第14条 管理者は、品位と規律を保ち、厳正な点呼を行うものとする。

- 2 勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、指定された補助者が行うものとする。
- 3 IT機器を使った点呼の規定は別に定める。

●乗務前点呼

第15条 管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、安全運行を確保するため、次の各号により対面して乗務前の点呼を行うものとする。

- (1) 原則として、個人別に行うこと。
 - (2) 出発の10分程度前に行うこと。
 - (3) 営業所の定められた場所で行うこと。
 - (4) 日常点検の結果に基づく運行の可否の確認をすること。
 - (5) 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認すること。
 - (6) 運転者からその日の身心状況を聴取し、並びに疾病、疲労、睡眠不足、その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装を観察してサービスの適否を決定すること。
 - (7) 酒気を帯びていることが確認できた場合、又は、健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
 - (8) 運行する道路状況、天候、作業内容、本人の勤務状況及び生活状況等に照らして安全運行に必要な指示及び注意を行うこと。
 - (9) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書その他業務上定められた帳票、必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、乗務記録、運行指示書、運行記録紙等の用紙を運転者に渡すこと。
 - (10) その他進行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。
- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。
 - (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼の方法（アルコール検知器の使用の有無、及び、対面、電話等の別）
 - (4) 運転者の酒気帯びの有無
 - (5) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
 - (6) 乗務する車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）
 - (7) 日常点検の結果に基づく運行の可否の状況
 - (8) 指示事項
 - (9) その他必要な事項

●乗務後点呼

第16条 管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により対面して乗務後の点呼を行うものとする。

- (1) 帰着後、速やかに行うこと。
- (2) 営業所の定められた場所で行うこと。

- (3) 車両、道路及び運行の状況について報告を受けること。
- (4) 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認すること。
- (5) 安全運行を確保するため必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。
- (6) 乗務記録及び運行記録紙その他業務上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し収受すること。
- (7) 原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと。
- (8) 他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対し車両、道路及び運行の状況の通告について報告を求めること。
- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。
 - (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼の方法(アルコール検知器の使用の有無、及び、対面、電話等の別)
 - (4) 乗務した車両の登録番号又は識別できる記号(社内呼び記号等)
 - (5) 車両、道路及び運行の状況
 - (6) 運転者の酒気帯びの有無
 - (7) 交替運転者に対する通告
 - (8) その他必要な事項
- 3 管理者は、乗務後の点呼の結果、運転者又は整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理するものとする。

●行先地点呼

第17条 管理者は、乗務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前又は乗務後の点呼、報告及び指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行い、運転者の酒気帯びの有無の確認については営業所に備えるアルコール検知器を携行させて行うものとする。

●乗務途中の点呼

第18条 管理者は、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、次の事項について報告を求め、車両の運行の安全を確保するために必要な指示をする。

- (1) 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を使用させ、測定結果を報告させること。
- (2) 疾病、疲労、その他安全な運転ができないおそれの有無について確認すること。
- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。
 - (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼の方法(アルコール検知器の使用の有無、及び、対面、電話等の別)
 - (4) 運転者の酒気帯びの有無
 - (5) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足、飲酒等の状況
 - (6) 乗務する車両の登録番号又は識別できる記号(社内呼び記号等)
 - (7) 指示事項
 - (8) その他必要な事項

●点呼記録の保存

第19条 管理者は、点呼の実施結果の記録を、記載の日から1年間保存しておくものとする。

- 2 点呼記録の記録・保存は、国土交通省が規定する方法により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

●アルコール検知器の有効保持

第20条 管理者は、営業所に備えるアルコール検知器を、常時有効に保持するものとする。

●過労防止の措置

第21条 管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労にならないようにするため、就業規則等で定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において運転者の乗務割を作成し、これに基づき車両に乗務させるものとする。

なお、乗務員の勤務時間及び乗務時間は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分確保されるものであり、国土交通大臣が告示で定める基準(平成13.8.20付け告示第1365号)に適合するものでなければならないものとする。

- 2 管理者は、乗務員の休憩、睡眠に必要な休養施設を管理し、衛生、環境に留意する等、常に清潔に保っておくものとする。
- 3 管理者は、疾病、疲労、飲酒、酒気帯び、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり及び睡眠不足等により安全な運転をし、又はその補助をすることができない乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。
- 4 管理者は、長距離輸送、夜間運行等のため交替する運転者の乗務に係る道路及び運行の状況について通告し、配置を指定したときは、運転者に対して運転を交替する場所又は時間を具体的に指示するものとする。なお、交替運転者の配置は別に定めるものとする。
- 5 管理者は、乗務員に対して会社の定める運行途中の休憩、睡眠等の場所及びそれぞれの時間を指示するものとする。
- 6 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の管理者は、起点から終点までの距離が100キロメートルを超える運行系統ごとに、あらかじめ調査を行い、過労防止を勧告して次に掲げる事項を内容とした乗務に関する基準(以下「乗務基準」という。)を定めるものとする。
 - (1) 主な地点間の運転時間及び平均速度
 - (2) 休憩又は睡眠をする地点及び時間
 - (3) 交替運転者を配置したときはその交替する地点及び時間
- 7 運転者が「一の運行」における最初の勤務を開始して最後の勤務を終了するまでの時間(ただし、フェリーに乗船した場合の休息期間を除く。))は144時間を超えないこと。

●乗務記録

第22条 管理者は乗務前点呼の際に運転者に対して、乗務の記録のための用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、乗務後点呼の際にこれを提出させるものとする。ただし、特別積合せ貨物運送の場合であって乗務基準のとおり運行した場合は、(3)から(5)については、乗務基準どおりに運行した旨を記入すればよいものとする。

- (1) 運転者の氏名
 - (2) 乗務した車両の登録番号又は識別できる記号(社内呼び記号等)
 - (3) 乗務の開始及び終了の地点並びにそれらの日時、主な経過地点及び乗務した距離
 - (4) 運転を交替した場合は、その地点及び日時
 - (5) 休憩又は睡眠をした場合は、その地点及び場所
 - (6) 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合は、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台への積付状況等
- イ 貨物の積載状況
- ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)で待機した場合にあっては、次に掲げる事項(待機時間が30分未満の場合は記録の省略可)
- (1) 集貨地点等
 - (2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
 - (3) 集貨地点等に到着した日時
 - (4) 集貨地点等における積み込み又は取卸しの開始及び終了の日時
 - (5) 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
 - (6) 集貨地点等から出発した日時
- ハ 集貨地点等で積み込み若しくは取卸し又は附帯業務(以下「荷役作業等」という。)を実施した場合(荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限り。)にあっては、次に掲げる事項
- (1) 集貨地点等
 - (2) 荷役作業等の内容並びに開始及び終了の日時
 - (3) 荷主が(1)及び(2)に掲げる事項について確認した場合にあっては、その旨
 - (4) (1)及び(2)に掲げる事項について荷主の確認が得られなかった場合にあっては、その旨

- (7) 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因
- (8) その他記録するよう指示した事項
- 2 管理者は、前項の記録(以下「乗務記録」という。)の内容を検討し、運転者に対し必要な指導を行うものとする。
- 3 運行途中において、運行指示書の携行が必要な運行形態を行うことになった場合には、その指示内容(日時・場所・指示者名等)を乗務記録に記録させるものとする。
- 4 管理者は、乗務記録を記録の日から1年間保存しておくものとする。
- 5 乗務記録の記録・保存は、国土交通省が規定する方法により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

●運行記録計による記録

- 第23条 管理者は、道路運送車両の保安基準第48条の2の基準に適合する運行記録計を備えた車両に運転者が乗務する場合は、乗務前点呼の際に前条の乗務記録の用紙のほか、運行記録計の記録用紙(以下「記録用紙」という。)を交付し、乗務後点呼の際に記録した用紙を提出させるものとする。
- 2 管理者は、記録内容を検討し、運行の状況を把握するとともに、異常の認められる記録については、当該運転者に対して事情を聴取し、注意を与える等指導監督を行うものとする。
 - 3 管理者は、法令により運行記録計による記録が義務付けられている車両であって、記録計の故障により記録ができない車両を運行させてはならないものとする。
 - 4 管理者は、記録用紙を記録の日から1年間保存しておくものとする。
 - 5 運行記録計の具体的な取扱いについては、別に定めるものとする。
 - 6 運行記録計の記録・保存は、国土交通省が規定する方法により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

●運行指示書による指示等

- 第24条 管理者は、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務の運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを運転者に携行させるものとする。
- (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
 - (2) 乗務員の氏名
 - (3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
 - (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
 - (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限る。)
 - (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合に限る。)
 - (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項
- 2 管理者は、前項に規定する運行の途中において、同項第1号又は第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容(当該変更に伴い、同項第4号から第7号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。)を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させること。
 - 3 管理者は、第1項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者に貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第3項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第1項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行うこと。
 - 4 管理者は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存すること。

●事故発生時の措置

- 第25条 管理者は、乗務員に対して車両の運行中事故が発生した場合に対処するため、次の各号に掲げる事項について、周知徹底しておくものとする。
- (1) 負傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。
 - (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること。
 - (3) 警察官に報告し、指示を受けること。
 - (4) 管理者に緊急連絡し、指示を受けること。

- 2 管理者は、運転者その他のものから事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置するものとする。
 - (1) 直ちに事故の続発の防止、負傷者の救護等必要な措置を講ずるよう指示すること。
 - (2) 軽微な事故を除き、現場に急行する等発生状況及び原因等を調査すること。
 - (3) できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
 - (4) 現場において貨物の運送の継続又は返送の措置をするとともに、代替輸送が必要なときは、その措置を講ずること。
 - (5) 貨物の保全を期すること。
 - (6) 重大な事故のときは直ちに上長に報告し、その措置について指示を受けること。
 - (7) 関係者と折衝し、以降の処置について打合わせること。
- 3 管理者は、前項各号の措置を速やかに講ずるために、事故発生場所に最も近い営業所に応援を求めることができるものとする。
- 4 管理者は、事故発生の都度、自動車事故報告規則に基づく事故に該当する場合は30日以内に事故報告すること。又、速報に該当するものは可能な限り速やかに事故速報を電話等により運輸監理部長又は運輸支局長に対して行なうこと。

●事故防止対策

第26条 管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 事故(軽微な事故を含む。)については、その内容、原因等を記録して資料(カラー写真等)を整理しておくこと。
- (2) 道路、交通、事故状況等に関する情報(ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他)を整理し、速やかに事故防止対策を樹立するものとする。
- (3) 管理者は乗務員等に対して、自動車事故報告規則第5条の事故警報が発令された場合には、その警報による事故防止対策の措置を講ずること。

●異常気象時等の措置

第27条 管理者は、異常気象時等について、次の各号に掲げる事項に留意し、万全の対策を識するものとする。

- (1) 降雨、降雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生ずるおそれのある場合に対処するための具体的な措置要領を定め、乗務員に徹底しておくこと。
- (2) 気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくこと。
- (3) ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等、所定の措置を講ずること。
- (4) 運行車両との緊急連絡体制を確立しておくこと。

●研修等

第28条 管理者及び補助者は、その職務遂行上、必要な知識及び実務について、国土交通大臣が認定した一般講習及び社内研修を受けるものとする。

- 2 管理者及び補助者は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の修得に努めなければならない。
 - (1) 車両の運転に関すること。
 - (2) 車両の構造・装置及び取扱い等に関すること。
 - (3) 貨物の積載及び固縛方法等に関すること。
 - (4) 積載物品の性状、特に、危険・有害物の物理・化学的性状及び取扱い等に関すること。
 - (5) 運転者の健康管理に関すること。
 - (6) 事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること。
 - (7) 道路の構造及び簡単な地質、地盤の強度に関すること。
 - (8) 運行計画作成の知識、技能に関すること。
 - (9) 気象情報に関すること。
 - (10) 非常信号用具、消化器等車両の備え付け器具の取扱いに関すること。
 - (11) 運転者の運転適性診断に関すること。
 - (12) 道路交通関係の法令に関すること。
 - (13) 自動車損害賠償責任保険に関すること。
 - (14) その他必要な知識(関係法令等)

●危険物等の輸送上の措置

第29条 管理者は、輸送貨物が危険・有害物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号により事故防止の措置を講ずるものとする。

- (1) 乗務員は危険物等の取扱いの資格のある者のうちから割当て、出発前に経路、積載量、積載方法及び運行速度等について安全運行を考慮のうえ注意を与え、当該積載物の取扱い方法を記載した書類がある場合にはこれを携行させること。
- (2) 配車に当たっては整備管理者に連絡をとり、車両構造が道路運送車両の保安基準等の規定に適合しているか否かを確認するほか、輸送上の危険防止の措置を講ずること。

●保安基準緩和車両等の運行上の措置

第30条 管理者は、保安基準緩和認定車両及び制限外積載許可車両の運行については、次の各号に掲げる事項について措置を行うものとする。

- (1) 運行に際しては、必要に応じて関係官公庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう指示すること。
- (2) 前号の許可を受けた運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること。
- (3) 運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造及び重量、高さの限界等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともに、これを指示すること。

●附則(実施の期日)

1 本規程は、平成 年 月 日から実施する。

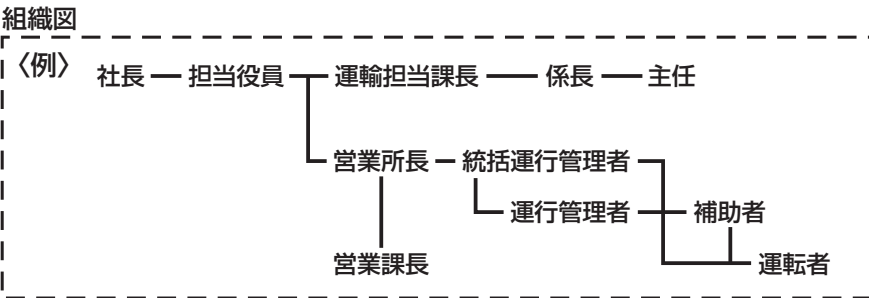
別表 ●運行管理者の選任者数(第2条関係)

事業用自動車の車両数 (被けん引車を除く)	運行管理者数
29両まで	1人以上
30両～59両まで	2人以上
60両～89両まで	3人以上
90両～119両まで	4人以上
120両～149両まで	5人以上
150両～179両まで	6人以上
180両～209両まで	7人以上

以下、車両数が30両増すごとに、運行管理者1名を加算する。

(注) 運行車とは、特別積合せ貨物運送に供する事業用自動車进行。

別添 ●運行管理の組織図(第4条関係)



(出典:独立行政法人自動車事故対策機構 運行管理者基礎講習用テキスト)

運行管理規定第14条第3項の資料

●IT機器を使った点呼の規程

第1条 同一事業者内のGマーク営業所において、国土交通大臣が定めた機器（以下、機器という）を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼（以下、「IT点呼」という。）は以下に定めるところにより行うものとする。

2 IT点呼の実施方法

- (1) 運行管理者等は、IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する機器を使用しIT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼実施場所を確認するものとする。
- (2) 運転者は、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する機器を使用しIT点呼を受けるものとする。
- (3) 点呼は対面により行うことが原則であることから、IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。
ただし、営業所と当該営業所の車庫の間及び営業所の車庫と当該営業所の他の車庫の間でIT点呼を実施する場合にあつてはこの限りではない。

3 運行管理及び整備管理関係

- (1) 営業所間（営業所と他の営業所の車庫の間及び営業所の車庫と他の営業所の車庫間を含む。以下同じ。）においてIT点呼を実施した場合、運行管理規程第19条の規定に基づく記録を記載した帳票等（以下「点呼簿」という。）に記録する内容を、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所の双方で記録し、保存すること。
- (2) 営業所間においてIT点呼を実施した場合、IT点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を被IT点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、IT点呼実施営業所の名称、IT点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- (3) 営業所間においてIT点呼を実施する場合、被IT点呼実施営業所の運行管理者等は、IT点呼実施営業所において適切なIT点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をIT点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。
- (4) 上記事項その他IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。
- (5) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこと。

4 運輸支局長等への報告関係

- (1) IT点呼を実施しようとするときは、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに国土交通省で規定する報告書を提出する。
- (2) 提出した報告書の記載内容を変更しようとするときは、変更を実施する前に、当該営業所を管轄する運輸支局長等に国土交通省で規定する報告書を提出する。
- (3) IT点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の報告書を提出するよう指導すること。

第2条 第2項に該当する営業所におけるIT点呼は以下に定めるところにより行うものとする。

2 次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所をいう

- (1) 開設されてから3年を経過していること。
- (2) 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと。
- (3) 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。

運行管理規定第14条第3項の資料

(4) 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。

3 IT点呼の実施方法は前条2項によるものとする。

4 運行管理及び整備管理関係は前条第3項によるものとする。

5 運輸支局長等への報告関係は前条第4項によるものとする。

第3条 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、次項で定める「運行上ややむを得ない」場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により機器による点呼(以下「遠隔地IT点呼」という。)を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

2 「運行上ややむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出動していない場合等は「運行上ややむを得ない場合」には該当しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認する。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者(以下「運行管理者等」という。)を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施する。

3 遠隔地IT点呼の実施方法

(1) 運行管理者等は、遠隔地IT点呼を行う営業所(以下「遠隔地IT点呼実施営業所」という)又は当該。営業所の車庫において、当該営業所で管理する機器を使用し遠隔地IT点呼を行うものとする。なお、遠隔地IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地IT点呼実施場所を確認するものとする。

(2) 運転者は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、運行管理規程第18条において規定する乗務途中の点呼(以下「中間点呼」という。)を受けようとする地点において、遠隔地IT点呼を受ける運転者が所属する営業所(以下「被遠隔地IT点呼実施営業所」という。)で管理する機器を携行・使用し遠隔地IT点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他のGマーク営業所又は当該営業所の車庫において、乗務を開始若しくは終了する場合又は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられた機器を用いて遠隔地IT点呼を受ける場合はこの限りではない。

(3) 点呼は運転者の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。ただし、IT点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるIT点呼の実施とあわせて1営業日のうち連続する16時間以内とする。

4 運行管理及び整備管理関係

(1) 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

(2) 遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内とする。)、その記録した内容を被遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、遠隔地IT点呼実施営業所の名称、遠隔地IT点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

(3) 被遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等は、遠隔地IT点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

(4) 上記事項その他遠隔地IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

運行管理規定第14条第3項の資料

(5)日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行うこと。

5 運輸支局長等への報告関係

- (1) 遠隔地IT点呼を実施しようとするときは、遠隔地IT点呼実施営業所及び被遠隔地IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、遠隔地IT点呼実施予定日の原則10日前までに国土交通省で規定する報告書を提出する。
- (2) 提出した報告書の記載内容を変更しようとするときは、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に国土交通省で規定する報告書を提出する。
- (3) 遠隔地IT点呼の実施を終了しようとするときは、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に国土交通省で規定する報告書を提出する。

第4条 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼(以下「他営業所点呼」という。)を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

2 運行管理及び整備管理関係

- (1) 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。
- (2) 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所(以下「他営業所点呼実施営業所」という。)の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内とする。)、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- (3) 他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。
- (4) 上記(1)から(3)までの取扱いについては、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。
- (5) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行うこと。

3 運行管理及び整備管理関係

- (1) 営業所間(営業所と他の営業所の車庫の間及び営業所の車庫と他の営業所の車庫間を含む。以下同じ。)においてIT点呼を実施した場合、運行管理規程第19条の規定に基づく記録を記載した帳票等(以下「点呼簿」という。)に記録する内容を、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所の双方で記録し、保存すること。
- (2) 営業所間においてIT点呼を実施した場合、IT点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内とする。)、その記録した内容を被IT点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、IT点呼実施営業所の名称、IT点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- (3) 営業所間においてIT点呼を実施する場合、被IT点呼実施営業所の運行管理者等は、IT点呼実施営業所において適切なIT点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をIT点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。
- (4) 上記事項その他IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。
- (5) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行うこと。

運行管理規定第14条第3項の資料

第5条 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

2 運行管理及び整備管理関係

- (1) 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。
- (2) グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の。運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- (3) 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。
- (4) 上記(1)から(3)までの取扱いについては、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。
- (5) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこと。

3 運輸支局長等への報告関係

- (1) 他グループ営業所点呼を実施しようとするとき、及び他グループ営業所点呼を受けようとするときは、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼の実施予定日の原則10日前までに国土交通省で規定する報告書を提出する。
なお、報告書には、他グループ営業所点呼実施営業所と他グループ営業所点呼を受ける営業所は、資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方の営業所の位置を示す図面を添付する。
- (2) 提出した報告書の記載内容を変更しようとするときは、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に国土交通省で規定する報告書を提出する。
- (3) 当該点呼の実施を終了しようとするときは、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に国土交通省で規定する報告書を提出する。

第6条 前1条から5条で定める機器は、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

運行管理規程第21条の参考資料

I.勤務時間及び乗務時間

●運転者の拘束時間等

第1条 運転者の拘束時間、休憩時間及び運転時間は、次に定めるところによるものとする。

(1) 拘束時間は、1箇月について293時間を超えないものとする。

ただし、労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。

(2) 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、16時間とすること。

この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。

(3) 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること。

(4) 運転時間は、2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

(5) 連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4時間を超えないものとする。

●運転者の拘束時間及び休息期間の特例

第2条 業務の必要上、勤務の終了後、継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合は、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の直後に分割して与えることができるものとする。

この場合において、分割された休息期間は、1日（始業時刻から起算して24時間をいう。）において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。ただし、運転者が勤務の途中においてフェリーに2時間を超えて乗船する場合には適用しないものとする。

2 運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）は、第1条第2号前段の規定にかかわらず最大拘束時間を20時間まで延長することができるものとし、第1条第3号後段の規定は、適用しないものとする。また、休息期間は第1条第3号の規定にかかわらず4時間まで短縮することができる。

3 業務の必要上やむを得ない場合は、当分の間、第1条第1号から第3号までの規定並びに第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の条件の下で隔日勤務に就かせることができるものとする。

(1) 2暦日における拘束時間は、21時間を超えてはならないものとする。

ただし、事業場内に仮眠施設又は事業者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合には、2週間について3回を限度に、この2暦日における拘束時間を24時間まで延長することができるものとする。

この場合においても、2週間における総拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができないものとする。

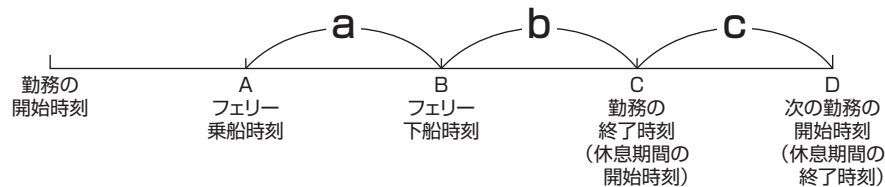
(2) 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えないといけないものとする。

4 運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合における拘束時間及び休息期間は、次のとおり扱うものとする。

(1) フェリー乗船時間(a)については、原則として、休息期間として取り扱うものとする。

運行管理規程第21条の参考資料

(2) フェリー乗船時間(a)は、上記(1)により休息期間とされた時間を第1条(3)(ただし、2人乗務の場合は第2条第2項、隔日勤務の場合は第2条第3項(2))の規定により与えるべき休息期間の時間から減ずることができるものとする。ただし、その場合においても、減算後の休息期間(c)は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの期間の時間(b)の2分の1を下回ってはならないものとする。



●交替運転者の配置

第3条 運転者が長距離運転、夜間運転等のため、第1条第1項に規定された条件を超えて引き続き運転する場合は、交替運転者を配置するものとする。

(例)①拘束時間が16時間を超える場合

②運転時間が2日を平均し1日9時間を超える場合

③連続運転時間が4時間を超える場合

2 交替運転者を配置する場合は、次の要領により措置するものとする。

(1) 運行する走行キロ、運転時間(昼間、夜間)、休憩時間等を十分考慮のうえ、交替地点を定めること。

(2) 交替運転者の配置に当たっては点呼記録簿、乗務記録等に明記し、乗務する運転者に徹底すること。

(3) 運転者が乗務を終了して交替するときは、交替運転者に対し車両、積荷、経路及び運行の状況について通告し、交替して乗務を開始しようとする者は、前記の通告を受け、かつ車両のかじ取装置、制動装置、その他重要な装置の機能について点検すること。

運行管理規程第21条の参考資料

Iの2.国土交通大臣が告示で定める具体的な基準とは

事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定めること。

【国土交通大臣が告示で定める具体的な基準とは】

① 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号)とする。

② ①の告示中「なお書き」の趣旨は「労働時間等の改善基準」の遵守を前提としつつ、運転者が所属する営業所を長期間はなれて運行する場合の運転者の疲労の蓄積を防止する観点から、一の運行の期間全体を制限するものである。

③ ②の「一の運行」とは、運転者が所属する営業所を出発してから当該営業所に帰着するまでをいう。

④ ①の告示中「最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間とは、一の運行に係る拘束時間(「改善基準告示」第4条に規定する拘束時間と休息期間)の総和をいう。その総和は、144時間を超えてはならない。

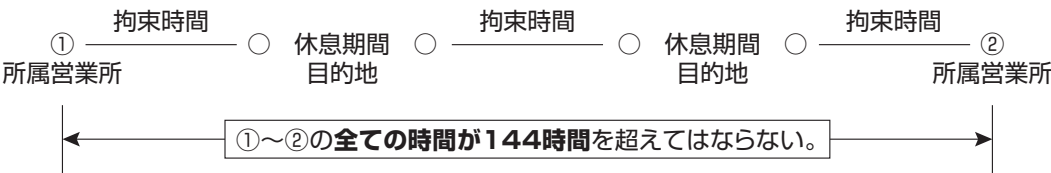
運行管理規程第21条の参考資料

Iの2.国土交通大臣が告示で定める具体的な基準とは

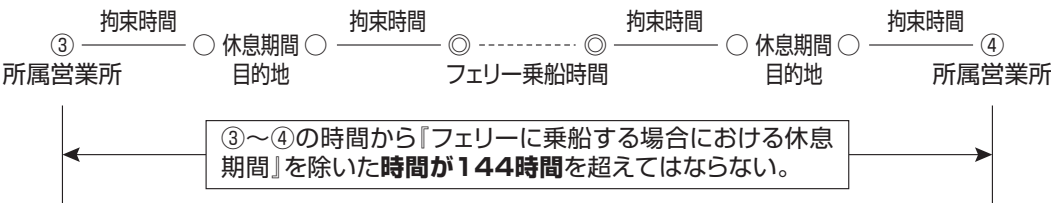
- ⑤ ①の告示中「改善基準告示において厚生労働基準局長の定めるフェリーに乗船する場合における休息期間」とは、特例通達「フェリーに乗船する場合の特例」に基づき、原則としてフェリー乗船時間とする。

運行期間の制限について

① 運行期間



② 運行途中フェリーに乗船する場合の運行期間



〔参 考〕

●トラック運転者の労働時間等についての改善基準一覧

区 分		トラック等
運行時間		一の運行における時間 144時間 最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間(ただし、フェリーに乗船する場合における休息期間を除く。)
拘束時間		1箇月 293時間 労働協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長できる。 1日 原則 13時間 最大 16時間 (15時間超えは1週間について2回以内)
休息期間		継続 8時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
拘束時間・休息期間の特例	休息期間の分割	(業務の必要上やむを得ない場合、一定期間の勤務回数の1/2以内) 1回が継続4時間以上、合計10時間以上に分割可
	2人乗務の場合	2人乗務(ベッド付き) 最大拘束時間を20時間まで延長可、休息期間は4時間まで短縮可
	隔日勤務の場合	2歴日における拘束時間は21時間を超えないこと。 夜間4時間以上の仮眠を与える場合は、2週間について3回を限度に2歴日における拘束時間を24時間まで延長可(2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)まで)
	フェリー乗船の場合	勤務の途中においてフェリーに乗船する場合 乗船時間については原則として休息期間として取り扱い、勤務終了後の休息期間から減算することができる。ただし、減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの時間の1/2を下回ってはならない
運転時間		2日を平均して1日当たり9時間 2週間平均で1週間当たり44時間
連続運転時間		4時間以内(運転の中断は、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)
時間外労働の協定		時間外労働協定における一定期間は、2週間及び1箇月以上3箇月以内を協定する。
休日労働		2週間に1回以内、かつ、1箇月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

運行管理規程第23条の関連規定

Ⅱ.運行記録計の取扱要領

●記録用紙の交付等

第1条 運行管理者は、記録用紙を乗務前点呼の際に運転者に手渡し、乗務後点呼の際に記録した用紙を受けとること。

●記録用紙の着脱等

第2条 記録用紙の着脱は運転者が行い、運行管理者はこれを管理する。

●記録用紙へ記入すべき事項

第3条 記録用紙には、自動記録のほか、次の事項を記入させること。

- (1) 運転者の氏名
- (2) 車両の登録番号又は識別できる記号(社内呼び記号等)
- (3) 乗務の開始及び終了年月日
- (4) その他必要事項

●時計の調整

第4条 運行記録計の時計の調整は、出庫前の日常点検の際に運転者が行う。

●記録状況の検討及び解析

第5条 運行管理者は、運行前に指示した事項が確実に行われたか否かを、記録結果から判断して検討すること。

- (1) 速度については、瞬間速度のほか、走行距離、運行時間により検討する。
 - (2) 勤務時間、乗務時間(運転時間)、荷役時間、手待時間、休憩時間、睡眠時間等を正確に把握する。
 - (3) 運転方法の適否又は運転技術の良否を判定すること。
 - (4) 運転者の勤務(乗務)実績、輸送統計等の資料作成に活用する。
- 2 前項により運行状況を検討し運行上又は運転上に関し、注意を要する者については、運行管理者は速やかに当該運転者に対して、自らその記録を確認させ、適正な安全運転を確保するよう具体的な指導に努めること。この場合、指導した事項を明記しておくこと。

●記録の保存

第6条 記録の保存については、運転者別に1か月ごとにとりまとめ、これを1年間保存しなければならない。

●保守管理

第7条 運行管理者は、記録状況又は運転者の報告により、常に記録が正しくされるよう留意するとともに、故障又は精度不良の場合は、直ちに整備管理者に連絡し、整備すること。

2 整備管理者は、機器製作者の示す基準に従い、記録計の点検整備を実施、保守管理に努めること。

運行管理規程第27条の関連規定

Ⅲ.異常気象時等の対策及び措置要領

●情報の収集

第1条 運行管理者は、運行経路の気象状況を把握し、運行の安全を確保するため、ラジオ、テレビ、道路交通センター等からの情報の収集に努めること。

●緊急連絡体制

第2条 運行管理者は、運行計画に基づき、あらかじめ運行経路の主な地点に緊急連絡場所を設け、緊急時における運行管理者と乗務員とが速やかに連絡でき、若しくは必要な指示、命令のできる体制を整備するとともに、これを乗務員に周知しておくこと。

●運行の中止、待避等

第3条 乗務員は、次の事態となった場合で、道路の状況等により運行することが危険と認められたときは、運行の中止又は待避する等安全の確保に努めること。

- (1) 風速20メートル以上となった場合
- (2) 濃霧等により、視界が20メートル以下となった場合
- (3) その他運行が危険であると思われる場合

●異常事態の時の措置記録等

第4条 乗務員は、最寄りの連絡所からの電話等により、その状況、自分のとった処置等を運行管理者に報告するとともに、運行に当たっての適切な指示を受けること。

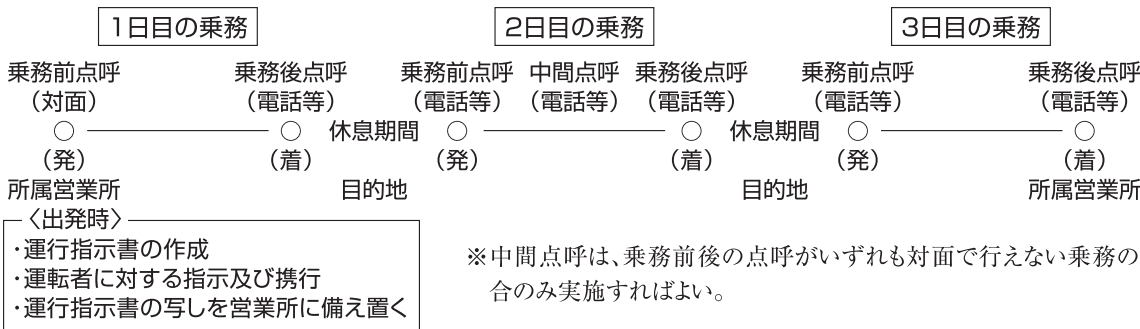
- 2 運行管理者は、乗務員からの報告を受け、又は指示をした事項について詳細に記録しておくこと。
- 3 運行管理者は、乗務員からの報告を待つまでもなく、緊急連絡所の活用を図り、又は巡回等を実施して運行の実態を的確に把握すること。
- 4 運行管理者は、記録を作成のうえ営業所に掲示し、他の乗務員に周知させるとともに、必要に応じて荷主に連絡すること。

運行管理規程第18条及び第24条参考資料

Ⅳ.乗務途中の点呼及び運行指示書による指示等

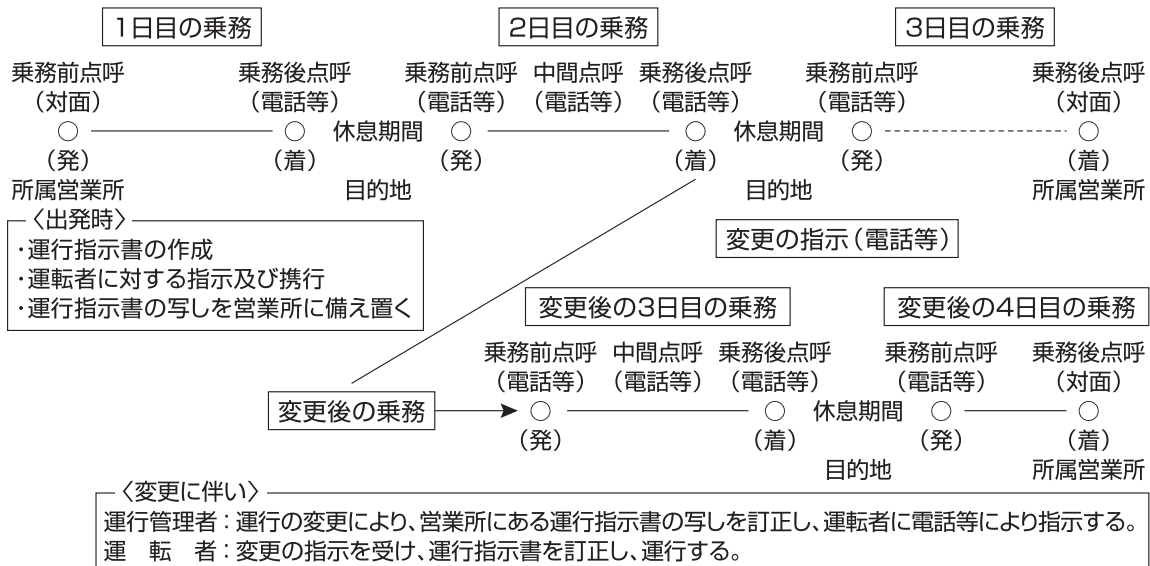
中間点呼及び運行指示書について

① 中間点呼及び運行指示書の必要な運行

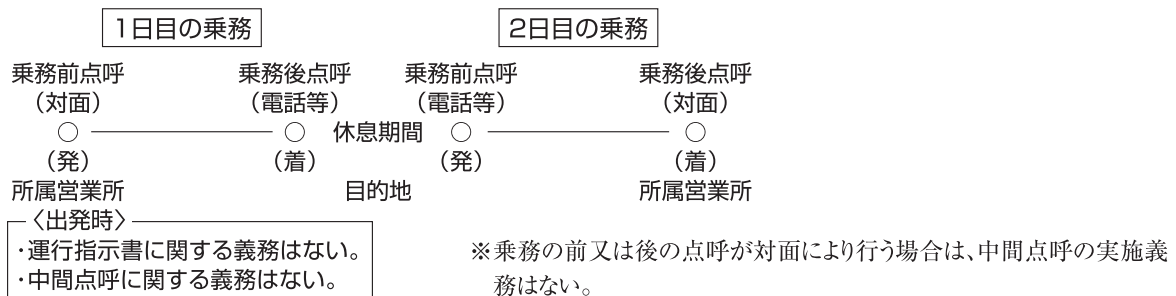


運行管理規程第18条及び第24条参考資料

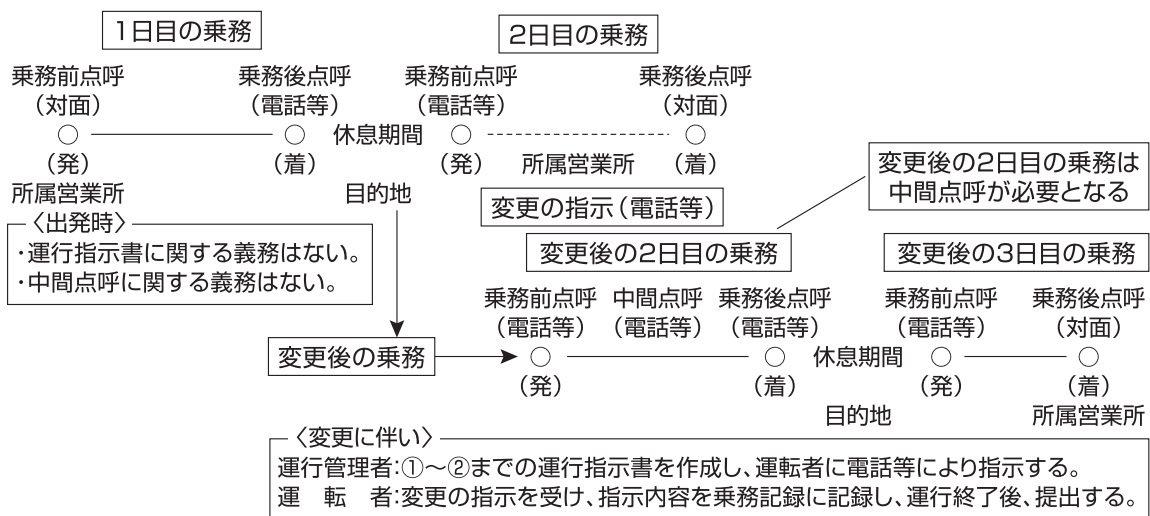
② 出発時①の運行予定であったものが、運行途中変更となる場合



③ 中間点呼及び運行指示書の必要のない運行



④ 出発時③の運行予定であったものが、運行途中変更となる場合



平成28年4月1日 国土交通省告示第620号

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

第1章 一般的な指導及び監督の指針

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第10条第1項の規定に基づき、1に掲げる目的を達成するため、2に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ、貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車(以下単に「事業用自動車」という。)の運転者に対する指導及び監督を毎年実施し、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存するものとする。

1. 目 的

事業用自動車の運転者は、大型の自動車を運転したり、多様な地理的、気象的状况の下で運転したりすることから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力が要求される。このため、貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、他の運転者の模範となるべき運転者を育成する必要がある。そこで、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的とする。

2. 指導及び監督の内容

1) 事業用自動車を運転する場合の心構え

貨物自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、貨物を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故の統計を説明すること等により、事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが事業用自動車の運転者の使命であることを理解させる。

(2) 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

貨物自動車運送事業法、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき運転者が遵守すべき事項を理解させる。また、当該事項から逸脱した方法や姿勢による運転をしたこと及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例、当該交通事故を引き起こした貨物自動車運送事業者及び運転者に対する処分並びに当該交通事故が加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明すること等により当該事項を遵守することの重要性を理解させる。

(3) 事業用自動車の構造上の特性

自らの運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。)、制動距離等を確認させるとともに、これらが車両により異なること及び運搬中の貨物が事業用自動車の運転に与える影響を理解させる。この場合において、牽引自動車及び被牽引自動車を運行する場合においては、当該牽引自動車を運転するに当たって留意すべき事項を、当該被牽引自動車によりコンテナを運搬する場合においては、当該コンテナを下部隅金具等により確実に緊締しなければならないことを併せて理解させる。また、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明すること等により、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる。

(4) 貨物の正しい積載方法

道路法(昭和27年法律第180号)その他の軸重の規制に関する法令に基づき運転者が遵守すべき事項を理解させるとともに、偏荷重が生じないような貨物の積載方法及び運搬中に荷崩れが生じないような貨物の固縛方法を指導する。また、偏荷重が生じている場合、制動装置を操作したときに安定した姿勢で停止できないおそれがあること及びカーブを通行したときに遠心力により事業用自動車の傾きが大きくなるおそれがあることを交通事故の事例を挙げるなどして理解、習得させる。

(5) 過積載の危険性

過積載に起因する交通事故の事例を説明すること等により、過積載が事業用自動車の制動距離、安定性等に与える影響を理解させるとともに、過積載による運行を行った場合における貨物自動車運送事業者、事業用自動車の運転者及び荷主に対する処分について理解させる。

(6) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項

危険物(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。)を運搬する場合においては、危険物に該当する貨物の種類及び運搬する危険物の性状を理解させるとともに、危険物を運搬する前に確認すべき事項並びに危険物の取扱い方法、積載方法及び運搬方法について留意すべき事項を理解させる。また、運搬中に危険物が飛散又は漏えいした場合に安全を確保するためにとるべき方法を指導し、習得させる。この場合において、タンクローリにより危険物を運搬する場合にあつては、これを安全に運搬するために留意すべき事項を理解させる。

(7) 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況

- ① 当該貨物自動車運送事業に係る主な道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導する。この場合、交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例(いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」)を説明すること等により運転者に理解させる。
- ② 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第2条、第4条又は第4条の2について同令第55条の認定を受けた事業用自動車を運転させる場合及び道路法第47条の2第1項に規定する許可又は道路交通法第57条第3項に規定する許可を受けて事業用自動車を運転させる場合は、安全に通行できる経路としてあらかじめ設定した経路を通行するよう指導するとともに、当該経路における道路及び交通の状況を踏まえ、当該事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導し、理解させる。

(8) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響、右左折時における内輪差、直前、後方及び左側方の視界の制約並びにジャックナイフ現象(制動装置を操作したときに牽引自動車と被牽引自動車が連結部分で折れ曲がり、安定性を失う現象をいう。)等の事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、指差呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させる。また、事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法について事例を説明すること等により理解させる。

(9) 運転者の運転適性に応じた安全運転

適性診断その他の方法により運転者の運転適性を把握し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。

(10) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法

長時間連続運転等による過労、睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気、飲酒が身体に与える影響等の生理的要因及び慣れ、自らの運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを事例を説明することにより理解させるとともに、貨物自動車運送事業輸送安全規則第三条第四項の規定に基づき事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を定める告示(平成13年国土交通省告示第1365号)に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を理解させる。また、運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。

(11) 健康管理の重要性

疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを事例を説明すること等により理解させるとともに、定期的な健康診断の結果、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。

(12) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。

3. 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

(1) 運転者に対する指導及び監督の意義についての理解

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を運転者に習得させることについて、重要な役割を果たす責務を有していることを理解する必要がある。

(2) 計画的な指導及び監督の実施

貨物自動車運送事業者は、運転者の指導及び監督を継続的、計画的に実施するための基本的な計画を作成し、計画的かつ体系的に指導及び監督を実施することが必要である。

(3) 運転者の理解を深める指導及び監督の実施

運転者が自ら考えることにより指導及び監督の内容を理解できるように手法を工夫するとともに、常に運転者の習得の程度を把握しながら指導及び監督を進めるよう配慮することが必要である。

(4) 参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用

運転者が事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするとともに、運転者が交通ルール等から逸脱した運転操作又は知識を身に付けている場合には、それを客観的に把握し、是正できるようにするため、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法を積極的に活用することが必要である。例えば、交通事故の実例を挙げ、その要因及び対策について、必要により運転者を少人数のグループに分けて話し合いをさせたり、イラスト又はビデオ等の視聴覚教材又は運転シミュレーターを用いて交通事故の発生する状況等を間接的又は擬似的に体験させたり、実際に事業用自動車を運転させ、技能及び知識の習得の程度を認識させたり、実験により事業用自動車の死角、内輪差及び制動距離等を確認させたりするなど手法を工夫することが必要である。

(5) 社会的情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し

指導及び監督の具体的内容は、社会情勢等の変化に対応したものでなければならない。このため、貨物自動車運送事業法その他の関係法令等の改正の動向及び業務の態様が類似した他の貨物自動車運送事業者による交通事故の実例等について、関係行政機関及び団体等から幅広く情報を収集することに努め、必要に応じて指導及び監督の内容を見直すことが必要である。

(6) 指導者の育成及び資質の向上

指導及び監督を実施する者を自社内から選任する貨物自動車運送事業者は、これらの者に対し、指導及び監督の内容及び手法に関する知識及び技術を習得させるとともに、常にその向上を図るよう努めることが必要である。

(7) 外部の専門的機関の活用

指導及び監督を実施する際には、指導及び監督のための専門的な知識及び技術並びに場所を有する外部の専門的機関を積極的に活用することが望ましい。

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針

一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第10条第2項の規定に基づき、第一章の一般的な指導及び監督に加え、1に掲げる目的を達成するため、2の各号に掲げる事業用自動車の運転者に対し、それぞれ当該各号に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ指導を実施し、安全規則第9条の5第1項に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を運転者台帳に添付するものとする。また、4の各号に掲げる運転者に対し、当該各号に掲げる方法により適性診断を受診させ、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を同項に基づき運転者台帳に添付するものとする。さらに、5に掲げる事項により、運転者として新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。

1. 目的

一般貨物自動車運送事業者等は、交通事故を引き起こした事業用自動車の運転者についてその再発防止を図り、また、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を十分に習得していない新たに雇い入れた運転者及び加齢に伴い身体機能が変化しつつある高齢者である運転者について交通事故の未然防止を図るためには、これら特定の運転者に対し、よりきめ細かな指導を実施する必要がある。そこで、特定の運転者に対して行う特別な指導は、個々の運転者の状況に応じ、適切な時期に十分な時間を確保して事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な事項を確認させることを目的とする。

2. 指導の内容及び時間

- (1) 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者(同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者(以下「事故惹起運転者」という。)

●事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全を確保するため貨物自動車運送事業法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる。	⑥ ①から⑤までについて合計6時間以上実施すること。 可能な限り実施することが望ましい。
② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策 交通事故の事例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。	
③ 交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法 交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する。	
④ 交通事故を防止するために留意すべき事項 貨物自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じてトラックの運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	
⑤ 危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用いて、道路及び交通の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する。	
⑥ 安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	

- (2) 安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者(当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。以下「初任運転者」という。)

●初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
① 貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等 第1章2に掲げる内容について指導する。この場合において、同章2(2)のうち日常点検に関する事項、同章2(3)のうち事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項並びに同章2(4)のうち貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項については、実際に車両を用いて指導する。	15時間以上実施すること。
② 安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	20時間以上実施すること。

- (3) 高齢者である運転者(以下「高齢運転者」という。)

4の(3)の適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

3. 特別な指導の実施に当たって配慮すべき事項

(1) 指導の実施時期

①事故惹起運転者

当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、再度乗務を開始した後1か月以内に実施する。なお、外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合は、この限りでない。

②初任運転者

当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に実施する。

③高齢運転者

4の(3)の適性診断の結果が判明した後1か月以内に実施する。

(2) きめ細かな指導の実施

事故惹起運転者が交通事故を引き起こした運転行動上の要因を自ら考え、初任運転者が事業用自動車の安全な運転に関する自らの技能及び知識の程度を把握し、高齢運転者が加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより、これらの運転者が事業用自動車の運行の安全を確保するための知識の充実並びに技能及び運転行動の改善を図ることができるよう、4の適性診断の結果判明した当該運転者の運転行動の特性も踏まえ、当該運転者と話し合いをしつつきめ細かな指導を実施することが必要である。また、この場合において、当該運転者が気づかない技能、知識又は運転行動に関する問題点があれば、運転者としてのプライドを傷つけないように配慮しつつこれを指摘することが必要である。さらに、指導の終了時に、運転者により安全な運転についての心構え等についてのレポートを作成させるなどして、指導の効果を確認することが望ましい。

(3) 外部の専門的機関の活用

指導を実施する際には、(2)に掲げるような手法についての専門的な知識及び技術並びに指導のための場所を有する外部の専門的機関を可能な限り活用するよう努めるものとする。

4. 適性診断の受診

(1) 事故惹起運転者

当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前に次に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれ特定診断Ⅰ(①に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)又は特定診断Ⅱ(②に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診させる。

- ① 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者
- ② 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者

(2) 運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断(初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)を受診したことがない者

当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診させる。

(3) 高齢運転者

適齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)を65才に達した日以後1年以内(65才以上の者を新たに運転者として選任した場合には、選任の日から1年以内)に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させる。

5. 新たに雇い入れた者の事故歴の把握

- (1) 一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第3条第1項に基づき運転者を常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。
- (2) (1)の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、2(1)の特別な指導を受けていない場合には、特別な指導を行うこと。
- (3) (1)の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、4(1)の適性診断を受診していない場合には、適性診断を受けさせること。

整備管理規程

整備管理規程（例）

制定 平成 年 月 日

実施 平成 年 月 日

貨物自動車運送事業

住 所

会 社 名

代表者名

印

第1章 総則

●目的

第1条 本規程は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第32条第2項の規定に基づく規程であり、自動車の安全運行を維持するために必要な点検・整備の内容、これを確実に行わせる任に当たる整備管理者の職務権限等について定め、もって車両の安全の確保及び環境の保全等を図ることを目的とする。

●整備管理者の選任等

第2条 整備管理者の選任は、規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者（自動車の使用者をいう。以下同じ。）が任命することで行うものとする。

2. 代表者は、整備管理者を選任、変更若しくは解任したときその他規則第70条第1項第3号に該当する場合には、15日以内にその旨を国土交通省に届け出るものとする。
3. 整備管理者の補助者を選任する場合には、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者（整備管理者の資格要件を満足する者又は研修等により整備管理者が十分な教育を行った者）のうちから代表者が任命するものとする。補助者を選任した場合にあっても、車両の整備管理に関する責任は、整備管理者自身が有するものとする。
4. 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名等、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。
5. 代表者は、整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を社内の見やすいところに掲示して従業員全員に周知徹底するものとする。

●補助者との連携等

第3条 整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。

2. 整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。
3. 前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。

●運行管理者との連携等

第4条 整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。

2. 整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、運行管理者と密接に連携をとるものとする。
3. 整備管理者は、車両管理状況について、毎月1回以上代表者に報告するものとする。

●整備管理規程の改廃

第5条 整備管理者は、本規程の改正又は廃止をするときには、代表者と十分調整するものとする。

第2章 権限及び職務

●整備管理者の権限及び職務

第6条 整備管理者は、規則第32条第1項各号に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

第7条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者に実施させること
- (2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- (3) 定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- (4) 上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- (5) 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等を実施させること
- (6) 定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
- (7) 点検整備記録簿その他の記録簿を管理すること
- (8) 自動車車庫を管理すること
- (9) 上記に掲げる職務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

●車両管理の範囲

第8条 整備管理者は、選任された使用の本拠地において使用する全ての自動車について前条の職務を遂行するものとする。

●補助者の権限及び職務

第9条 補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管理者が不在のときは、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導監督等日常点検に関する職務を実施する権限を有するものとする。

2. 補助者が前項の職務を行うに当たり疑義を生じた場合又は故障若しくは事故が発生した場合その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者と連絡をとり、その指示に従うものとする。
3. 整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、補助者は、当該職務の実施に必要な情報について、あらかじめ整備管理者から伝達を受けるものとする。
4. 前項の場合において、補助者がその職務を終了して、整備管理者に引き継ぐときには、整備管理者にその職務の実施結果を報告するものとする。

第3章 車両の安全確保及び環境の保全

●日常点検

第10条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、その運行の開始前に、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者に実施させなければならない。

●日常点検の実施の徹底

第11条 整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため点検箇所、点検の内容、点検の方法等について運転者に周知徹底を図らなければならない。

●日常点検結果の報告等

第12条 整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対し、その結果を所定の日常点検表に記入させ、整備管理者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自らが実施した場合には、整備管理者は、その結果を日常点検表に記入しなければならない。

●日常点検の結果の確認

第13条 整備管理者は、日常点検の結果について、日常点検表により確認し、運行の可否を決定しなければならない。万一、車両の安全運行に支障をきたす不良箇所があったときは、直ちに運行管理者と連絡をとるとともに、整備を行わせる等適切な措置を講じ、整備を完了した後でなければ運行の用に供してはならないものとする。

●定期点検整備

第14条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画（以下「定期点検整備計画」）を定め、自動車分解整備事業者に依頼する等して、これを確実に実施しなければならない。

- 2 この場合の定期点検整備とは、道路運送車両法第48条に定めるものをいうが、車両の使用状態等により、整備管理者が必要と認めたときは、適宜、1箇月自主点検などの点検整備を実施するものとする。

●点検整備の記録及び保管管理

第15条 点検整備の実施結果は、点検整備記録簿及び日常点検記録表等に所定の事項を記入し保存・管理するものとする。

- 2 点検整備記録簿については当該車両に据え置くものとし、営業所においては、その写し等を保存することとする。
- 3 日常点検に係る記録については1年以上、点検整備記録簿及びその写し等については点検基準第4条に定める期間以上、これを保存するものとする。

●臨時整備

第16条 整備管理者は、点検整備の確実な実施等により臨時整備をなくすよう努めることとする。やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障（作業）内容、車両の使用年数、走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

●分解整備

第17条 整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、道路運送車両法第77条でいう分解整備に該当する場合には、必ず自動車分解整備事業者に作業を依頼するものとする。

●車両故障事故

第18条 整備管理者は、車両故障に関係する事故が発生した場合には、運行管理者と連絡をとり、適切な措置を講じ、原因の究明に当たるものとする。

2 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に該当する事故であって、車両故障に関係する事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし、代表者は、事故の発生から30日以内に、所定の事故報告書により、最寄りの運輸支局等を経由して国土交通省に報告しなければならない。

●車両成績の把握等

第19条 整備管理者は、各車両の使用年数、走行距離、燃料消費率、油脂消費率、部品費、稼働率等を把握し、これらを活用して車両の性能の維持向上等に努めるものとする。また、保有車両について、不正改造等により保安基準違反となっていないかどうか等車両状態の把握に努め、保安基準違反となっている場合には、速やかに適切な点検整備を実施することとする。

●適正車種の選定、車両代替時期の把握等

第20条 整備管理者は、各車両の使用成績等の把握により、それぞれ使用条件に適合した車種形式について検討し、その選択及び合理的な車両の代替時期について代表者に助言するものとする。

●燃料油脂、その他資材の管理

第21条 整備管理者は、燃料、油脂の品質、数量の管理を行い、消費の節減に努めるものとする。

2 部品、タイヤ、その他の資材について、品質、数量を適切に管理し合理的な運用を図るものとする。

第4章 車庫の管理

●点検施設等の管理

第22条 整備管理者は、点検整備、洗車に必要な施設設備及び自動車の保管場所の管理を行うものとする。

第5章 指導教育

●整備管理者の研修

第23条 整備管理者は、運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときは、当該研修を受けなければならない。

●補助者の指導教育

第24条 整備管理者は、補助者に対して下表のとおり指導教育を行い、その能力の維持向上に努めるものとする。

指導教育を行うとき	指導教育の内容
補助者を選任するとき	・整備管理規程の内容 ・整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者以外が対象）
整備管理者選任後研修を受講したとき	・整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において、整備管理者として選任されている者以外が対象）
整備管理規程を改正したとき	・改正後の整備管理規程の内容
行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	・行政から提供された情報等必要に応じた内容

●従業員の指導教育

第25条 整備管理者は、点検整備等整備管理の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、整備要員、運転者その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うものとする。

附 則（平成〇年〇月〇日）

この規程は、平成 年 月 日から実施する。

別紙

整備管理者の補助者名簿

関係の事業者の連名
(他企業から補助者
を選任する場合)

運 送 事 業 者 名
(運送事業者名の2)
整 備 管 理 者 名

平成○年○月○日

一部改正 平成○年○月○日

整備管理規程第2条第4項の整備管理者の補助者の氏名、所属及び補助する職務の範囲については、以下のとおりとする。

氏名又は / 及び役職名	所属営業所名	補助する職務の範囲
(記載例の1)	A事業所	整備管理者が不在の場合のA事業所における運行可否の決定
(記載例の2)	B事業所	I T 点呼を行う場合のA事業所における運行可否の決定
⋮		⋮

資料

1. 整備管理者関係規定

道路運送車両法

●整備管理者

第50条 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量8トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者（以下「大型自動車使用者等」という。）は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

●選任届

第52条 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

●解任命令

第53条 地方運輸局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、大型自動車使用者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができる。

道路運送車両法施行規則

●整備管理者の資格

第31条の4 法第50条第1項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第53条に規定する命令により解任され、解任の日から2年を経過しない者でないこととする。

- (1) 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。
- (2) 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。
- (3) 前2号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。

●整備管理者の権限等

第32条 法第50条第2項の規定により整備管理者に与えなければならない権限は、次のとおりとする。

- (1) 法第47条の2第1項及び第2項に規定する日常点検の実施方法を定めること。
- (2) 前号の点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。

- (3) 法第48条第1項に規定する定期点検を実施すること。
 - (4) 第1号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
 - (5) 第1号、第3号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。
 - (6) 第3号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。
 - (7) 法第49条第1項の点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
 - (8) 自動車車庫を管理すること。
 - (9) 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。
- 2 整備管理者は、前項に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。

●整備管理者の選任届

第33条 法第52条の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別
 - (3) 整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置
 - (4) 第31条の3各号に掲げる自動車の数
 - (5) 整備管理者の氏名及び生年月日
 - (6) 第31条の4各号のうち前号の者が該当するもの
 - (7) 整備管理者の兼職の有無(兼職がある場合は、その職名及び職務内容)
- 2 前項の届出書には、同項第5号の者が同項第6号に掲げる者に該当すること及び法第53条に規定する命令により解任され、解任の日から2年を経過しない者でないことを信じさせるに足る書面を添付しなければならない。

●届出

第70条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣(第3号及び第4号にあっては地方運輸局長)に届け出なければならない。

- (3) 法第50条第2項の大型自動車使用者等に関し、第33条第1項第1号から第3号まで、第5号又は第7号に掲げる事項について変更があった場合
 - (4) 第33条第1項の届出をした者が、大型自動車使用者等に該当しなくなった場合
- 2 前項の届出は、届出事由の発生した日後30日以内に(同項第3号に掲げる場合にあっては15日以内に、同項第6号に掲げる場合にあっては遅滞なく)行わなければならない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則

●整備管理者の研修

第15条 貨物自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第五十条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。

- 1. 整備管理者として新たに選任した者
- 2. 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

2. 自動車の点検整備関係規定

道路運送車両法

●使用者の点検及び整備の義務

第47条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

●日常点検整備

第47条の2 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

- 2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。
- 3 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

●定期点検整備

第48条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- (1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3月
 - (2) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 6月
 - (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年
- 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

貨物自動車運送事業輸送安全規則

●点検整備

第13条 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。
- (2) 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第49条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

日常点検基準・実施要領

日常点検基準・実施要領(例)

会 社 名

所属営業所名

日常点検基準

●目 的

第1条 道路運送車両法第47条の2に規定する日常点検を合理的かつ能率的に確実に実施し、重大事故を防止するとともに公害に影響を与える箇所について点検を行い、車両の安全を確保するため本基準を定める。

●点検実施時期

第2条 1日1回、自動車の運行開始前に必ず実施するものとする。また、整備管理者が特に必要と認めた場合には適時整備管理者の指示により実施すること。

●点検の実務者

第3条 日常点検は、乗務する運転者並びに交代乗務する運転者が実施するものとする。

●実施場所

第4条 日常点検は、車庫内の所定の位置において実施するものとする。

ただし、車庫以外の始発拠点の位置において実施する場合は、整備管理者の指示によること。

●点検表の使用及び報告

第5条 日常点検は、日常点検表を使用して実施し、点検結果を点検表に記入捺印の上、整備管理者（補助者）に報告し、運行の可否について指示を受けなければ運行することができないものとする。

●点検の実施確認

第6条 整備管理者は、運転者より提出された点検表により、点検の実施を確認し、当該自動車の運行可否の決定を行い、点検表（捺印、所定事項を記入）をもって、運行管理者に連絡するものとする。

車庫以外の始発拠点で実施した場合は、電話等の報告により実施を確認し、運行管理者に報告するものとする。

●点検結果の処置

第7条 整備管理者は、点検の結果、不良箇所がある場合は、次により処置するものとする。

1. 直ちに整備の指示を行うこと。
2. 車の状態により運行に支障のないときは、業務等の状況を考慮して制限運行をすること。
3. 整備をする場合は、臨時整備として取扱い、整備の指示及び処置については、点検表に明記すること。

●点検順序

第8条 別記日常点検の実施方法によるものとする。

●点検実施箇所、内容、判定基準

第9条 別記日常点検の実施方法によるものとする。

●運転者に対する指導監督

第10条 日常点検に関する運転者の教育は、次によるものとする。

1. 新規採用運転者

項 目	実施責任者	教 材	時 間
自動車 の 構造 整備 関係 法令 日常 点 検 基 準 判定 能力 の 教育 日常 点 検 の 実 習			

参考 3. 自動車点検基準

2.再教育

教育時間 ヶ月1回以上、 時間以上

教育内容

実施者

(注) 新型自動車、改善部位についての構造取扱い、事故警報に基づく点検は随時実施するものとする。

3.教育結果は に報告するものとする。

●立会指導

第11条 整備管理者は、定期または随時、日常点検の実施についての立会指導を行うこと。

附 則

本基準は平成 年 月 日より実施する。

●事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準(第1条関係)

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 (*1) 4 溝の深さが十分であること。 (*2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリー	(*1) 液量が適当であること。
4 原動機	(*1) 1 冷却水の量が適当であること。 (*1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (*1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (*1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (*1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャ及びワイパー	(*1) 1 ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (*1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注) ①(*1)印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

②(*2)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

●日常点検の実施方法

点 検 箇 所		点 検 項 目	点検の実施方法
運行中の異常箇所		当該箇所の異常	○前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。
運 転 席 で の 点 検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	○エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検します。 〔床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。〕
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)	○パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱい引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。
	原動機(エンジン)	*かかり具合、異音	○エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないかを点検します。
		*低速、加速の状態	○エンジンを暖気させた状態でアイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。 ○エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
	ウインド・ウォッシャ	*噴射状態	○ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。
	ワイパー	*拭き取りの状態	○ワイパーを作動させ、低速及び高速の各動作が不良でないかを点検します。 ○きれいに拭き取れるかを点検します。
	◎ 空 気 圧 力 計	空気圧力の上がり具合	○エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。
エ ン ジ ン ル ーム で の 点 検	◎ブレーキ・バルブ	排気音	○ブレーキ・ペダルを踏んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排気音が正常であるかを点検します。
	ウインド・ウォッシャ・タンク	*液量	○ウインド・ウォッシャ液の量が適当かを点検します。
	ブレーキのリザーブ・タンク	液量	○リザーブ・タンク内の液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。
	バ ッ テ リ	*液量	○バッテリー各槽の液量が規定の範囲(UPPER～LOWERなど)にあるかを車両を揺らすなどして点検します。
	ラジエータなどの冷却装置	*水量	○リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。 (冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。)
	潤 滑 装 置	*エンジン・オイルの量	○エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲にあるかを点検します。
	△ ファン・ベルト	*張り具合、損傷	○ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。 ○ベルトに損傷がないかを点検します。

●日常点検の実施方法

点 検 箇 所		点 検 項 目	点検の実施方法
車 の 周 り か ら の 点 検	灯火装置、 方向指示器	点灯、点滅具合、汚 れ、損傷	○エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合 や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 ○レンズなどに汚れや損傷がないかを点検します。
	タ イ ヤ	空気圧	○タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを 点検します。 ○扁平チューブレスタイヤなどのたわみの状態により空気圧不足が分か りにくいものや、長距離走行や高速運転を行う場合には、タイヤゲージ を用いて点検します。
		亀裂、損傷	○タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤ の全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいない かを点検します。
		異状な摩耗	○タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。
		*溝の深さ	○溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ（スリップ・サイン）など により点検します。
	◎ エ ア ・ タ ン ク	タンク内の凝水	○ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。
	◎ブレーキ・ペダル	*（踏みしろ、ブレー キのきき）	○トラックやバスなど、エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、 運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、 ブレーキ・ドラムとライニングのすき間について次の点検を行います。 ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあって は、規定の空気圧の状態、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・ シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、 また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検します。 ・フル・エア・ブレーキが装置されている自動車にあっては、規定の空気圧 の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・ チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどに より点検します。

- (注) 1 *印の点検項目は、「自家用貨物など」、「事業用など」に分類される自動車にあっては、自動車の走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよい
ものです。
2 ◎印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検して下さい。
3 △印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するなどして下さい。

資料

■自動車の点検整備関係法令

道路運送車両法

●使用者の点検及び整備の義務

第47条 自動車の使用者は、自動車を点検し、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

●日常点検整備

第47条の2 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

- 2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。
- 3 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

●定期点検整備

第48条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- (1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3月
 - (2) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 6月
 - (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年
- 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

■自動車点検基準

●日常点検基準

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第47条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

資料

- 1 法第48条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車 別表第1
- 2 法第48条第1項第3号に掲げる自動車 別表第2(自家用乗用車等の日常点検基準のため割愛)

●定期点検基準

第2条 法第48条第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 1 法第48条第1項第1号に掲げる自動車(被牽引自動車を除く。) 別表第3
- 2～5は割愛

●別表第1 事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準(第1条関係)

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 (*1) 4 溝の深さが十分であること。 (*2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリ	(*1) 液量が適当であること。
4 原動機	(*1) 1 冷却水の量が適当であること。 (*1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (*1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (*1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (*1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャ及びワイパー	(*1) 1 ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (*1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注) ①(*1)印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 ②(*2)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

●別表第3 事業用自動車等の定期点検基準（第2条関係）

点検箇所		点検時期	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
か じ 取 り 装 置	ハンドル			操作具合
	ギヤ・ボックス			1 油漏れ 2 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類	(※2) 緩み、がた及び損傷		ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂 及び損傷
	ナックル	(※2) 連結部のがた		
	かじ取り車輪			ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	1 ベルトの緩み及び損傷 (※2) 2 油漏れ及び油量		取付けの緩み
制 動 装 置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床 板とのすき間 2 ブレーキの効き具合		
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合		
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		
	リザーバ・タンク	液量		
	マスタ・シリンダ、ホイール・ シリンダ及びディスク・キャ リパ			機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク		機能
	ブレーキ・バルブ、クイック・ リリース・バルブ及びリレー・ バルブ			機能
	倍力装置			1 エア・クリーナの詰まり 2 機能
	ブレーキ・カム			摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレー キ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 (※2) 2 シューの摺動部分及びライニ ングの摩耗		ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート			バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及び パッド	(※2) 1 ディスクとパッドとのすき間 (※2) 2 パッドの摩耗		ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及 びライニング	1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間		1 ライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
	二重安全ブレーキ機構			機能

点検箇所		点検時期	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
走行装置	ホイール		(※2)1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (※2)3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	(※3)1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション		スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	コイル・サスペンション			1 スプリングの損傷 2 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション		1 エア漏れ (※2)2 ベローズの損傷 (※2)3 取付部及び連結部の緩み及び損傷	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷	
動力伝達装置	クラッチ		1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2 作用 3 液量	
	トランスミッション及びトランスファ		(※2) 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト		(※2) 連結部の緩み	1 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2 継手部のがた 3 センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル		(※2) 油漏れ及び油量	
電気装置	点火装置		(※2)(※4)1 点火プラグの状態 2 点火時期	ディストリビュータのキャップの状態
	バッテリー		ターミナル部の接続状態	
	電気配線		接続部の緩み及び損傷	
原動機	本体		(※2)1 エア・クリーナ・エレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態
	潤滑装置		油漏れ	
	燃料装置		燃料漏れ	
	冷却装置		ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ

点検箇所		点検時期	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置			1 メターリング・バルブの状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置			1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置			1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置				作用
エグゾースト・パイプ及びマフラ			(※2) 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
エア・コンプレッサ			エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等			導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体			1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※3) 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※3) 4 スペアタイヤの取付状態 (※3) 5 ツールボックスの取付部の緩み、及び損傷	
連結装置				1 カブラの機能及び損傷 2 ビントル・フックの磨耗、亀裂及び損傷
座席				(※1) 座席ベルトの状態
開扉発車防止装置				機能
その他			シャシ各部の給油脂状態	

(注)①(※1)印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。

②(※2)印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3か月間当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

③(※3)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

④(※4)印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

■貨物自動車運送事業輸送安全規則

●点検整備

第13条 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。
- (2) 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第49条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

MEMO

MEMO

■地方貨物自動車運送適正化事業実施機関一覧

実施機関名	郵便番号	所在地	電 話	FAX
北海道貨物自動車運送適正化事業実施機関	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10	011-551-1357	011-520-6520
札幌事務所	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10	011-206-7900	011-520-6520
函館事務所	041-0824	函館市西桔梗町555-32	0138-49-1777	0138-49-1659
室蘭事務所	050-0081	室蘭市日の出町3-4-11	0143-44-0993	0143-45-8024
旭川事務所	079-8442	旭川市流通団地2-4	0166-48-7244	0166-47-5079
帯広事務所	080-2459	帯広市西19条北2-4	0155-36-8575	0155-35-4614
釧路事務所	084-0906	釧路市鳥取大通6-1-4	0154-51-3108	0154-52-4019
北見事務所	090-0835	北見市光西町167	0157-24-4833	0157-24-8613
青森県貨物自動車運送適正化事業実施機関	030-0111	青森市大字荒川字品川111-3	017-729-2000	017-729-2266
岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1	019-637-2171	019-638-5010
宮城県貨物自動車運送適正化事業実施機関	984-0015	仙台市若林区卸町5-8-3	022-238-2721	022-238-4336
秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関	011-0904	秋田市寺内蛭根1-15-20	018-863-5331	018-863-7354
山形県貨物自動車運送適正化事業実施機関	994-0075	天童市蔵増1465-16	023-616-6135	023-616-6138
福島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-7755	024-558-7731
茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関	310-0913	水戸市見川町2440-1	029-303-7201	029-303-7202
栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関	321-0169	宇都宮市八千代1-5-12	028-684-5882	028-684-5889
群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関	379-2194	前橋市野中町595	027-261-0244	027-261-7576
埼玉県貨物自動車運送適正化事業実施機関	330-8506	さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2774	048-631-2006
千葉県貨物自動車運送適正化事業実施機関	261-0002	千葉市美浜区新港212-10	043-302-1980	043-247-2691
東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関	160-0004	新宿区四谷3-1-8	03-3359-4138	03-3359-6009
神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	222-8510	横浜市港北区新横浜2-11-1	045-471-5877	045-471-5536
山梨県貨物自動車運送適正化事業実施機関	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036
新潟県貨物自動車運送適正化事業実施機関	950-0965	新潟市中央区新光町6-4	025-285-1717	025-285-8455
長野県貨物自動車運送適正化事業実施機関	381-8556	長野市南長池710-3	026-254-5151	026-254-5155
富山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	939-2708	富山市婦中町島本郷1-5	076-495-8800	076-495-1600
石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	920-0226	金沢市栗崎町4-84-10	076-239-2285	076-239-2287
福井県貨物自動車運送適正化事業実施機関	918-8115	福井市別所町第17号18-1	0776-34-1713	0776-34-2136
岐阜県貨物自動車運送適正化事業実施機関	501-6133	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773
静岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関	422-8510	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1920	054-283-1921
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関	470-0217	みよし市福谷町西の洞21-127	0561-76-2242	0561-76-3033
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関	514-8515	津市桜橋3-53-11	059-227-6767	059-225-2095
滋賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関	524-0104	守山市木浜町2298-4	077-585-8080	077-585-8015
京都府貨物自動車運送適正化事業実施機関	612-8418	京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062
大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関	536-0014	大阪市城東区鷺野西2-11-2	06-6965-4024	06-6965-1902
兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関	657-0043	神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556	078-882-5565
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関	639-1037	大和郡山市額田部北町981-6	0743-23-1200	0743-56-2228
和歌山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	640-8404	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関	680-0006	鳥取市丸山町219-1	0857-22-2694	0857-27-7051
島根県貨物自動車運送適正化事業実施機関	690-0001	松江市東朝日町194-1	0852-21-4272	0852-22-4408
岡山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	700-8567	岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211	086-234-5600
広島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	732-0052	広島市東区光町2-1-18	082-264-1539	082-261-2496
山口県貨物自動車運送適正化事業実施機関	753-0812	山口市宝町2-84	083-922-0978	083-925-8070
徳島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	770-0003	徳島市北田宮2-14-50	088-632-8810	088-632-4701
香川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	760-0066	高松市福岡町3-2-3	087-851-6381	087-821-4974
愛媛県貨物自動車運送適正化事業実施機関	791-1114	松山市井門町1081-1	089-957-1069	089-993-5501
高知県貨物自動車運送適正化事業実施機関	780-8016	高知市南の丸町5-17	088-832-3499	088-831-0630
福岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-18-8	092-451-7846	092-451-7964
佐賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関	849-0921	佐賀市高木瀬西3-1-22	0952-36-6653	0952-36-6658
長崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関	851-0131	長崎市松原町2651-3	095-838-2281	095-839-8508
熊本県貨物自動車運送適正化事業実施機関	862-0901	熊本市東町4-6-2	096-369-3968	096-369-1194
大分県貨物自動車運送適正化事業実施機関	870-0905	大分市向原西1-1-27	097-558-6311	097-552-1591
宮崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関	880-8519	宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285
鹿児島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-15	099-261-1167	099-262-5500
沖縄県貨物自動車運送適正化事業実施機関	900-0001	那覇市港町2-5-23	098-863-0280	098-863-3591

トラック運送事業の 運行・車両・労務管理の手引き ——法令実践ガイド——

平成31年3月発行

——発行——

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番5

TEL.03-3354-1067

FAX.03-3354-1019
